

残留基準値一覧表の説明

1. 残留基準値一覧表

1.1. 成分名

日本において調査対象品目に対し基準値設定がある成分、及び日本では動物用医薬品で基準値設定はないが海外では何らかの指定がある成分を一覧表に記載した。これらの成分には動物用医薬品と農薬が含まれる。またCCRVDFで議論されている成分も含まれている。

1.2. 日本において基準値設定がある成分

「調査票（対象品目別）」では、各国との比較のために、日本において基準値設定がある成分も一覧表に記載した。しかし、日本の残留規制では「個々の成分に対する残留基準値」及び「一律基準値」があり、規制のない「対象外物質」もある。さらに残留基準値が設定されている成分の法的な扱いも日本と諸外国で異なる場合がある。日本では動物用医薬品として扱われる成分でも外国では農薬として取り扱われたり、日本では飼料添加物と見なされていても諸外国では動物用医薬品として規制されていたり、さらには農薬成分であるが畜水産物中の残留基準が設定されていたりすることがある。このため、動物用医薬品と農薬のうち日本で承認又は登録されているために畜水産物に残留している可能性があり、かつ海外で残留物が検査される可能性のある成分を明確にすることが必要である。こうしたことから、本調査では以下の指針4つのもとに、日本の畜水産物に残留する可能性がある成分を明確にした。

- 日本で**動物用医薬品（食用動物用途）**として承認されている成分
 - 特に動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令の別表第1及び別表第2に記載されている成分（134成分）（塩・エステル等、体内で代謝を受けて変化する成分については、残留基準として設定されている成分名を記載した。）
 - ◇ 一覧表の「動物用医薬品使用基準」欄に規制の有無とその対象を記載
- 農薬と共通の成分（殺虫剤・駆虫剤・抗原虫剤）（畜鶏舎等に使用するものを含む）（68成分）
 - ◇ 一覧表の「動物用殺虫剤等」欄に規制の有無と分類を記載
- 日本で**飼料添加物**として指定されている成分のうち合成抗菌剤・抗生物質
 - 飼料の成分規格省令別表第1の1の（1）のウの表の成分（17成分）
 - ◇ 一覧表の「飼料添加物」欄に規制の有無を記載
- 日本で飼料作物に使用が認められている**農薬**
 - 飼料の成分規格省令別表第1の1の（1）のセ及びソの表の成分（61成分）
 - ◇ 一覧表の「飼料中残留基準」欄に規制の有無を記載
- 日本で**使用禁止（食用動物用途）**とされている成分
 - ◇ 一覧表の「動物用医薬品使用基準」欄に「食用動物に使用禁止」と記載

また、上記指針の基となった法規は以下のとおりである。

- 動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令¹
- 飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令別表第1の1の（1）のウ、セ及びソの表²

1.3. 成分名の表記

一覧表に記載されている成分名は、動物用医薬品並びに農薬の有効成分の和名及びその英名を記載している。和名については日本の基準値設定がある成分についてはその名称を、英名についてはCODEX基準の成分名又は各国の基準値一覧表にある名称を採用している。

1.4. 調査対象品目について

飲用乳は、牛乳由来の製品のみを調査対象としている。ただし粉ミルクに関連する成分の残留基準値も含まれている。

1.5. 基準値の表記

残留基準値はppm（1mg/kg=1ppm）で統一している。ただし各国の規制内容をppmに換算して記載することが困難な場合は、留意点に各国の規制の詳細を確認できる出典を記載している。国によっては、同一の成分又は対象品目に対して動物用医薬品と農薬の規制においてそれぞれ異なる基準値が設定されている場合がある。その場合は厳しい方の基準値を一覧表に記載している。

「調査票（国別）」及び「調査票（対象品目別）」の一覧表内で用いられている記号や表現の定義は以下のとおりである。

日本の表記

- 数値が入っている場合：残留基準値であり、その数値を超えると食品衛生法違反となる。
- 「－」：日本の規制において物質名が挙げられていない、又は物質名が挙げられているが調査対象の食品に1つも基準値が設定されていないことを意味する。当該成分が「抗菌性物質」である場合は不含有とされ、含有すると食品衛生法違反となる。当該成分が「抗菌性物質以外」である場合は一律基準（0.01ppm）が適用され、これを超えると食品衛生法違反となる。必要に応じて説明の注記をつけている。
- 「不検出」：決められた分析法による分析を行った結果、当該成分が検出された場合は食品衛生法違反となる。
- 「基準値免除」：対象外物質と同様に基準値の設定が免除されていることを意味する。
- 「販売禁止農薬」：「農薬の販売の禁止を定める省令」（平成十五年農林水産省令第十一号）で指定された農薬で、農薬取締法第二十四条の規定に基づき販売も使用も禁止さ

¹ e-Gov法令検索「動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令」
https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=425M60000200044_20230106_505M60000200001、最終アクセス日：2023年2月21日）

² 独立行政法人農林水産消費安全技術センター（FAMIC）「飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令別表第1の1の（1）のウ、セ及びソの表」
http://www.famic.go.jp/ffis/feed/hourei/sub1_seibunkikaku.html#beppyoul、最終アクセス日：2023年2月21日）

れている³。

その他の国の表記

- 数値が入っている場合：残留基準値であり、その数値を超えると違反となる。
- 「－」：当該国において基準値の設定がないことを意味し、必要に応じて説明の注記をつけている。なお、当該国において当該成分の動物への使用が禁止されている場合又は承認されていない場合も含む可能性があることに留意されたい。
- 「一律禁止」：輸入製品への残留が許されていないことを意味する。
- 「不検出」：当該成分が決められた分析法により分析した場合に検出されると違反となる。
- 「基準値免除」：対象外物質であることを意味する。対象外物質とは、体内に残留しても健康を損なうことがないことが明らかなため基準値の設定が免除され、ポジティブリストからも除外されている成分である。
- その他、上記に当てはまらない表記は各国特有の規制であるため、当該国の出典を参照していただきたい。

なお一覧表に記載した残留動物用医薬品及び農薬基準値や規制は各国・地域等のウェブサイト等各種情報に基づいて作成しているものの、正確性を保証するものではない。これらの基準値は調査時点の数値であり、その後変更されていることがある。対象畜水産物を輸出する際は、輸出前に輸出先国の関係法規を必ず確認していただきたい。

参考：日本の残留基準値の記載方法

分類	食品衛生法の取扱い	記載方法	記載例
調査対象の食品に1つ以上の基準値（数値）が設定されている	基準値を超えると違反	基準値がある食品の食品名と基準値の数値を記載する 基準値のない食品名は記載しない	筋肉：0.1 脂肪：0.1
成分名が挙げられていない	抗菌性物質：不含有（含有したら違反） 抗菌性物質以外：一律基準（0.01ppmを超えると違反）	「－」と記載する ※日本の基準において「－」は、抗菌性物質なら不含有、その他の物質なら一律基準（0.01ppm）が適用される	－
成分名が挙げられているが、調査対象品目に一つも基準値（数値）がない	抗菌性物質：不含有（含有したら違反） 抗菌性物質以外：一律基準（0.01ppmを超えると違反）		
不検出とされている	検出されたら違反	不検出	不検出

³ 農林水産省「農薬の販売・使用の禁止」（https://www.maff.go.jp/j/nouyaku/n_kinsi/、最終アクセス日：2023年3月15日）

成分			
----	--	--	--

1.6. 留意点及び脚注

「調査票（国別）」の一覧表内で注記が必要な場合は「留意点」欄に記載し、「調査票（対象品目別）」の一覧表内で注記が必要な場合は「脚注」として一覧表の下部に記載している。

- 「分析対象物質の指定有」：分析対象物質が記載されているもの。
- 「〇〇（成分名）として収録」：当該国の規制では別の成分名として一覧表に記載されている、又は他の成分とセットで一覧表に記載されているもの等。
➤ 例：「Aldrin and Dieldrinとして収録」（CODEXから抜粋）
- 「不明薬品」：当該国の基準値一覧表に現地語等で掲載されているものの、CAS番号、ISO名の記載等なく、最終的に該当する成分名が特定できなかったもの。
- その他各国が独自で定めている規制の詳細については、当該国の出典を参照していただきたい。

1.7. 出典

「調査票（国別）」では、各成分を規制している法規の略称を「出典」欄に記載した。詳細な規制内容を確認する場合は、基準値一覧表下部にある「出典一覧」の該当する法規の右欄に記載されているウェブサイトのアドレスをクリックすれば、当該国の規制内容を確認できる。

2. 調査報告書の項目

2.1. 残留基準値等に関する規制の有無

本調査によって確認された「残留基準値」、「使用禁止物質」、「対象外物質」の規制の有無を表形式で記載した。

「使用禁止物質」の規制は各国で定義が異なっており、その国において使用が禁止されている成分の一覧表と、輸入時に残留が許されない一覧表の2つが存在する。このうち輸入製品への残留が許されていない物質については、「残留基準値一覧表」に「一律禁止」と記入した。使用禁止物質に指定されていて、かつEMRLなどで若干の数値が指定されていた場合にはその数値を記入した。

「対象外物質」とは、体内に残留しても健康を損なうことがないことが明らかなため、ポジティブリストから除外されている物質である。当該欄では、対象国に対象外物質の一覧表が存在するかどうかを表している。

また、表中の「×」は、各項目の関連法規が存在しないことを保証しているわけではなく、本調査によって確認できなかったことを意味していることに留意していただきたい。

2.2. 残留基準値等に関する主な所轄機関

残留基準値等に関する主な所轄機関を記載した。

2.3. 残留基準値等の関連法規

残留基準値等の関連法規を記載した。

2.4. 採用しているリスト制度

採用されているリスト制度（ポジティブリスト制度又はネガティブリスト制度）を記載した。

2.5. その他の成分の規制

調査対象国におけるその他の成分の規制として、ヒスタミン、メラミン、ダイオキシン、放射性物質、マイコトキシン、貝毒、金属、細菌、食品添加物、ポリ塩化ビフェニルに関する規制があることを本調査で確認した場合、それらの情報を記載している。

1. 残留基準値等に関する規制の有無

CODEXにおける残留基準値等に関する規制の有無を以下の表に示した。

表1：CODEXにおける残留基準値等に関する規制の有無

	残留基準値	使用禁止物質	対象外物質
基準値の規制	○	○	×

2. 残留基準値等に関する主な所轄機関

CODEX委員会⁴は、農作物や動物用飼料中の農薬や動物用医薬品の残留量の国際基準として、CODEX MRL（Maximum Residue Limits、残留基準値）を定めている。世界貿易機関（WTO）の「衛生植物検疫措置の適用に関する協定（Agreement on the Application of Sanitary and Phytosanitary Measures）」⁵では、国家間における規制の違いによる貿易時の影響を最小限にするために、WTO加盟国は食品の安全規制をこの国際基準と整合させるよう要求されている。我が国でも、重大な問題がない限りCODEX MRLを受け入れている。

3. 残留基準値等の関連法規

CODEX委員会によって策定された基準であるCODEX MRLのうち、以下のデータベースを調査し調査対象品目に使用される成分を一覧表に記載した。

- 動物用医薬品のデータベース「CODEX Veterinary Drug Residue in Food Online Database」内の「Index of Veterinary Drugs」⁶
- 農薬のデータベース「CODEX Pesticides Residues in Food Online Database」内の「Pesticide Index」⁷

⁴ CODEX「CODEX委員会のホームページ」（<https://www.fao.org/fao-who-codexalimentarius/home/en/>、最終アクセス日：2023年2月25日）

⁵ 植物防疫所「衛生植物検疫措置の適用に関する協定」（https://www.maff.go.jp/pps/j/law/houki/joyaku/joyaku_3.html_3.html、最終アクセス日：2023年1月25日）

⁶ CODEX「CODEX VETERINARY DRUG RESIDUE IN FOOD ONLINE DATABASE-Index of Veterinary Drugs」（<https://www.fao.org/fao-who-codexalimentarius/codex-texts/dbs/vetdrugs/veterinary-drugs/en/>、最終アクセス日：2023年1月27日）

⁷ CODEX「CODEX PESTICIDES RESIDUES IN FOOD ONLINE DATABASE-Pesticide Index」（<https://www.fao.org/fao-who-codexalimentarius/codex-texts/dbs/pestres/pesticides/en/>、最終アクセス日：2023年1月27日）

- 「MAXIMUM RESIDUE LIMITS (MRLs) AND RISK MANAGEMENT RECOMMENDATIONS (RMRs) FOR RESIDUES OF VETERINARY DRUGS IN FOODS CX/MRL 2 - 2021」⁸

4. 残留基準値等の一覧表に関する説明

4.1. 採用しているリスト制度

CODEXは残留基準値一覧表の作成にあたって、動物用医薬品や農薬の残留による人体への悪影響が生じないように残留基準値を定めている。ただし、CODEX MRLは各国に対して強制力がない自主的な基準である。

4.2. 残留基準値の一覧表に関する概要

CODEXの動物用医薬品及び農薬のデータベースから調査対象品目に適用される基準値を一覧表に記載した。

4.3. 使用禁止物質の一覧表に関する概要

使用禁止物質については、CODEX委員会が「MAXIMUM RESIDUE LIMITS (MRLs) AND RISK MANAGEMENT RECOMMENDATIONS (RMRs) FOR RESIDUES OF VETERINARY DRUGS IN FOODS CX/MRL 2 - 2021」においてリスク管理に関する勧告 (RMR : Risk Management Recommendation) を行っている。当該文書 (CX/MRL 2 - 2021) では、RMRの対象として13の成分名を挙げて「この成分は章句用動物に対する使用を禁止すべきである」としている。

4.4. 対象外物質の一覧表に関する概要

CODEXにおいては残留基準値が「Unnecessary」とされている成分があり、日本におけるポジティブリスト制度の対象外物質に相当する。当該物質については一覧表に「基準値免除」と記載した。ただし、「Not specified」については定義が明確に示されていないためそのまま記載した。

5. 残留基準値に関する出典一覧

CODEXにおける残留基準値の規制に関連する情報を以下の表にまとめた。

表2：CODEXにおける残留基準値に関する各情報のまとめ

項目名	名称	URL
所轄機関	CODEX ALIMENTARIUS	https://www.fao.org/fao-who-codexalimentarius/home/pt/

⁸ CODEX 「MAXIMUM RESIDUE LIMITS (MRLs) AND RISK MANAGEMENT RECOMMENDATIONS (RMRs) FOR RESIDUES OF VETERINARY DRUGS IN FOODS CX/MRL 2-2021」 (<https://www.fao.org/fao-who-codexalimentarius/sh-proxy/en/?lnk=1&url=https%253A%252F%252Fworkspace.fao.org%252Fsites%252Fcodex%252Fstandards%252FCXM%2B2%252FMRL2e.pdf>、最終アクセス日：2023年1月25日)

関連法規（根拠法）	Maximum Residue Limits (MRLs) and Risk Management Recommendations (RMRs) for Residues of Veterinary Drugs in Food	https://www.fao.org/fao-who-codexalimentarius/sh-proxy/pt/?lnk=1&url=https%253A%252F%252Fworkspace.fao.org%252Fsites%252Fcodex%252Fstandards%252FCXM%2B2%252FMRL2e.pdf
農薬のMRL（最新のPDFが閲覧できる場所）	Pesticide Index	https://www.fao.org/fao-who-codexalimentarius/codex-texts/dbs/pestres/pesticides/en/
農薬のMRLのデータベース（成分や作物で検索できる場所）	Pesticide Index	https://www.fao.org/fao-who-codexalimentarius/codex-texts/dbs/pestres/pesticides/en/
農薬の使用禁止	—	—
農薬の対象外	—	—
動物用医薬品のMRL（最新のPDFが閲覧できる場所）	CX/MRL 2 - 2021	https://www.fao.org/fao-who-codexalimentarius/sh-proxy/en/?lnk=1&url=https%253A%252F%252Fworkspace.fao.org%252Fsites%252Fcodex%252Fstandards%252FCXM%2B2%252FMRL2e.pdf
動物用医薬品のMRLのデータベース（成分や動物で検索できる場所）	Index of Veterinary Drugs	https://www.fao.org/fao-who-codexalimentarius/codex-texts/dbs/vetdrugs/veterinary-drugs/en/
動物用医薬品の使用禁止	CX/MRL 2 - 2021	https://www.fao.org/fao-who-codexalimentarius/sh-proxy/en/?lnk=1&url=https%253A%252F%252Fworkspace.fao.org%252Fsites%252Fcodex%252Fstandards%252FCXM%2B2%252FMRL2e.pdf
動物用医薬品の対象外	—	—
CCRVDFで議論されている成分の扱い	—	—
EUの新たな動物用医薬品規則への対応	—	—

6. その他の成分の規制

「ヒスタミン」は内閣府食品安全委員会のファクトシート⁹に掲載されているCODEXスタンダードを記載した。「メラミン」、「放射性物質」、「マイコトキシン」、「金属」は厚生労働省の「コーデックス規格の特徴」¹⁰内の「汚染物質」に参照先として挙げられているCODEXの「CXS 193 - 1995」¹¹を記載した。「ダイオキシン」、「PCB」はCODEXの「CXC62 - 2006」¹²を記載した。「貝毒」は農林水産省「二枚貝等の貝毒のリスク管理に関するガイドライン」¹³中で言及されているCODEXの「CXS292 - 2008」¹⁴を記載した。「食品添加物」に関しては、食品添加物のデータベース「CODEX General Standard for Food Additives (GSFA) Online Database」¹⁵内の「GSFA DATABASE SEARCH」で適用される使用基準を確認することができる。

CODEXにおける動物医薬品及び農薬以外の成分等の規制を以下の表にまとめた。

表3：CODEXにおけるその他の成分の規制

成分	出典名称	URL
ヒスタミン (histamine)	内閣府食品安全委員会のファクトシート	https://www.fsc.go.jp/factsheets/index.data/210330histamine.pdf
メラミン (melamine)	CXS193 - 1995	https://www.fao.org/fao-who-codexalimentarius/sh-proxy/en/?lnk=1&url=https%253A%252F%252Fworkspace.fao.org%252Fsites%252Fcodex%252FStandards%252FCXS%2B193-1995%252FCXS_193e.pdf
ダイオキシン (dioxin)	CXC62 - 2006	https://www.fao.org/fao-who-codexalimentarius/sh-proxy/en/?lnk=1&url=https%253A%252F%252Fworkspace.fao.org%252Fsites%252Fcodex%252FStandards%252FCXC%2B62-2006%252FCXC_062e.pdf

⁹ 内閣府食品安全委員会「ファクトシート」

(<https://www.fsc.go.jp/factsheets/index.data/210330histamine.pdf>、最終アクセス日：2023年3月13日)

¹⁰ 厚生労働省「コーデックス規格の特徴」

(<https://www.mhlw.go.jp/topics/idsenhi/codex/09-00.html>、最終アクセス日：2023年3月13日)

¹¹ CODEX「CXS193-1995」(https://www.fao.org/fao-who-codexalimentarius/sh-proxy/en/?lnk=1&url=https%253A%252F%252Fworkspace.fao.org%252Fsites%252Fcodex%252FStandards%252FCXS%2B193-1995%252FCXS_193e.pdf、最終アクセス日：2023年3月15日)

¹² CODEX「CXC62-2006」(https://www.fao.org/fao-who-codexalimentarius/sh-proxy/en/?lnk=1&url=https%253A%252F%252Fworkspace.fao.org%252Fsites%252Fcodex%252FStandards%252FCXC%2B62-2006%252FCXC_062e.pdf、最終アクセス日：2023年3月13日)

¹³ 農林水産省「二枚貝等の貝毒のリスク管理に関するガイドライン」

(<https://www.maff.go.jp/j/syouan/tikusui/gyokai/busitu/sizendoku/attach/pdf/index-14.pdf>、最終アクセス日：2023年3月13日)

¹⁴ CODEX「CXS292-2008」(https://www.fao.org/fao-who-codexalimentarius/sh-proxy/en/?lnk=1&url=https%253A%252F%252Fworkspace.fao.org%252Fsites%252Fcodex%252FStandards%252FCXS%2B292-2008%252FCXS_292e_2015.pdf、最終アクセス日：2023年3月13日)

¹⁵ CODEX「CODEX General Standard for Food Additives (GSFA) Online Database」(<https://www.fao.org/fao-who-codexalimentarius/codex-texts/dbs/gsfa/en/#:~:text=Codex%20General%20Standard%20for%20Food,p%20reviously%20been%20standardized%20by%20Codex.>、最終アクセス日：2023年3月14日)

		/?lnk=1&url=https%253A%252F%252Fworkspace.fao.org%252Fsites%252Fcodex%252FStandards%252FCXC%2B62-2006%252FCXC_062e.pdf
放射性物質 (Radionuclides)	CXS193 - 1995	https://www.fao.org/fao-who-codexalimentarius/sh-proxy/en/?lnk=1&url=https%253A%252F%252Fworkspace.fao.org%252Fsites%252Fcodex%252FStandards%252FCXS%2B193-1995%252FCXS_193e.pdf
マイコトキシン (Mycotoxins)	CXS193 - 1995	https://www.fao.org/fao-who-codexalimentarius/sh-proxy/en/?lnk=1&url=https%253A%252F%252Fworkspace.fao.org%252Fsites%252Fcodex%252FStandards%252FCXS%2B193-1995%252FCXS_193e.pdf
貝毒 (shellfish poison)	CXS292 - 2008	https://www.fao.org/fao-who-codexalimentarius/sh-proxy/en/?lnk=1&url=https%253A%252F%252Fworkspace.fao.org%252Fsites%252Fcodex%252FStandards%252FCXS%2B292-2008%252FCXS_292e_2015.pdf
金属 (metal)	CXS193 - 1995	https://www.fao.org/fao-who-codexalimentarius/sh-proxy/en/?lnk=1&url=https%253A%252F%252Fworkspace.fao.org%252Fsites%252Fcodex%252FStandards%252FCXS%2B193-1995%252FCXS_193e.pdf
細菌 (bacteria)	—	—
食品添加物 (Food additive)	General Standard for Food Additives	https://www.fao.org/fao-who-codexalimentarius/sh-proxy/en/?lnk=1&url=https%253A%252F%252Fworkspace.fao.org%252Fsites%252Fcodex%252FStandards%252FCXS%2B192-1995%252FCXS_192e.pdf

ポリ塩化ビフェニル (PCB)	CXC62 - 2006	https://www.fao.org/fao-who-codexalimentarius/sh-proxy/en/?lnk=1&url=https%253A%252F%252Fworkspace.fao.org%252Fsites%252Fcodex%252Fstandards%252FCXC%2B62-2006%252FCXC_062e.pdf
-----------------	--------------	---

アメリカ合衆国

1. 残留基準値等に関する規制の有無

米国における残留基準値等に関する規制の有無を以下の表に示した。

表4：米国における残留基準値等に関する規制の有無

	残留基準値	使用禁止物質	対象外物質
基準値の規制	○	○	×

2. 残留基準値等に関する主な所轄機関

米国では食肉、家きん肉、卵製品等に残留する動物用医薬品、農薬等の管理は、米国農務省（USDA）¹⁶の米国農務省食品安全検査局（FSIS）¹⁷、米国保健福祉省の米国食品医薬品局（FDA）¹⁸及び米国環境保護庁（EPA）¹⁹が担当している。

3. 残留基準値等の関連法規

米国における、残留基準値に関連する法規を以下にまとめた。本調査では、これらの法規を調査し、調査対象品目に関する残留基準値を一覧表に記載した。

- 連邦食品医薬品化粧品法（Federal Food, Drug, and Cosmetic Act）²⁰
- 連邦行政規則集Title 21、Chapter 1、Part 556、Subpart B「承認済み及び条件付承認済み新動物用医薬品の残留物に関する許容範囲」²¹

¹⁶ 米国農務省（USDA）「米国農務省（USDA）のホームページ」
（<https://www.usda.gov/>、最終アクセス日：2023年2月25日）

¹⁷ 米国農務省食品安全検査局（FSIS）「米国農務省食品安全検査局（FSIS）のホームページ」
（<https://www.fsis.usda.gov/>、最終アクセス日：2023年3月7日）

¹⁸ 米国食品医薬品局（FDA）「食品医薬品局（FDA）のホームページ」
（<https://www.fda.gov/>、最終アクセス日：2023年3月7日）

¹⁹ 米国環境保護庁（EPA）「米国環境保護庁（EPA）のホームページ」
（<https://www.epa.gov/>、最終アクセス日：2023年2月25日）

²⁰ 米国食品医薬品局（FDA）「連邦食品医薬品化粧品法（FFDCA）」
（<https://www.fda.gov/regulatory-information/laws-enforced-fda/federal-food-drug-and-cosmetic-act-fdca-act>、最終アクセス日：2023年2月16日）

²¹ 米国国立公文書記録管理局「連邦行政規則集Title 21、Chapter 1、Part 556、Subpart B」
（<https://www.ecfr.gov/current/title-21/chapter-I/subchapter-E/part-556/subpart-B>、最終アクセス日：2023年2月16日）

- 連邦行政規則集Title 40、Chapter 1、Part 180、Subpart C「許容範囲」²²
- 連邦殺虫剤・殺菌剤・殺鼠剤法（Federal Insecticide, Fungicide and Rodenticide Act）²³

4. 残留基準値等の一覧表に関する説明

4.1. 採用しているリスト制度

米国は残留基準値一覧表の作成にあたっては、ポジティブリスト制度を採用している。

4.2. 残留基準値の一覧表に関する概要

連邦食品医薬品化粧品法に基づき残留基準値が定められている。

動物用医薬品に関しては、連邦行政規則集Title 21、Chapter 1、Part 556、Subpart B「承認済み及び条件付承認済み新動物用医薬品の残留物に関する許容範囲」に残留基準値が記載されている。

農薬に関しては、連邦行政規則集Title 40、Chapter 1、Part 180、Subpart C「許容範囲」に残留基準値が記載されている。

対象品目によって、また対象品目の部位によって分析対象物質の指定が異なる場合があるので注意する必要がある。

4.3. 使用禁止物質の一覧表に関する概要

米国は使用禁止物質の一覧表を定めていない。ただし、ゲンチアナバイオレットは連邦行政規則集Title 21、Chapter 1、Part 589.1に基づいて動物飼料に使用することが禁止されているため一覧表に記載した。また農薬のクロルピリホスは、全ての食品における残留基準値の設定が取り消され、クロルピリホスを使用した全ての食品について米国へ輸入することが禁止されている²⁴ため一覧表に記載した。さらに、米国では、連邦行政規則集Title 21、Chapter 1、Part 530.41に基づいて動物への適応外使用（Extralabel use）を禁止している成分を公表している。

4.4. 対象外物質の一覧表に関する概要

米国では、対象外物質の一覧表は定められていない。

²² 米国国立公文書記録管理局「連邦行政規則集Title 40、Chapter 1、Part 180、Subpart C」
<https://www.ecfr.gov/current/title-40/chapter-I/subchapter-E/part-180/subpart-C?toc=1>、最終アクセス日：2023年3月16日）

²³ 米国環境保護庁（EPA）「連邦殺虫剤・殺菌剤・殺鼠剤法」
<https://www.epa.gov/laws-regulations/summary-federal-insecticide-fungicide-and-rodenticide-act>、最終アクセス日：2023年2月16日）

²⁴ 農林水産省「米国におけるクロルピリホスの残留農薬基準値削除について」
www.maff.go.jp/j/shokusan/export/us_chlorpyrifos.html、最終アクセス日：2023年3月7日）

5. 残留基準値等に関連する他の動向

5.1. CCRVDFで議論されている成分の扱い

米国農務省（USDA）のサイトにUS CODEX Officeのページがあり、その中の「Codex Delegation Reports」²⁵でCCRVDFの動向を含め各委員会に関するレポートが随時発表されている。

5.2. EUの新たな動物用医薬品規則への対応

2022年7月19日に制定されたEUの「人体用に使用が制限される抗菌剤を指定する規則」の関連規則である「第三国からの輸入に関する規則」に関しては、米国農務省（USDA）のグローバル農業情報ネットワーク（GAIN）でレポート²⁶が発表されている。今後どのようにEU規則に対応するかについて当局の動向を示す情報は確認できなかった。

6. 残留基準値に関する出典一覧

米国における残留基準値の規制に関連する情報を以下の表にまとめた。

表5：米国における残留基準値に関する各情報のまとめ

項目名	名称	URL
所轄機関	米国食品医薬品局（FDA）（Food and Drug Administration）	https://www.fda.gov/
	米国環境保護庁（United States Environmental Protection Agency）	https://www.epa.gov/pesticide-tolerances/how-search-tolerances-pesticide-ingredients-code-federal-regulations
	米国農務省（U. S. DEPARTMENT OF AGRICULTURE）	https://www.usda.gov/
	米国農務省食品安全検査局（Food Safety and Inspection Service）	https://www.fsis.usda.gov/
関連法規（根拠法）	殺虫剤・殺菌剤・殺鼠剤法（FIFRA：Federal Insecticide, Fungicide and Rodenticide Act）	https://www.epa.gov/enforcement/federal-insecticide-fungicide-and-rodenticide-act-fifra-and-federal-facilities

²⁵ 米国農務省（USDA）「Codex Delegation Reports」
（<https://www.usda.gov/topics/trade/international-food-standards/codex-delegation-reports>、最終アクセス日：2023年2月16日）

²⁶ 海外農務局（FAS）「EU規則に関するGAINレポート」（<https://www.fas.usda.gov/data/european-union-drift-commission-delegated-regulation-implementing-article-118-eu-veterinary>、最終アクセス日：2023年2月15日）

	連邦食品医薬品化粧品法 (Federal Food, Drug and Cosmetic Act)	https://www.fda.gov/regulatory-information/laws-enforced-fda/federal-food-drug-and-cosmetic-act-fdc-act
農薬のMRL (最新のPDFが閲覧できる場所)	連邦行政規則集 (PART 180 - TOLERANCES AND EXEMPTIONS FOR PESTICIDE CHEMICAL RESIDUES IN FOOD)	https://www.ecfr.gov/current/title-40/chapter-I/subchapter-E/part-180/subpart-D?toc=1
農薬のMRLのデータベース (成分や作物で検索できる場所)	—	—
農薬の使用禁止	クロルピリホスの残留農薬基準値削除	https://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/us_chlorpyrifos.html
農薬の対象外	—	—
動物用医薬品のMRL (最新のPDFが閲覧できる場所)	連邦行政規則集 (PART 556 - TOLERANCES OF RESIDUES OF NEW ANIMAL DRUGS IN FOOD)	https://www.ecfr.gov/current/title-21/chapter-I/subchapter-E/part-556
動物用医薬品のMRLのデータベース (成分や動物で検索できる場所)	—	—
動物用医薬品の使用禁止	連邦行政規則集 (PART 589 - SUBSTANCES PROHIBITED FROM USE IN ANIMAL FOOD OR FEED) 連邦行政規則集 (PART 530 - EXTERNAL LABEL DRUG USE IN ANIMALS)	https://www.ecfr.gov/current/title-21/chapter-I/subchapter-E/part-589 https://www.ecfr.gov/current/title-21/chapter-I/subchapter-E/part-530
動物用医薬品の対象外	—	—
CCRVDFで議論されている成分の扱い	USDA CCRVDF Report	https://www.usda.gov/sites/default/files/documents/delegates-report-2021-ccrvdf.pdf
EUの新たな動物用医薬品規則への対応	USDA Foreign Agricultural Service	https://www.fas.usda.gov/search?keyword=MRL

7. その他の成分の規制

食品添加物に関しては、連邦食品医薬品化粧品法²⁷によって食品添加物の使用基準が定められている。米国における動物用医薬品及び農薬以外の成分の規制を以下の表にまとめた。

表6：米国におけるその他の成分の規制

成分	出典名称	URL
ヒスタミン (histamine)	—	—
メラミン (melamine)	—	—
ダイオキシン (dioxin)	Dioxins & PCBs	https://www.fda.gov/food/environmental-contaminants-food/dioxins-pcbs
放射性物質 (Radionuclides)	Radionuclides in Domestic and Imported Foods	https://www.fda.gov/food/environmental-contaminants-food/radionuclides-domestic-and-imported-foods
マイコトキシン (Mycotoxins)	Action Levels for Poisonous or Deleterious Substances in Human Food and Animal Feed	https://www.fda.gov/regulatory-information/search-fda-guidance-documents/guidance-industry-action-levels-poisonous-or-deleterious-substances-human-food-and-animal-feed#afla
貝毒 (shellfish poison)	Action Levels for Poisonous or Deleterious Substances in Human Food and Animal Feed	https://www.fda.gov/regulatory-information/search-fda-guidance-documents/guidance-industry-action-levels-poisonous-or-deleterious-substances-human-food-and-animal-feed#para
金属 (metal)	Action Levels for Poisonous or Deleterious Substances in Human Food and Animal Feed	https://www.fda.gov/regulatory-information/search-fda-guidance-documents/guidance-industry-action-levels-poisonous-or-deleterious-substances-human-food-and-animal-feed#lead
細菌 (bacteria)	—	—

²⁷ 米国食品医薬品局 (FDA) 「連邦食品医薬品化粧品法 (FFDCA)」
(<https://www.fda.gov/regulatory-information/laws-enforced-fda/federal-food-drug-and-cosmetic-act-fdca-act>、最終アクセス日：2023年2月16日)

食品添加物 (Food additive)	連邦食品医薬品化粧品法 (Federal Food, Drug, and Cosmetic Act)	https://www.fda.gov/regulatory-information/laws-enforced-fda/federal-food-drug-and-cosmetic-act-fdc-act
ポリ塩化ビフェニル (PCB)	Action Levels for Poisonous or Deleterious Substances in Human Food and Animal Feed	https://www.fda.gov/regulatory-information/search-fda-guidance-documents/guidance-industry-action-levels-poisonous-or-deleterious-substances-human-food-and-animal-feed#poly

ブラジル連邦共和国

1. 残留基準値等に関する規制の有無

ブラジルにおける残留基準値等に関する規制の有無を以下の表に示した。

表7：ブラジルにおける残留基準値等に関する規制の有無

	残留基準値	使用禁止物質	対象外物質
基準値の規制	○	○	○

2. 残留基準値等に関する主な所轄機関

ブラジルにおいて動物用医薬品の残留基準値を設定する役割を担う主な規制当局は、ブラジル国家衛生監督庁（ANVISA）²⁸であり、ブラジル農務省（MAPA）は動植物、農牧畜産品、魚類、食品加工品などの輸出入管理を行っている。

3. 残留基準値等の関連法規

ブラジルにおける、残留基準値に関連する法規を以下にまとめた。本調査ではこれらの法規を調査し、調査対象品目に関する残留基準値を一覧表に記載した。

- 連邦政府官報2021年1月22日付農牧供給省令第200号²⁹
- ブラジル国家衛生監督庁2022年7月1日付「規範指示」第162号（INSTRUÇÃO NORMATIVA - IN N° 162, DE 1° DE JULHO DE 2022）³⁰

4. 残留基準値等の一覧表に関する説明

4.1. 採用しているリスト制度

ブラジルは残留基準値一覧表の作成に当たって、ポジティブリスト制度を採用している。

²⁸ ブラジル国家衛生監督庁（ANVISA）「ブラジル国家衛生監督庁（ANVISA）のホームページ」（<https://www.gov.br/anvisa/pt-br/english>、最終アクセス日：2023年2月25日）

²⁹ ブラジル農務省（MAPA）「連邦政府官報2021年1月22日付農牧供給省令第200号」（<https://www.gov.br/agricultura/pt-br/assuntos/insumos-agropecuarios/insumos-pecuarios/produtos-veterinarios/legislacao-1/portaria/PORTARIAN200DE22DEJANEIRODE2021.pdf/view>、最終アクセス日：2023年2月6日）

³⁰ ブラジル国家衛生監督庁（ANVISA）「ブラジル国家衛生監督庁2022年7月1日付『規範指示』第162号」（<http://antigo.anvisa.gov.br/legislacao#/visualizar/487691>、最終アクセス日：2023年3月14日）

4.2. 残留基準値の一覧表に関する概要

動物用医薬品に関しては、「ブラジル国家衛生監督庁2022年7月1日付規範指示第162号」附属書1に残留基準値の一覧表が記載されている。「連邦政府官報2021年1月22日付農牧供給省令第200号」第2条によると、この一覧表にない成分については、CODEX委員会が勧告する残留基準値を使用し、CODEX委員会による残留基準値が設定されていない場合は南米南部共同市場（MERCOSUR）、EU、米国及び日本が規定する残留基準値のうち最も厳しい基準を採用すると規定されている。さらに上記のいずれにおいても残留基準値が設定されていない場合は、一律基準値0.01ppm（10μg/kg）に従うことが「農牧供給省令第200号」により規定されている。

ブラジルで農薬として承認されている成分の中に本調査対象品目に適用される成分はなかった。

4.3. 使用禁止物質の一覧表に関する概要

動物用医薬品の使用禁止物質については、「ブラジル国家衛生監督庁2022年7月1日付規範指示第162号」附属書3に一覧表が記載されている。

4.4. 対象外物質の一覧表に関する概要

動物用医薬品の対象外物質については、「ブラジル国家衛生監督庁2022年7月1日付規範指示第162号」附属書2に残留基準値設定を不要とする医薬品有効成分の一覧表が掲載されている。

5. 残留基準値等に関連する他の動向

5.1. CCRVDFで議論されている成分の扱い

ブラジル当局ウェブサイトにはブラジル国家衛生監督庁とCODEX委員会との関係を説明しているページが設けられている。³¹そのページ内のCCRVDFに関する欄には、食品に関する種々の規制を策定する役割を担うブラジル国家衛生監督庁がCCRVDFに参加することの重要性について述べられている。ただし、CCRVDFの動向に関する情報開示は確認できなかった。

5.2. EUの新たな動物用医薬品規則への対応

2022年7月19日に制定されたEUの「人体用に使用が制限される抗菌剤を指定する規則」の関連規則である「第三国からの輸入に関する規則」に関しては、ブラジル当局ウェブサイト等による情報収集、情報の開示は確認できなかった。またブラジル当局として類似の規制を策定する等の動向は確認できなかった。

³¹ ブラジル国家衛生監督庁（ANVISA）「ブラジル国家衛生監督庁とCODEX委員会の食品分野の活動における関係」（<https://www.gov.br/anvisa/pt-br/assuntos/alimentos/participacao-em-foruns-internacionais/interface-dos-comites-do-codex-alimentarius-com-as-atividades-da-area-de-alimentos-da-anvisa>、最終アクセス日：2023年2月6日）

6. 残留基準値に関する出典一覧

ブラジルにおける残留基準値の規制に関連する情報を以下の表にまとめた。

表8：ブラジルにおける残留基準値に関する各情報のまとめ

項目名	名称	URL
所轄機関	ブラジル農務省（MAPA：Ministério da Agricultura, Pecuária e Abastecimento）	https://www.gov.br/agricultura/pt-br
	ブラジル国家衛生監督庁（Anvisa：Agência Nacional de Vigilância Sanitária）	https://www.gov.br/anvisa/pt-br
関連法規（根拠法）	ブラジル農務省（MAPA）／農畜産物防疫事務局「連邦政府官報」省令第200号2021年1月22日付	https://www.gov.br/agricultura/pt-br/assuntos/insumos-agropecuarios/insumos-pecuarios/produtos-veterinarios/legislacao-1/portaria/PORTARIAN200DE22DEJANEIRODE2021.pdf/view
	ブラジル国家衛生監督庁（ANVISA）「規範指示」第162号2022年7月1日付（IN 162 - 2022）	http://antigo.anvisa.gov.br/documents/10181/6504078/%281%29IN_162_2022_COMP.pdf/f157aec3-f0a4-4205-a38d-749b290f9b95
農薬のMRL（最新のPDFが閲覧できる場所）	—	—
農薬のMRLのデータベース（成分や作物で検索できる場所）	—	—
農薬の使用禁止	—	—
農薬の対象外	—	—
動物用医薬品のMRL（最新のPDFが閲覧できる場所）	パスポート情報等を登録後、希望する資料の入手を申請してメールで受け取る	https://falabr.cgu.gov.br/publico/Manifestacao/SelecionarTipoManifestacao.aspx?ReturnUrl=%2f
動物用医薬品のMRLのデータベース（成分や動物で検索できる場所）	—	—
動物用医薬品の使用禁止	ブラジル国家衛生監督庁（ANVISA）「規範指示」第162号2022年7月1日付（IN 162 - 2022）	http://antigo.anvisa.gov.br/documents/10181/6504078/%281%29IN_162_2022_COMP.pdf/f157aec3-f0a4-4205-a38d-749b290f9b95

動物用医薬品の対象外	ブラジル国家衛生監督庁（ANVISA）「規範指示」第162号2022年7月1日付 （IN 162 - 2022）	http://antigo.anvisa.gov.br/documents/10181/6504078/%281%29IN_162_2022_COMP.pdf/f157aec3-f0a4-4205-a38d-749b290f9b95
CCRVDで議論されている成分の扱い	Governo do Brasil（gov.br）	https://www.gov.br/anvisa/pt-br/assuntos/alimentos/participacao-em-foruns-internacionais/interface-dos-comites-do-codex-alimentarius-com-as-atividades-da-area-de-alimentos-da-anvisa
EUの新たな動物用医薬品規則への対応	—	—

7. その他の成分の規制

食品添加物に関しては、2010年11月3日のRDC決議第45号³²に適正製造基準（GMP）に従って使用が許可された食品添加物について規定されている。記載されていたのは、FAO/WHO合同専門家委員会（JECFA）が定めた使用が認められている添加物の、1日摂取許容量（ADI）の制限のないものと、ADIの数値上限が設定されているものの一覧表であり、MRLが設定された一覧表は含まれていなかった。「ブラジル国家衛生監督庁2022年7月1日付規範指示第162号」³³附属書2には、MRL設定不要とする食品添加物についても記載されている。

また、ブラジルにおける動物医薬品及び農薬以外の成分の規制を以下の表にまとめた。

表9：ブラジルにおけるその他の成分の規制

成分	出典名称	URL
ヒスタミン（histamine）	—	—
メラミン（melamine）	—	—
ダイオキシン（dioxin）	—	—
放射性物質（Radionuclides）	—	—

³² ブラジル農務省（MAPA）「2010年11月3日のRDC決議第45号」（<https://www.gov.br/agricultura/pt-br/assuntos/inspecao/produtos-vegetal/legislacao-1/biblioteca-de-normas-vinhos-e-bebidas/resolucao-rdc-no-45-de-3-de-novembro-de-2010.pdf/view>、最終アクセス日：2023年2月25日）

³³ ブラジル国家衛生監督庁（ANVISA）「ブラジル国家衛生監督庁2022年7月1日付規範指示第162号」（http://antigo.anvisa.gov.br/documents/10181/6504078/%281%29IN_162_2022_COMP.pdf/f157aec3-f0a4-4205-a38d-749b290f9b95、最終アクセス日：2023年2月6日）

マイコトキシン (Mycotoxins)	—	—
貝毒 (shellfish poison)	—	—
金属 (metal)	—	—
細菌 (bacteria)	—	—
食品添加物 (Food additive)	2010年11月3日のRDC決議第45号	https://www.gov.br/agricultura/pt-br/assuntos/inspecao/produtos-vegetal/legislacao-1/biblioteca-de-normas-vinhos-e-bebidas/resolucao-rdc-no-45-de-3-de-novembro-de-2010.pdf/view
	ブラジル国家衛生監督庁 (ANVISA) 「規範指示」 第162号2022年7月1日付 (IN 162 - 2022)	http://antigo.anvisa.gov.br/documentos/10181/6504078/%281%29IN_162_2022_COMP.pdf/f157aec3-f0a4-4205-a38d-749b290f9b95
ポリ塩化ビフェニル (PCB)	—	—

カナダ

1. 残留基準値等に関する規制の有無

カナダにおける残留基準値等に関する規制の有無を以下の表に示した。

表10：カナダにおける残留基準値等に関する規制の有無

	残留基準値	使用禁止物質	対象外物質
基準値の規制	○	○	×

2. 残留基準値等に関する主な所轄機関

カナダにおいては、カナダ保健省動物用医薬品局（VDD）³⁴が動物用医薬品の残留基準値を、カナダ保健省病害虫管理規制局（PMRA）³⁵が農薬の残留基準値を設定している。

3. 残留基準値等の関連法規

カナダにおける保健省のサイトに記載されている以下の法規を確認し、残留基準値を一覧表に記載した。

- 食品医薬品規則³⁶
- 食品中の動物用医薬品の最大残留基準（MRL）の一覧表³⁷
- 害虫駆除製品法に基づいて規制されている残留基準値のある化学物質の残留定義³⁸

³⁴ カナダ保健省動物用医薬品局（VDD）「カナダ保健省動物用医薬品局（VDD）のホームページ」
(<https://www.canada.ca/en/health-canada/corporate/about-health-canada/branches-agencies/health-products-food-branch/veterinary-drugs-directorate.html>、最終アクセス日：2023年2月25日)

³⁵ カナダ保健省病害虫管理規制局（PMRA）「カナダ保健省病害虫管理規制局（PMRA）のホームページ」
(<https://www.canada.ca/en/health-canada/corporate/about-health-canada/branches-agencies/pest-management-regulatory-agency.html>、最終アクセス日：2023年2月25日)

³⁶ カナダ司法省「食品医薬品規則」
(https://laws-lois.justice.gc.ca/eng/regulations/c.r.c.,_c._870/page-1.html、最終アクセス日：2023年2月7日)

³⁷ カナダ保健省「食品中の動物用医薬品の残留基準値（MRL）の一覧表」
(<https://www.canada.ca/en/health-canada/services/drugs-health-products/veterinary-drugs/maximum-residue-limits-mrls/list-maximum-residue-limits-mrls-veterinary-drugs-foods.html>、最終アクセス日：2023年2月3日)

³⁸ カナダ政府「有害生物防除法に基づいて規制されている残留基準値のある化学物質の残留定義」
(<https://www.canada.ca/en/health-canada/services/consumer-product-safety/pesticides-pest-management/public/protecting-your-health-environment/pesticides-food/residue-definitions-chemicals-maximum-residue-limits-regulated-under-pest-control-products-act.html>、最終アクセス日：2023年2月3日)

- 農薬の残留基準値検索³⁹
- 使用禁止薬品一覧表⁴⁰

4. 残留基準値等の一覧表に関する説明

4.1. 採用しているリスト制度

カナダは残留基準値一覧表の作成にあたって、ポジティブリスト制度を採用している。

4.2. 残留基準値の一覧表に関する概要

動物用医薬品に関して、残留基準値が公表されていない成分は検出されてはならないと規定されている。⁴¹

農薬に関しては、残留基準値が設定されていない成分は、食品医薬品規則B. 15. 002 (1) に基づき、一律基準値である0. 1ppmに従うことが規定されている。

4.3. 使用禁止物質の一覧表に関する概要

使用禁止物質に関しては、保健省のサイトに記載されている動物用医薬品の「使用禁止薬品一覧表」を確認し、食品医薬品規則B. 01. 048及びB. 22. 009に基づいて調査対象品目に適用される成分を一覧表に記載した。

4.4. 対象外物質の一覧表に関する概要

「食品中の動物用医薬品の最大残留基準 (MRL) の一覧表」に「no MRL required」とされている成分がある。これらの動物用医薬品は、承認された使用条件下では、様々な要因から食品中の予測残留レベルは人間の健康へのリスクにはならないと考えられている。

5. 残留基準値等に関連する他の動向

5.1. CCRVDFで議論されている成分の扱い

コーデックス委員会へのカナダ代表のホームページに、食品中の動物用医薬品の残留物に関するコーデックス委員会 (CCRVDF) の連絡先が記入されている。ただし、CCRVDFの動向に関する情報開示は確認できなかった。

³⁹ カナダ保健省「農薬の残留基準値検索」 (<https://pest-control.canada.ca/pesticide-registry/en/mrl-search.html>、最終アクセス日：2023年3月7日)

⁴⁰ カナダ保健省「使用禁止薬品一覧表」 (<https://www.canada.ca/en/health-canada/services/drugs-health-products/veterinary-drugs/list-banned-drugs.html>、最終アクセス日：2023年2月4日)

⁴¹ カナダ保健省「残留基準値 (MRL) 一よくある質問Q.6」 (<https://www.canada.ca/en/health-canada/services/drugs-health-products/veterinary-drugs/factsheets-faq/maximum-residue-limits-mrls-frequently-asked-questions.html#a5>、最終アクセス日：2023年2月3日)

5. 2. EUの新たな動物用医薬品規則への対応

2022年7月19日に制定されたEUの「人体用に使用が制限される抗菌剤を指定する規則」の関連規則である「第三国からの輸入に関する規則」に関しては、カナダ当局ウェブサイト等による情報収集、情報の開示は確認できなかった。またカナダ当局として類似の規制を策定する等の動向は確認できなかった。

6. 残留基準値に関する出典一覧

カナダにおける残留基準値の規制に関連する情報を以下の表にまとめた。

表11：カナダにおける残留基準値に関する各情報のまとめ

項目名	名称	URL
所轄機関	カナダ保健省動物用医薬品局（VDD）	https://www.canada.ca/en/health-canada/corporate/about-health-canada/branches-agencies/health-products-food-branch/veterinary-drugs-directorate.html
	カナダ保健省病害虫管理規制局（PMRA）	https://www.canada.ca/en/health-canada/corporate/about-health-canada/branches-agencies/pest-management-regulatory-agency.html
関連法規（根拠法）	食品医薬品規則	https://laws-lois.justice.gc.ca/eng/regulations/c.r.c.,_c._870/index.html
	Pest Control Products Act	https://laws-lois.justice.gc.ca/eng/acts/P-9.01/
農薬のMRL（最新のPDFが閲覧できる場所）	農薬の残留基準値検索 Pesticide Product Information Database Maximum residue limits search	https://pest-control.canada.ca/pesticide-registry/en/mrl-search.html
農薬のMRLのデータベース（成分や作物で検索できる場所）	農薬の残留基準値検索 Pesticide Product Information Database Maximum residue limits search	https://pest-control.canada.ca/pesticide-registry/en/mrl-search.html
農薬の使用禁止	—	—
農薬の対象外	—	—

動物用医薬品のMRL（最新のPDFが閲覧できる場所）	動物用医薬品の最大残留基準のリスト List of Maximum Residue Limits (MRLs) for Veterinary Drugs in Foods	https://www.canada.ca/en/health-canada/services/drugs-health-products/veterinary-drugs/maximum-residue-limits-mrls/list-maximum-residue-limits-mrls-veterinary-drugs-foods.html
動物用医薬品のMRLのデータベース（成分や動物で検索できる場所）	—	—
動物用医薬品の使用禁止	食品医薬品規則 B. 01. 048	https://laws-lois.justice.gc.ca/eng/regulations/c.r.c.,_c._870/page-7.html#s-B.01.048
	食品医薬品規則 B. 22. 009	https://laws-lois.justice.gc.ca/eng/regulations/c.r.c.,_c._870/page-46.html
動物用医薬品の対象外	—	—
CCRVDFで議論されている成分の扱い	The official website of the Government of Canada	https://www.canada.ca/en/health-canada/services/food-nutrition/international-activities/codex-alimentarius/delegations/canadian-representatives-codex-committees.html
EUの新たな動物用医薬品規則への対応	—	—

7. その他の成分の規制

食品添加物に関しては、許可された全ての食品添加物とその使用条件は、「認可食品添加物の一覧表」⁴²に記載されており、一覧表が食品添加物の特定の使用を許可していない場合、製造業者は食品添加物をカナダで販売される食品に使用する前に、食品医薬品規則のセクションB. 16. 002に従って食品添加物の申請を提出する必要がある。

カナダにおける動物医薬品及び農薬以外の成分の規制を以下の表にまとめた。

⁴² カナダ保健省「認可食品添加物一覧表」

(<https://www.canada.ca/en/health-canada/services/food-nutrition/food-safety/food-additives/lists-permitted.html>、最終アクセス日：2023年2月3日)

表12：カナダにおけるその他の成分の規制

成分	名称	URL
ヒスタミン (histamine)	List of Maximum Levels for Various Chemical Contaminants in Foods	https://www.canada.ca/en/health-canada/services/food-nutrition/food-safety/chemical-contaminants/maximum-levels-chemical-contaminants-foods.html#a4
メラミン (melamine)	List of Maximum Levels for Various Chemical Contaminants in Foods	https://www.canada.ca/en/health-canada/services/food-nutrition/food-safety/chemical-contaminants/maximum-levels-chemical-contaminants-foods.html#a4
ダイオキシン (dioxin)	List of contaminants and other adulterating substances in foods	https://www.canada.ca/en/health-canada/services/food-nutrition/food-safety/chemical-contaminants/contaminants-adulterating-substances-foods.html
放射性物質 (Radionuclides)	—	—
マイコトキシン (Mycotoxins)	List of Maximum Levels for Various Chemical Contaminants in Foods	https://www.canada.ca/en/health-canada/services/food-nutrition/food-safety/chemical-contaminants/maximum-levels-chemical-contaminants-foods.html#a4
貝毒 (shellfish poison)	List of Maximum Levels for Various Chemical Contaminants in Foods	https://www.canada.ca/en/health-canada/services/food-nutrition/food-safety/chemical-contaminants/maximum-levels-chemical-contaminants-foods.html#a4
金属 (metal)	List of Maximum Levels for Various Chemical Contaminants in Foods	https://www.canada.ca/en/health-canada/services/food-nutrition/food-safety/chemical-contaminants/maximum-levels-chemical-contaminants-foods.html#a4
細菌 (bacteria)	—	—
食品添加物 (Food additive)	認可食品添加物一覧表	https://www.canada.ca/en/health-canada/services/food-nutrition/food-safety/chemical-contaminants/maximum-levels-chemical-contaminants-foods.html#a4

		tion/food-safety/food-additives/lists-permitted.html
ポリ塩化ビフェニル (PCB)	List of Maximum Levels for Various Chemical Contaminants in Foods	https://www.canada.ca/en/health-canada/services/food-nutrition/food-safety/chemical-contaminants/maximum-levels-chemical-contaminants-foods.html#a4

シンガポール共和国

1. 残留基準値等に関する規制の有無

シンガポールにおける残留基準値等に関する規制の有無を以下の表に示した。

表13：シンガポールにおける残留基準値等に関する規制の有無

	残留基準値	使用禁止物質	対象外物質
基準値の規制	○	○	×

2. 残留基準値等に関する主な所轄機関

シンガポールにおいては、持続可能性・環境省シンガポール食品庁（SFA）⁴³が動物用医薬品と農薬の残留基準値を設定している。

3. 残留基準値等の関連法規

シンガポール食品庁のサイトに記載されている以下の法規を確認し、残留基準値を一覧表に記載した。

- 食品規定⁴⁴
- 動物用医薬品の残留基準値一覧表⁴⁵
- 食品規定附表9「農薬の残留基準値一覧表」⁴⁶
- 食品中の重金属の残留基準値一覧表⁴⁷

⁴³ シンガポール食品庁（SFA）「シンガポール食品庁（SFA）のホームページ」
（<https://www.sfa.gov.sg/>、最終アクセス日：2023年2月25日）

⁴⁴ シンガポール政府「食品規定」（<https://sso.agc.gov.sg/SL/SFA1973-RG1/Uncommenced/20221125094317?DocDate=20211230&ValidDt=20221230&WholeDoc=1&ProvIds=PII-#top>、最終アクセス日：2023年2月6日）

⁴⁵ シンガポール食品庁（SFA）「動物用医薬品の残留基準値一覧表」
（<https://www.sfa.gov.sg/docs/default-source/default-document-library/veterinary-drug-residues.pdf>、最終アクセス日：2023年2月6日）

⁴⁶ シンガポール政府「食品規定附表9農薬の残留基準値一覧表」
（<https://sso.agc.gov.sg/SL/SFA1973-RG1?DocDate=20211230&ProvIds=Sc9-#top>、最終アクセス日：2023年3月7日）

⁴⁷ シンガポール食品庁（SFA）「食品中の重金属の残留基準値一覧表」
（<https://www.sfa.gov.sg/docs/default-source/default-document-library/heavy-metals-in-food.pdf>、最終アクセス日：2023年2月6日）

- その他偶発的成分の残留基準値一覧表⁴⁸

4. 残留基準値等の一覧表に関する説明

4.1. 採用しているリスト制度

シンガポールは残留基準値一覧表の作成にあたって、ポジティブリスト制度を採用している。

4.2. 残留基準値の一覧表に関する概要

動物用医薬品に関しては、食品規定第29条に基づき当局により許可されていない成分を含む食品の輸入、販売等は禁止されている。現在、「動物用医薬品の残留基準値に関する2022年食品規定改正草案」に関する意見募集⁴⁹が行われているが、これには動物用医薬品の残留基準値の改正も含まれているため今後の動向を注視していただきたい。

農薬に関しては、残留基準値が設定されていない成分は、食品規定第30条第3項に基づき、C0 DEX基準を超過してはならないと規定されている。さらに食品規定第29条に基づき当局により許可されていない成分を含む食品の輸入、販売等は禁止されている。

4.3. 使用禁止物質の一覧表に関する概要

使用禁止物質に関しては、食品規格第32条に基づき、検出可能な抗生物質の残留物又はその分解物を含む食品の輸入、販売等は禁止されている。また、食品規格第33条にエストロゲンが残留した食品の輸入、販売等を禁止する規定がある。

4.4. 対象外物質の一覧表に関する概要

シンガポールにおいては対象外物質の一覧表は定められていない。

5. 残留基準値等に関連する他の動向

5.1. CCRVDFで議論されている成分の扱い

シンガポール食品庁ウェブサイトNewsroomで、CODEX委員会全体会議の各セッションの決定事項及び関連URLが記載されている⁵⁰。ただし、CCRVDFの動向に関する情報開示は確認できなかった。

⁴⁸ シンガポール食品庁（SFA）「その他偶発的成分の残留基準値一覧表」 (<https://www.sfa.gov.sg/docs/default-source/default-document-library/other-incident-constituentsfeffb49ab6fa4e5180dabc6052c93f12.pdf>、最終アクセス日：2023年2月17日)

⁴⁹ シンガポール食品庁（SFA）「動物用医薬品の残留基準値に関する2022年食品規定改正草案」 ([https://www.sfa.gov.sg/docs/default-source/default-document-library/consultation-on-draft-food-amendments-\(vetdrugmrls\).pdf](https://www.sfa.gov.sg/docs/default-source/default-document-library/consultation-on-draft-food-amendments-(vetdrugmrls).pdf)、最終アクセス日：2023年2月17日)

⁵⁰ シンガポール食品庁（SFA）「CODEXに関するNewsroom」 (<https://www.sfa.gov.sg/newsroom/codex>、最終アクセス日：2023年2月17日)

5. 2. EUの新たな動物用医薬品規則への対応

2022年7月19日に制定されたEUの「人体用に使用が制限される抗菌剤を指定する規則」の関連規則である「第三国からの輸入に関する規則」に関しては、シンガポール当局ウェブサイト等による情報収集、情報の開示は確認できなかった。またシンガポール当局として類似の規制を策定する等の動向は確認できなかった。

6. 残留基準値に関する出典一覧

シンガポールにおける残留基準値の規制に関連する情報を以下の表にまとめた。

表14：シンガポールにおける残留基準値に関する各情報のまとめ

項目名	名称	URL
所轄機関	シンガポール食品庁 (Singapore Food Agency)	https://www.sfa.gov.sg/
関連法規（根拠法）	食品規定 Food Regulations	https://sso.agc.gov.sg/SL/SFA1973-RG1
農薬のMRL（最新のPDFが閲覧できる場所）	食品規定附表9「農薬の残留基準値一覧表」	https://sso.agc.gov.sg/SL/SFA1973-RG1?DocDate=20211230&ProvidIds=Sc9-#top
	各種食品規制のポータル 食品規定附表9附表9追加分 In addition to the pesticide residue MRLs specified under the Ninth Schedule	https://www.sfa.gov.sg/food-information/regulatory-limits/limits-for-incidental-constituents-in-food
農薬のMRLのデータベース（成分や作物で検索できる場所）	—	—
農薬の使用禁止	—	—
農薬の対象外	—	—
動物用医薬品のMRL（最新のPDFが閲覧できる場所）	各種食品規制のポータル 動物用医薬品のMRLリスト “Maximum residue limits for residues of veterinary drugs in food”	https://www.sfa.gov.sg/food-information/regulatory-limits/limits-for-incidental-constituents-in-food
動物用医薬品のMRLのデータベース（成分や動物で検索できる場所）	—	—

動物用医薬品の使用禁止	食品規定第33条エストロゲン残留 Oestrogen residues	https://sso.agc.gov.sg/SL/SFA1973-RG1/Uncommenced/20221125094317?DocDate=20211230&ValidDt=20221230&WholeDoc=1&ProvIds=pr33-#pr33-
動物用医薬品の対象外	—	—
CCRVDFで議論されている成分の扱い	改定案及び意見募集のページPublic Consultation／Proposed Amendments to Legislation	https://www.sfa.gov.sg/food-information/public-consultation/proposed-amendments-to-legislation
	Codex全体会議の各セッションの決定事項及び関連URL Updates on Codex	https://www.sfa.gov.sg/newsroom/codex
EUの新たな動物用医薬品規則への対応	—	—

7. その他の成分の規制

食品添加物に関しては、「シンガポール食品規制で許可された食品添加物」に使用基準が定められている。シンガポールにおける動物医薬品及び農薬以外の成分の規制を以下の表にまとめた。なお、細菌については、2023年度中に改正予定のため、今後の動向を注視していただきたい。

表15：シンガポールにおけるその他の成分の規制

成分	出典名称	URL
ヒスタミン (histamine)	Other incidental constituents	https://www.sfa.gov.sg/food-information/regulatory-limits/limits-for-incidental-constituents-in-food
メラミン (melamine)	食品規定第34B条	https://sso.agc.gov.sg/SL/SFA1973-RG1?DocDate=20211230&ProvIds=pr34B-#pr34B-
ダイオキシン (dioxin)	食品規定第34A条	https://sso.agc.gov.sg/SL/SFA1973-RG1?DocDate=20211230&ProvIds=pr34A-#pr34A-
放射性物質 (Radionuclides)	食品規定第34条	https://sso.agc.gov.sg/SL/SFA1973-RG1?DocDate=20211230&ProvIds=pr34-#pr34-

マイコトキシン (Mycotoxins)	Mycotoxins and Marine biotoxins	https://www.sfa.gov.sg/food-information/regulatory-limits/limits-for-incidental-constituents-in-food
貝毒 (shellfish poison)	食品規定第38条	https://sso.agc.gov.sg/SL/SFA1973-RG1?DocDate=20211230&ProvsIds=pr38-#pr38-
金属 (metal)	食品規定第31条	https://sso.agc.gov.sg/SL/SFA1973-RG1?DocDate=20211230&ProvsIds=pr31-#pr31-
細菌 (bacteria)	Microbiological standards for Non-ready-to-eat food	https://www.sfa.gov.sg/food-information/regulatory-limits/limits-for-incidental-constituents-in-food
	2023年中に改正予定	https://www.sfa.gov.sg/food-information/public-consultation
食品添加物 (Food additive)	シンガポール食品規制で許可された食品添加物	https://www.sfa.gov.sg/docs/default-source/tools-and-resources/resources-for-businesses/list-of-food-additives-permitted-under-food-regulations.pdf
	許可された食品添加物のリスト、食品添加物データベース検索機能、計算ツール	https://www.sfa.gov.sg/food-information/regulatory-limits/limits-for-food-additives
	食品規定第15条	https://sso.agc.gov.sg/SL/SFA1973-RG1?DocDate=20211230&ProvsIds=pr15-#pr15-
ポリ塩化ビフェニル (PCB)	—	—

欧州連合（EU）

1. 残留基準値等に関する規制の有無

EUにおける残留基準値等に関する規制の有無を以下の表に示した。

表16：EUにおける残留基準値等に関する規制の有無

	残留基準値	使用禁止物質	対象外物質
基準値の規制	○	○	×

2. 残留基準値等に関する主な所轄機関

EUにおいては、欧州議会・理事会⁵¹が動物用医薬品と農薬の残留基準値を設定している。

3. 残留基準値等の関連法規

欧州委員会のウェブサイトに記載されている以下のデータベースを確認し、残留基準値を一覧表に記載した。

- EU動物用医薬品データベース（欧州議会・理事会規則（EC）No 37/2010）⁵²
- EU農薬データベース⁵³
- 欧州議会・理事会規則（EC）No 396/2005⁵⁴
- 欧州連合官報L191第65巻⁵⁵

⁵¹ 欧州理事会「Highlights」（<https://www.consilium.europa.eu/en/>、最終アクセス日：2023年2月28日）

⁵² 欧州連合（EU）「EU動物用医薬品データベース」（<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=celex%3A32010R0037>、最終アクセス日：2023年3月10日）

⁵³ 欧州委員会「EU 農薬データベース」（https://food.ec.europa.eu/plants/pesticides/eu-pesticides-data-base_en、最終アクセス日：2023年2月6日）

⁵⁴ 欧州議会・理事会「規則（EC）No 396/2005」（<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX%3A02005R0396-20231021>、最終アクセス日：2023年12月29日）

⁵⁵ 欧州連合（EU）「欧州連合官報 L191 第65巻」（<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=OJ:L:2022:191:FULL&from=EN>、最終アクセス日：2023年2月26日）

4. 残留基準値等の一覧表に関する説明

4.1. 採用しているリスト制度

EUは残留基準値一覧表の作成にあたって、ポジティブリスト制度を採用している。

4.2. 残留基準値の一覧表に関する概要

動物用医薬品に関しては、複数の欧州議会・理事会規則（EC）で規制されているが、EU動物用医薬品データベースである「動物由来食品中の最大残留限度に関する薬理活性物質とその分類に関する欧州議会・理事会規則（EC）No 37/2010」附属書の表1から必要な情報を取得できる。MRLが設定されていない成分に関しては、CODEXのガイドラインに準拠している。

農薬に関しては、欧州議会・理事会規則（EC）No 396/2005によって、残留基準値が設定されていない成分には0.01ppmの一律基準値が適用されると規定されている。

4.3. 使用禁止物質の一覧表に関する概要

動物用医薬品の使用禁止薬物に関しては、欧州議会・理事会規則（EC）No 37/2010附属書の表2に掲載されている。

また、欧州連合官報L191第65巻に「ヒトの特定の感染症治療のために確保すべき抗生物質」の一覧表が定められており、当該抗生物質を投与された家畜を原料とする食品はEUへの輸入が認められない。

4.4. 対象外物質の一覧表に関する概要

EUにおいては対象外物質に関する一覧表は定められていないが、欧州議会・理事会規則（EC）No 396/2005の第23条に従って欧州委員会に通知する必要がある場合がある。

5. 残留基準値等に関連する他の動向

5.1. CCRVDFで議論されている成分の扱い

欧州委員会のホームページにCCRVDFに関するページ⁵⁶があり、CCRVDFの各会議の動向、及びそれに対する欧州委員会のコメントがまとめられている。

6. 残留基準値に関する出典一覧

EUにおける残留基準値の規制に関連する情報を以下の表にまとめた。

⁵⁶ 欧州委員会「CCRVDFに関するページ」 (https://food.ec.europa.eu/horizontal-topics/international-affairs/international-standards/codex-alimentarius/ccrvdf_en、最終アクセス日：2023年2月28日)

表17：EUにおける残留基準値に関する各情報のまとめ

項目名	名称	URL
所轄機関	欧州議会・理事会 (European Commission)	https://food.ec.europa.eu/index_en
関連法規（根拠法）	EUの食品安全に関するサイト (Food Safety)	https://food.ec.europa.eu/plants/pesticides/maximum-residue-levels/eu-legislation-mrls_en
	EU連合法のサイト (EUR - Lex - 32010R0037)	https://eur-lex.europa.eu/eli/reg/2010/37(1)/oj
農薬のMRL（最新のPDFが閲覧できる場所）	Reg. EC 396/2005	https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX%3A02005R0396-20231021
農薬のMRLのデータベース（成分や作物で検索できる場所）	EU農薬データベース	https://ec.europa.eu/food/plant/pesticides/eu-pesticides-database/start/screen/mrls/searchpr
農薬の使用禁止	—	—
農薬の対象外	—	—
動物用医薬品のMRL（最新のPDFが閲覧できる場所）	Reg. (EU) No 37/2010	https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=celex%3A32010R0037
動物用医薬品のMRLのデータベース（成分や動物で検索できる場所）	EU動物用医薬品データベース	https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=celex%3A32010R0037
動物用医薬品の使用禁止	Reg. (EU) No 37/2010	https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=celex%3A32010R0037
動物用医薬品の対象外	—	—
CCRVDFで議論されている成分の扱い	—	—
EUの新たな動物用医薬品規則への対応	EUにおける人体用に使用が制限される抗菌剤を指定する規則	https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=OJ:L:2022:191:FULL&from=EN

7. その他の成分の規制

EUにおける動物医薬品及び農薬以外の成分の規制を以下の表にまとめた。

表18：EUにおけるその他の成分の規制

成分	出典名称	URL
ヒスタミン (histamine)	—	—
メラミン (melamine)	—	—
ダイオキシン (dioxin)	—	—
放射性物質 (Radionuclides)	—	—
マイコトキシン (Mycotoxins)	—	—
貝毒 (shellfish poison)	—	—
金属 (metal)	—	—
細菌 (bacteria)	—	—
食品添加物 (Food additive)	—	—
ポリ塩化ビフェニル (PCB)	—	—

ベトナム社会主義共和国

1. 残留基準値等に関する規制の有無

ベトナムにおける残留基準値等に関する規制の有無を以下の表に示した。

表19：ベトナムにおける残留基準値等に関する規制の有無

	残留基準値	使用禁止物質	対象外物質
基準値の規制	○	○	○

2. 残留基準値等に関する主な所轄機関

ベトナムにおいてはベトナム保健省⁵⁷が動物用医薬品と農薬の残留基準値を設定している。また、ベトナム農業農村開発省⁵⁸が動物用医薬品及び農薬の使用許可・禁止を規定した一覧表を公開している。

3. 残留基準値等の関連法規

ベトナム国家法規データベース⁵⁹及びベトナム保健省ベトナム食品管理局（VFA）⁶⁰のサイトに記載されている以下の法規を確認し、残留基準値等を一覧表に記載した。

- 食品安全に関する行政違反処罰を規定する政令第115/2018/NĐ - CP号⁶¹
- ベトナム保健省通達第24/2013/TT - BYT号『食品における動物用医薬品の残留基準値』⁶²
- ベトナム保健省通達第50/2016/TT - BYT号『食品における農薬の残留基準値』⁶³

⁵⁷ ベトナム保健省「ベトナム保健省のホームページ」 (https://www.moh.gov.vn/en_US/web/ministry-of-health、最終アクセス日：2023年3月2日)

⁵⁸ ベトナム農業農村開発省「ベトナム農業農村開発省のホームページ」 (<https://www.mard.gov.vn/Pages/default.aspx>、最終アクセス日：2023年3月14日)

⁵⁹ ベトナム司法省「ベトナム国家法規データベース」 (<https://vbpl.vn/pages/portal.aspx>、最終アクセス日：2023年3月2日)

⁶⁰ ベトナム食品管理局（VFA）「ベトナム食品管理局（VFA）のホームページ」 (<https://vfa.gov.vn/>、最終アクセス日：2023年3月2日)

⁶¹ ベトナム食品管理局（VFA）「食品安全に関する行政違反処罰を規定する政令第115/2018/NĐ-CP号」 (<https://vfa.gov.vn/van-ban/nghi-dinh-so-1152018nd-cp-ngay-0492018-quy-dinh-xu-phat-vi-pham-hanh-chinh-ve-an-toan-thuc-pham.html>、最終アクセス日：2023年2月7日)

⁶² ベトナム司法省国家法規データベース「ベトナム保健省通達第24/2013/TT-BYT号」 (<https://vbpl.vn/TW/Pages/vbpg-toanvan.aspx?ItemID=46978>、最終アクセス日：2023年2月6日)

⁶³ ベトナム司法省国家法規データベース「ベトナム保健省通達第50/2016/TT-BYT号」 (<https://vbpl.vn/TW/Pages/vbpg-toanvan.aspx?ItemID=131958>、最終アクセス日：2023年2月6日)

- ベトナム保健省国家技術基準第QCVN 5 - 1:2010/BYT号『液体ミルクの国家技術基準』⁶⁴
- ベトナム保健省国家技術基準第QCVN 5 - 2:2010/BYT号『粉ミルクの国家技術基準』⁶⁵
- ベトナム保健省国家技術基準第QCVN 8 - 2:2011/BYT号『食品における重金属の残留基準値の国家技術基準』⁶⁶
- ベトナム保健省決定第38/2008/QĐ - BYT号『食品のメラニンの残留基準値』⁶⁷

4. 残留基準値等の一覧表に関する説明

4.1. 採用しているリスト制度

ベトナムは残留基準値一覧表の作成にあたって、ポジティブリスト制度を採用している。

4.2. 残留基準値の一覧表に関する概要

動物用医薬品と農薬に関して、食品安全に関する行政違反処罰を規定する政令第115/2018/ND - CP号の第6条「食品の製造及び加工における物質、化学物質、抗生物質、動物用医薬品、及び植物防疫剤の使用に関する規制に対する違反」及び第9条「食品、食品添加物、食品加工助剤、器具、包装材料、食品と直接接触する容器の生産、取引、保存における食品の安全を確保するための一般条件に関する規則に対する違反」に基づき、使用が禁止されている又は使用許可一覧表に記載されていない成分の使用に対して罰則が規定されている。

4.3. 使用禁止物質の一覧表に関する概要

ベトナムにおいては、使用禁止物質の一覧表は定められていない。

4.4. 対象外物質の一覧表に関する概要

対象外物質に関しては、ベトナム保健省通達第24/2013/TT - BYT号「食品における動物用医薬品の残留基準値」の一覧表において「含有量の規制なし」と規定されている成分が4種類記載されている。

⁶⁴ ベトナム食品管理局（VFA）「ベトナム保健省国家技術基準第QCVN 5-1:2010/BYT号」
（<https://vfa.gov.vn/van-ban/quy-chuan-ky-thuat-quoc-gia-doi-voi-sua-dang-long.html>、最終アクセス日：2023年2月6日）

⁶⁵ ベトナム司法省国家法規データベース「ベトナム保健省国家技術基準第QCVN 5-2:2010/BYT号」
（<https://vbpl.vn/TW/Pages/vbpq-toanvan.aspx?ItemID=25620>、最終アクセス日：2023年2月6日）

⁶⁶ FOOD SAFETY INSTITUTE (FSI) 「ベトナム保健省国家技術基準第QCVN 8-2:2011/BYT号」
（http://www.fsi.org.vn/van-ban-phap-ly/1025_3028/qcvn-8-22011byt-quy-chuan-ky-thuat-quoc-gia-doi-voi-gioi-han-o-nhiem-kim-loai-nang-trong-thuc-pham.html、最終アクセス日：2023年2月6日）

⁶⁷ ベトナム司法省国家法規データベース「ベトナム保健省決定第38/2008/QĐ-BYT号」
（<https://vbpl.vn/TW/Pages/vbpq-toanvan.aspx?ItemID=129660>、最終アクセス日：2023年2月6日）

5. 残留基準値等に関連する他の動向

5.1. CCRVDFで議論されている成CCRVDF分の扱い

ベトナムCODEX委員会ウェブサイトのニュースページ⁶⁸でCODEXの動向が取り上げられており、CCRVDFについては直近の2023年2月に開催された第26回会議の結果について記載されている。

5.2. EUの新たな動物用医薬品規則への対応

2022年7月19日に制定されたEUの「人体用に使用が制限される抗菌剤を指定する規則」の関連規則である「第三国からの輸入に関する規則」に関しては、ベトナム食品局ウェブサイトのニュースページ⁶⁹で毎月各国のSPS通報がまとめて記載されており、「第三国からの輸入に関する規則」案についてのEUの2022年12月8日付けSPS通報も取り上げられている。ただし、今後どのように対応していくかについての情報は確認できなかった。

6. 残留基準値に関する出典一覧

ベトナムにおける残留基準値の規制に関連する情報を以下の表にまとめた。

表20：ベトナムにおける残留基準値に関する各情報のまとめ

項目名	名称	URL
所轄機関	ベトナム保健省	https://moh.gov.vn/
	ベトナム農業農村開発省	https://www.mard.gov.vn/
	ベトナム食品管理局	https://vfa.gov.vn/
関連法規（根拠法）	ベトナム国家法規データベース	https://vbpl.vn/
	食品安全法	https://vanban.chinhphu.vn/default.aspx?pageid=27160&docid=96032
農薬のMRL（最新のPDFが閲覧できる場所）	ベトナム保健省通達第50／2016／TT - BYT号『食品における農薬の残留基準値』	https://vbpl.vn/TW/Pages/vbpg-toanvan.aspx?ItemID=131958
農薬のMRLのデータベース（成分や作物で検索できる場所）	—	—
農薬の使用禁止	—	—

⁶⁸ ベトナムCODEX委員会「ニュースページ」 (<https://codex.gov.vn/vi/news>、最終アクセス日：2023年2月17日)

⁶⁹ ベトナム食品管理局（VFA）「ニュースページ」 (<https://vfa.gov.vn/tin-tuc/thong-bao-ke-hoach.html>、最終アクセス日：2023年3月7日)

農薬の対象外	—	—
動物用医薬品のMRL（最新のPDFが閲覧できる場所）	ベトナム保健省通達第24／2013／TT - BYT号『食品における動物用医薬品の残留基準値』	https://vbpl.vn/TW/Pages/vbpg-toanvan.aspx?ItemID=46978
	ベトナム保健省国家技術基準第QCVN 5 - 1 : 2010／BYT号『液体ミルクの国家技術基準』	https://vfa.gov.vn/van-ban/Quy-chuan-ky-thuat-quoc-gia-doi-voi-sua-dang-long.html
	ベトナム保健省国家技術基準第QCVN 5 - 2 : 2010／BYT号『粉ミルクの国家技術基準』	https://vbpl.vn/TW/Pages/vbpg-toanvan.aspx?ItemID=25620
動物用医薬品のMRLのデータベース（成分や動物で検索できる場所）	—	—
動物用医薬品の使用禁止	—	—
動物用医薬品の対象外	保健省通達第24/2013/TT - BYT号「食品における動物用医薬品の残留基準値」	https://vbpl.vn/TW/Pages/vbpg-toanvan.aspx?ItemID=46978
CCRVDFで議論されている成分の扱い	ベトナムCODEX委員会サイト内ニュース・イベントページ	https://codex.gov.vn/vi/news/
EUの新たな動物用医薬品規則への対応	ベトナム食品管理局（VFA）サイト内ニュース／お知らせ・計画ページ	https://vfa.gov.vn/tin-tuc/thong-bao-ke-hoach.html

7. その他の成分の規制

ベトナムにおいては、メラミン、マイコトキシン、金属、細菌、食品添加物、ポリ塩化ビフェニルに関する規制を確認できた。ベトナムにおける動物医薬品及び農薬以外の成分の規制を以下の表にまとめた。

表21：ベトナムにおけるその他の成分の規制

成分	出典名称	URL
ヒスタミン（histamine）	—	—
メラミン（melamine）	ベトナム保健省決定第38／2008／QĐ - BYT号『食品のメラニンの残留基準値』	https://vbpl.vn/TW/Pages/vbpg-toanvan.aspx?ItemID=129660
ダイオキシン（dioxin）	—	—

放射性物質 (Radionuclides)	—	—
マイコトキシン (Mycotoxins)	8 - 1 : 2011 / BYT 食品中のマイコトキシン汚染限度に関する国家技術規則	https://vfa.gov.vn/van-ban/quy-chuan-ky-thuat-quoc-gia-doi-voi-gioi-han-o-nhiem-doc-to-vi-nam-trong-thuc-pham.html
貝毒 (shellfish poison)	—	—
金属 (metal)	ベトナム保健省国家技術基準第0 CVN 8 - 2 : 2011 / BYT号『食品における重金属の残留基準値の国家技術基準』	http://www.fsi.org.vn/van-ban-phap-ly/1025_3028/qcvn-8-220-11byt-quy-chuan-ky-thuat-quoc-gia-doi-voi-gioi-han-o-nhiem-kim-loai-nang-trong-thuc-pham.html
細菌 (bacteria)	QC 8 - 3 : 2012 / BYT 食品中の微生物汚染に関する国家技術基準	https://vfa.gov.vn/van-ban/quy-chuan-ky-thuat-quoc-gia-doi-voi-o-nhiem-vi-sinh-vat-trong-thuc-pham.html
食品添加物 (Food additive)	24 / 2019 / TT - BYT 食品添加物の管理と使用を規制する通達番号	https://vfa.gov.vn/van-ban/thong-tu-so-242019tt-byt-quy-dinh-ve-quan-ly-va-su-dung-phu-gia-thuc-pham.html
ポリ塩化ビフェニル (PCB)	46 / 2007 / QĐ - BYT 食品中の生物学的及び化学的汚染の上限に関する規制	https://vfa.gov.vn/van-ban/quyet-dinh-462007qd-byt-cua-bo-y-te-ve-viec-ban-hanh-quy-dinh-gioi-han-toi-da-o-nhiem-sinh-hoc-va-hoa-hoc-trong-thuc-pham.html

台湾

1. 残留基準値等に関する規制の有無

台湾における残留基準値等に関する規制の有無を以下の表に示した。

表22：台湾における残留基準値等に関する規制の有無

	残留基準値	使用禁止物質	対象外物質
基準値の規制	○	○	○

2. 残留基準値等に関する主な所轄機関

台湾においては、台湾衛生福利部食品薬物管理署（Food and Drug Administration：TFDA）⁷⁰が食品安全衛生管理法に基づき動物用医薬品と農薬の残留基準値を設定している。

3. 残留基準値等の関連法規

台湾衛生福利部食品薬物管理署のサイトに記載されている以下の法規を確認し、残留基準値を一覧表に記載した。

- 食品安全衛生管理法⁷¹
- 一般食品衛生基準⁷²
- 動物用医薬品の残留基準⁷³
- 動物産品中の農薬残留許容量基準（本URLの第3条内「完全条文」というリンクから最新版を入手できる）⁷⁴
- 行政院農業委員会第1091472241号公告⁷⁵

⁷⁰ 台湾衛生福利部食品薬物管理署「台湾衛生福利部食品薬物管理署のホームページ」
(<https://consumer.fda.gov.tw>、最終アクセス日：2023年3月2日)

⁷¹ 台湾衛生福利部食品薬物管理署「食品安全衛生管理法」
(<https://consumer.fda.gov.tw/Law/Detail.aspx?nodeID=518&lawid=292>、最終アクセス日：2023年2月17日)

⁷² 法務部全国法規資料庫「一般食品衛生基準」
(<https://law.moj.gov.tw/LawClass/LawAll.aspx?pcode=L0040074>、最終アクセス日：2023年2月21日)

⁷³ 法務部全国法規資料庫「動物用医薬品の残留基準」
(<https://law.moj.gov.tw/LawClass/LawAll.aspx?pcode=L0040026>、最終アクセス日：2023年2月17日)

⁷⁴ 法務部全国法規資料庫「動物産品中の農薬残留許容量基準」
(<https://law.moj.gov.tw/LawClass/LawAll.aspx?pcode=L0040078>、最終アクセス日：2023年2月17日)

⁷⁵ 行政院農業委員会「農防字第1091472241号公告」(<https://law.coa.gov.tw/glrsnewsout/LawContent.aspx?id=GL000392>、最終アクセス日：2023年3月2日)

- 行政院農業委員会第1071471568A号公告⁷⁶
- 農薬残留許容基準別紙3：許容量設定対象外農薬一覧⁷⁷

4. 残留基準値等の一覧表に関する説明

4.1. 採用しているリスト制度

台湾は残留基準値一覧表の作成にあたって、ポジティブリスト制度を採用している。

4.2. 残留基準値の一覧表に関する概要

動物用医薬品に関しては、「食品安全衛生管理法」第15条第2項に基づいて残留基準値が設定されている。「動物用医薬品の残留基準」第3条では、残留基準値が当局により設定されていない成分は、残留成分が検出されてはならないとされている。

農薬に関しては、「食品安全衛生管理法」第15条第2項に基づいて残留基準値が設定されている。「動物産品中の農薬残留許容量基準」第3条では、残留基準値が当局により設定されていない成分は、残留成分が検出されてはならないとされている。また「一般食品衛生基準」第8条で「生後12か月未満の乳児を対象とする乳児用調製粉乳、年長児用調製粉乳、特殊医療用乳児用調整食品、乳児用シリアル補助食品等は、残留農薬が0.01ppmを超えないこと、農薬検査の定量限界など0.01ppmを超える場合は定量限界を優先する。」と規定されている。

4.3. 使用禁止物質の一覧表に関する概要

使用禁止物質に関しては、「行政院農業委員会第1091472241号公告」及び「行政院農業委員会第1071471568A号公告」に使用禁止農薬が記載されている。

4.4. 対象外物質の一覧表に関する概要

対象外物質に関しては、「農薬残留許容基準別紙3：許容量設定対象外農薬一覧」において、「安全性が高いため許容基準が免除されており、残留農薬の検査も不要」と定められている農薬の一覧がある。

5. 残留基準値等に関連する他の動向

5.1. CCRVDFで議論されている成分の扱い

台湾当局のウェブサイトCODEX委員会についての概要や記事は発信されているものの、CCRVDFの動向に関する情報開示は確認できなかった。

⁷⁶ 行政院農業委員会「農防字第1071471568A号公告」 (<https://law.coa.gov.tw/glrsnewsout/LawContent.aspx?id=GL000939>、最終アクセス日：2023年3月2日)

⁷⁷ 法務部全国法規資料庫「農薬残留許容基準別紙3：許容量設定対象外農薬一覧」 (<https://law.moj.gov.tw/LawClass/LawAll.aspx?pcode=L0040083>、最終アクセス日：2023年3月10日)

5.2. EUの新たな動物用医薬品規則への対応

2022年7月19日に制定されたEUの「人体用に使用が制限される抗菌剤を指定する規則」の関連規則である「第三国からの輸入に関する規則」に関しては、台湾当局ウェブサイト等による情報収集、情報の開示は確認できなかった。また台湾当局として類似の規制を策定する等の動向は確認できなかった。

6. 残留基準値に関する出典一覧

台湾における残留基準値の規制に関連する情報を以下の表にまとめた。

表23：台湾における残留基準値に関する各情報のまとめ

項目名	名称	URL
所轄機関	台湾衛生福利部食品薬物管理署	https://consumer.fda.gov.tw
関連法規（根拠法）	食品安全衛生管理法（Act Governing Food Safety and Sanitation）	https://law.moj.gov.tw/ENG/LawClass/LawAll.aspx?pcode=L0040001
	全国法規資料庫	https://law.moj.gov.tw/Index.aspx
農薬のMRL（最新のPDFが閲覧できる場所）	動物産品中農薬残留容許量標準（畜水産食品中の農薬残留許容量基準）	https://law.moj.gov.tw/LawClass/LawAll.aspx?pcode=L0040078
農薬のMRLのデータベース（成分や作物で検索できる場所）	残留農薬の許容基準	https://consumer.fda.gov.tw/Law/PesticideList.aspx?nodeID=520&tk=3
農薬の使用禁止	—	—
農薬の対象外	全国法規資料庫（農薬残留許容基準別紙3：許容量設定対象外農薬一覧）	https://law.moj.gov.tw/LawClass/LawAll.aspx?pcode=L0040083
動物薬のMRL（最新のPDFが閲覧できる場所）	全国法規資料庫（動物用医薬品残留基準）	https://law.moj.gov.tw/LawClass/LawAll.aspx?pcode=L0040026
動物薬のMRLのデータベース（成分や動物で検索できる場所）	動物用医薬品の残留基準	https://consumer.fda.gov.tw/Law/VeterinaryDrugList.aspx?nodeID=519&rand=1520714732
動物用医薬品の使用禁止	行政院農業委員会（1091472241号）	https://law.coa.gov.tw/glrnewsout/LawContent.aspx?id=GL000392
	行政院農業委員会（1071471568A号）	https://law.coa.gov.tw/glrnewsout/LawContent.aspx?id=GL000939

動物用医薬品の対象外	全国法規資料庫（動物用医薬品 残留基準）	https://law.moj.gov.tw/LawClass/LawAll.aspx?pcode=L0040026
CCRVDFで議論されている成分の 扱い	—	—
EUの新たな動物用医薬品規則への 対応	—	—
その他の規制	全国法規資料庫（動物製品の残留農薬の許容量に関する規格） MRL一覧表に記載のない物質（農薬）は検出されてはならないという規定	https://law.moj.gov.tw/LawClass/LawAll.aspx?pcode=L0040078
	乳児用食品に関連する法規制	https://msn.sgs.com/Knowledge/FOOD/6204

7. その他の成分の規制

食品添加物に関しては、食品安全衛生管理法⁷⁸第18条第1項に基づいて使用基準が定められている。食品添加物の使用範囲と限度及び規格基準⁷⁹第2条では、一覧表に記載されていない食品添加物の使用を禁じている。

また、台湾における動物医薬品及び農薬以外の成分の規制を以下の表にまとめた。

表24：台湾におけるその他の成分の規制

成分	出典名称	URL
ヒスタミン（histamine）	食品中汚染物質及毒素衛生標準	https://law.moj.gov.tw/LawClass/LawAll.aspx?pcode=L0040138
メラミン（melamine）	—	—
ダイオキシン（dioxin）	—	—
放射性物質（Radionuclides）	食品中原子塵或放射能汚染容許 量標準	https://law.moj.gov.tw/LawClass/LawAll.aspx?pcode=L0040079
マイコトキシン（Mycotoxins）	食品中汚染物質及毒素衛生標準	https://law.moj.gov.tw/LawClass/LawAll.aspx?pcode=L0040138

⁷⁸ 台湾衛生福利部食品藥物管理署「食品安全衛生管理法」
(<https://consumer.fda.gov.tw/Law/Detail.aspx?nodeID=518&lawid=292>、最終アクセス日：2023年2月17日)

⁷⁹ 法務部全国法規資料庫「食品添加物の使用範囲と限度及び規格基準」
(<https://law.moj.gov.tw/LawClass/LawAll.aspx?pcode=L0040084>、最終アクセス日：2023年2月17日)

貝毒 (shellfish poison)	食品中汚染物質及毒素衛生標準	https://law.moj.gov.tw/LawClass/LawAll.aspx?pcode=L0040138
金属 (metal)	食品中汚染物質及毒素衛生標準	https://law.moj.gov.tw/LawClass/LawAll.aspx?pcode=L0040138
細菌 (bacteria)	食品中微生物衛生標準	https://law.moj.gov.tw/LawClass/LawAll.aspx?pcode=L0040142
食品添加物 (Food additive)	食品安全衛生管理法	https://consumer.fda.gov.tw/Law/Detail.aspx?nodeID=518&lawid=292
	食品添加物の使用範囲と限度及び規格基準	https://law.moj.gov.tw/LawClass/LawAll.aspx?pcode=L0040084
ポリ塩化ビフェニル (PCB)	—	—

大韓民国

1. 残留基準値等に関する規制の有無

韓国における残留基準値等に関する規制の有無を以下の表に示した。

表25：韓国における残留基準値等に関する規制の有無

	残留基準値	使用禁止物質	対象外物質
基準値の規制	○	○	○

2. 残留基準値等に関する主な所轄機関

韓国においては、食品医薬品安全処⁸⁰が食品衛生管理法に基づき動物用医薬品と農薬の残留基準値を設定している。

3. 残留基準値等の関連法規

食品医薬品安全処等のサイトに記載されている以下の法規を確認し、残留基準値を一覧表に記載した。

- 行政規則／食品の基準及び規格別表5「食品の動物用医薬品残留基準」⁸¹
- 行政規則／食品の基準及び規格別表6「畜・水産物の農薬残留基準」⁸²
- 行政規則／食品の基準及び規格別表8「食品中の動物用医薬品の残留許容基準免除物質」⁸³
- 「動物用医薬品の食品から検出されてはならない成分」の一覧表⁸⁴
- 「農薬許容物質リスト管理制度（Positive List System, PLS）全面施行（2019年1月1日）」⁸⁵

⁸⁰ 食品医薬品安全処（MFDS）「食品医薬品安全処（MFDS）のホームページ」
（<https://residue.foodsafetykorea.go.kr>、最終アクセス日：2023年3月2日）

⁸¹ 韓国法制処国家法令情報センター「行政規則／食品の基準及び規格別表5」
（<https://www.law.go.kr/행정규칙/식품의기준및규격>、最終アクセス日：2023年3月10日）

⁸² 韓国法制処国家法令情報センター「行政規則／食品の基準及び規格別表6」
（<https://www.law.go.kr/행정규칙/식품의기준및규격>、最終アクセス日：2023年3月10日）

⁸³ 韓国法制処国家法令情報センター「行政規則／食品の基準及び規格別表8」
（<https://www.law.go.kr/행정규칙/식품의기준및규격>、最終アクセス日：2023年3月10日）

⁸⁴ 食品医薬品安全処（MFDS）「動物用医薬品の食品から検出されてはならない成分」の一覧表
（<http://www.foodsafetykorea.go.kr/residue/vd/mrls/list.do?menuKey=2&subMenuKey=83#none>、最終アクセス日：2023年2月17日）

⁸⁵ 보건환경연구원「農薬許容物質一覧表管理制度（PLS）全面施行（2019年1月1日）」

なお、動物医薬品残留基準値データベース⁸⁶と農薬残留基準値データベース⁸⁷もあるが、成分を選択しても数値が表示されない、又はテスト用のデータが表示される等の不具合が見受けられた。そのため本調査ではこれらのデータベースを参考にせず、既にPDF化されている資料で明示されている基準値のみ一覧表に記載した。

4. 残留基準値等の一覧表に関する説明

4.1. 採用しているリスト制度

韓国は残留基準値一覧表の作成にあたってポジティブリスト制度を採用している。

4.2. 残留基準値の一覧表に関する概要

動物用医薬品に関しては、「2020年食品の動物用医薬品の残留許容基準冊子」に、残留基準値が設定されていない成分にはCODEXの基準が適用され、CODEXにも記載がない成分には0.03ppmの一律基準値が適用される。

農薬に関しては、残留基準値が設定されていない成分には0.01ppmの一律基準値が適用される。

4.3. 使用禁止物質の一覧表に関する概要

使用禁止物質に関しては、食品医薬品安全処のウェブサイト⁸⁶に動物用医薬品のうち「食品から検出されてはならない成分」の一覧表が記載されている。さらにこの一覧表に明記されていない成分について「下記に明記しない物質についても関連法令に基づき本規定を適用することができる。」と記載されている。

4.4. 対象外物質の一覧表に関する概要

対象外物質に関しては、行政規則／食品の基準及び規格別表8「食品中の動物用医薬品の残留許容基準免除物質」に基準値が免除されている成分の一覧表が記載されている。

(<https://www.incheon.go.kr/ecopia/EC040501/1989740>、最終アクセス日：2023年2月21日)

⁸⁶ 食品医薬品安全処（MFDS）「動物医薬品残留基準値検索」

(<http://www.foodsafetykorea.go.kr/residue/vd/mrls/list.do?menuKey=2&subMenuKey=83>、最終アクセス日：2023年2月21日)

⁸⁷ 食品医薬品安全処（MFDS）「農薬残留基準値」

(<http://www.foodsafetykorea.go.kr/residue/prd/mrls/list.do?menuKey=1&subMenuKey=161>、最終アクセス日：2023年2月21日)

5. 残留基準値等に関連する他の動向

5.1. CCRVDFで議論されている成分の扱い

食品医薬品安全処のサイト内にCODEX委員会に関するページ⁸⁸が設けられ、CCRVDFの検討議題が公開されている。

5.2. EUの新たな動物用医薬品規則への対応

2022年7月19日に制定されたEUの「人体用に使用が制限される抗菌剤を指定する規則」の関連規則である「第三国からの輸入に関する規則」に関しては、韓国当局ウェブサイト等による情報収集、情報の開示は確認できなかった。また韓国当局として類似の規制を策定する等の動向は確認できなかった。

6. 残留基準値に関する出典一覧

韓国における残留基準値の規制に関連する情報を以下の表にまとめた。

表26：韓国における残留基準値に関する各情報のまとめ

項目名	名称	URL
所轄機関	大韓民国農林畜産食品部	https://www.mafra.go.kr/sites/home/index.do
	大韓民国食品医薬品安全処	https://residue.foodsafetykorea.go.kr/
	国家法令情報センター	https://www.law.go.kr/LSW/main.html
関連法規（根拠法）	食品の基準及び規格	https://www.law.go.kr/
農薬のMRL（最新のPDFが閲覧できる場所）	行政規則／食品の基準及び規格：別表6「畜・水産物の農薬残留基準」	https://www.law.go.kr/행정규칙/식품의기준및규격
農薬のMRLのデータベース（成分や作物で検索できる場所）	残留許容基準検索（MRLs in Pesticide）	http://www.foodsafetykorea.go.kr/residue/prd/mrls/list.do?menuKey=1&subMenuKey=161
	農薬残留許容基準	https://www.foodsafetykorea.go.kr/foodcode/02_02.jsp?s_option=KR&s_type=6
農薬の使用禁止	—	—

⁸⁸ 食品医薬品安全処（MFDS）「CODEX委員会に関するページ」（https://www.foodsafetykorea.go.kr/portal/board/boardDetail.do?menu_no=3519&bbs_no=bbscodex01&ntctxt_no=1065603&menu_grp=MENU_NEW04、最終アクセス日：2023年2月28日）

農薬の対象外	—	—
動物用医薬品のMRL（最新のPDFが閲覧できる場所）	行政規則／食品の基準及び規格：別表5「食品の動物用医薬品残留基準」	https://www.law.go.kr/행정규칙/식품의기준및규격
動物用医薬品のMRLのデータベース（成分や動物で検索できる場所）	動物用医薬品の残留許容基準検索（MRLs in Veterinary drugs）	http://www.foodsafetykorea.go.kr/residue/vd/mrls/list.do?menuKey=2&subMenuKey=83
動物用医薬品の使用禁止	「動物用医薬品の食品から検出されてはならない成分」一覧表	http://www.foodsafetykorea.go.kr/residue/vd/mrls/list.do?menuKey=2&subMenuKey=83
動物薬の対象外	行政規則／食品の基準及び規格：別表8「動食品中の動物用医薬品の残留許容基準免除物質」	https://www.law.go.kr/
CCRVDFで議論されている成分の扱い	CODEX活動	https://www.foodsafetykorea.go.kr/portal/board/boardDetail.do?menu_no=3519&bbs_no=bbscodex01&ntctxt_no=1065603&menu_grp=MENU_NEW04
EUの新たな動物用医薬品規則への対応	通常情報（TBT／SPS）	https://www.mfds.go.kr/brd/m_608/view.do?seq=33601

7. その他の成分の規制

食品添加物に関しては、「食品添加物の基準及び規格」⁸⁹に使用基準が定義されている。また、「食品添加物データベース」⁹⁰から、使用基準を確認することもできる。

また、韓国における動物医薬品及び農薬以外の成分の規制を以下の表にまとめた。

表27：韓国におけるその他の成分の規制

成分	出典名称	URL
ヒスタミン（histamine）	—	—
メラミン（melamine）	—	—

⁸⁹ 食品医薬品安全処（MFDS）「食品添加物の基準及び規格」
https://www.mfds.go.kr/brd/m_211/view.do?seq=14606、最終アクセス日：2023年3月2日）

⁹⁰ 食品医薬品安全処（MFDS）「食品添加物データベース」
http://www.foodsafetykorea.go.kr/foodcode/04_02_02.jsp?idx=820、最終アクセス日：2023年2月6日）

ダイオキシン (dioxin)	—	—
放射性物質 (Radionuclides)	—	—
マイコトキシン (Mycotoxins)	—	—
貝毒 (shellfish poison)	—	—
金属 (metal)	—	—
細菌 (bacteria)	—	—
食品添加物 (Food additive)	食品添加物データベース	http://www.foodsafetykorea.go.kr/foodcode/04_02_02.jsp?id_x=820
	食品添加物の基準及び規格	https://www.mfds.go.kr/brd/m_211/view.do?seq=14606
ポリ塩化ビフェニル (PCB)	—	—

中華人民共和国

1. 残留基準値等に関する規制の有無

中国における残留基準値等に関する規制の有無を以下の表に示した。

表28：中国における残留基準値等に関する規制の有無

	残留基準値	使用禁止物質	対象外物質
基準値の規制	○	○	○

2. 残留基準値等に関する主な所轄機関

中国において、食品安全国家基準は国内及び輸入品の両方に適用される強制的な基準である。中国農業農村部⁹¹、中国国家衛生健康委員会（NHC）⁹²及び中国市場監督管理総局（SAMR）⁹³が残留基準値の策定、実施及び規制を担当している。

3. 残留基準値等の関連法規

中国の以下の法規を確認し残留基準値を一覧表に記載した。

- 中国人民共和国食品安全法⁹⁴
- 食品安全国家標準「食品中動物用医薬品最大残留上限値」（GB 31650 - 2019）⁹⁵
- 食品安全国家標準「食品中の41種類の動物用医薬品最大残留上限値」（GB 31650.1 - 2022）⁹⁶
- 食品安全国家標準「食品中農薬最大残留上限値」（GB 2763 - 2021）⁹⁷

⁹¹ 中国農業農村部「中国農業農村部のホームページ」

(<http://www.moa.gov.cn/>、最終アクセス日：2023年3月2日)

⁹² 中国国家衛生健康委員会「中国国家衛生健康委員会のホームページ」

(<http://www.nhc.gov.cn/>、最終アクセス日：2023年3月2日)

⁹³ 中国市場監督管理総局「中国市場監督管理総局のホームページ」

(<https://www.samr.gov.cn/>、最終アクセス日：2023年3月2日)

⁹⁴ 中国政府「中国人民共和国食品安全法」

(http://www.gov.cn/zhengce/2015-04/25/content_2853643.htm、最終アクセス日：2023年2月6日)

⁹⁵ 食品安全国家標準「食品中動物用医薬品最大残留上限値」（GB 31650-2019）

(<https://www.sdtdata.com/fx/fmoa/tsLibCard/175157.html>、最終アクセス日：2023年2月18日)

⁹⁶ 中国農業農村部農産物品質安全センター「食品安全国家標準食品中の41種類の動物用医薬品最大残留上限値」（GB 31650.1-2022）

(http://www.aqsc.agri.cn/tzgg/202301/t20230106_416502.htm、最終アクセス日：2023年3月7日)

⁹⁷ 中国農業農村部農産物品質安全センター「食品安全国家標準食品中農薬最大残留上限値」（GB2763-2021）

(http://www.aqsc.agri.cn/zlbz/gzdt/202106/t20210603_379939.htm、最終アクセス日：2023年3月8日)

- 食品安全国家標準「食品中汚染物質規制値」（GB 2762 - 2022）⁹⁸
- 中華人民共和國農業農村部告示第250号「食用動物への使用が禁止されている医薬品及びその他の化合物一覧表」⁹⁹

以下の法規は2023年7月4日に施行予定だが、追加される残留物の対象農畜水産物に今回の対象品目は含まれていない。

- 食品安全国家標準「食品中2,4-Dナトリウム塩等112種類の農薬最大残留上限値」（GB 2763.1 - 2022）¹⁰⁰

4. 残留基準値等の一覧表に関する説明

4.1. 採用しているリスト制度

中国は、動物用医薬品及び農薬の残留基準値一覧表の作成にあたってネガティブリスト制度を採用している。

4.2. 残留基準値の一覧表に関する概要

動物用医薬品及び農薬に関しては、食品安全国家標準に一律基準を定める規定はない。

4.3. 使用禁止物質の一覧表に関する概要

使用禁止物質に関しては、食品安全国家標準「食品中動物用医薬品最大残留上限値」（GB 31650 - 2019）4.3に「治療目的での使用は認められているが、動物用食品からの検出は認められていない動物用医薬品」が定められている。また、中華人民共和國農業農村部告示第250号「食用動物への使用が禁止されている医薬品及びその他の化合物一覧表」に中国国内では使用禁止とされ、食肉への定期的な検査が地方政府に義務づけられている成分が記載されているが、輸入品に適用されるかは不明である。

4.4. 対象外物質の一覧表に関する概要

対象外物質に関しては、食品安全国家標準「食品中動物用医薬品最大残留上限値」（GB 31650 - 2019）に使用規制がない成分が記載されている。

⁹⁸ 食品安全国家標準データ検索プラットフォーム「食品安全国家標準食品中汚染物質規制値」（GB 2762-2022）（<https://sppt.cfsa.net.cn:8086/db>、最終アクセス日：2023年2月6日）

⁹⁹ 中国農業農村部「告示第250号食用動物への使用が禁止されている医薬品及びその他の化合物一覧表」（http://www.moa.gov.cn/nybg/2020/202002/202004/t20200414_6341556.htm、最終アクセス日：2023年2月18日）

¹⁰⁰ 中国農業農村部農産物品質安全センター「食品安全国家标准 食品中2,4-滴丁酸钠盐等112种农药最大残留限量」（GB 2763.1-2022）标准文本参考件（http://www.aqsc.org/zlbz/bzgg/202302/t20230227_419127.htm、最終アクセス日：2023年3月7日）

5. 残留基準値等に関連する他の動向

5.1. CCRVDFで議論されている成分の扱い

中国当局のウェブサイトでCODEX委員会やCCRVDFの動向に関する情報開示は確認できなかった。

5.2. EUの新たな動物用医薬品規則への対応

2022年7月19日に制定されたEUの「人体用に使用が制限される抗菌剤を指定する規則」の関連規則である「第三国からの輸入に関する規則」に関しては、中国当局ウェブサイト等による情報収集、情報の開示は確認できなかった。また中国当局として類似の規制を策定する等の動向は確認できなかった。

6. 残留基準値に関する出典一覧

中国における残留基準値の規制に関連する情報を以下の表にまとめた。

表29：中国における残留基準値に関する各情報のまとめ

項目名	名称	URL
所轄機関	中華人民共和国農業農村部	http://www.moa.gov.cn/
	中華人民共和国国家衛生健康委員会	http://www.nhc.gov.cn/
	国家市場監督管理総局	https://www.samr.gov.cn/
関連法規（根拠法）	中国人民共和国食品安全法	http://www.gov.cn/zhengce/2015-04/25/content_2853643.htm
農薬のMRL（最新のPDFが閲覧できる場所）	食品安全国家標準 食品中農薬最大残留上限値（GB 2763 - 2021）	http://www.aqsc.agri.cn/zlbz/gzdt/202106/t20210603_379939.htm
農薬のMRLのデータベース（成分や作物で検索できる場所）	—	—
農薬の使用禁止	—	—
農薬の対象外	—	—
動物薬のMRL（最新のPDFが閲覧できる場所）	食品安全国家標準 食品中動物用医薬品最大残留上限値（GB 3165	https://www.sdtdata.com/fx/fm/oa/tsLibCard/175157.html

	0 - 2019)	
	食品安全国家標準 食品中の41種類 の動物用医薬品最大残留上限 値 (GB 31650.1 - 2022)	http://www.aqsc.agri.cn/tzgg/202301/t20230106_416502.htm
動物薬のMRLのデータベース（成分や動物で検索できる場所）	—	—
動物薬の使用禁止	食品安全国家標準 食品中動物用 医薬品最大残留上限値 (GB 31650 - 2019)	https://www.sdtdata.com/fx/fm/oa/tsLibCard/175157.html
	中華人民共和国農業農村部告示 第250号	http://www.moa.gov.cn/nybg/2020/202002/202004/t20200414_6341556.htm
動物薬の対象外	食品安全国家標準 食品中動物用 医薬品最大残留上限値 (GB 31650 - 2019)	https://www.sdtdata.com/fx/fm/oa/tsLibCard/175157.html
CCRVDFで議論されている成分の扱い	—	—
EUの新たな動物用医薬品規則への対応	—	—
その他の成分の規制	—	—

7. その他の成分の規制

食品添加物の規制にあたってはポジティブリストを採用している。食品添加物に関しては、食品安全国家標準「食品添加剤使用標準」（GB 2760 - 2014）¹⁰¹3.4.1（a）に、「本標準に基づき、食品原料中での使用が認められた当該食品添加剤である場合」に、食品中に使用することができる」と定められている。

また、確認できた中国における動物医薬品及び農薬以外の成分の規制を以下の表にまとめた。

表30：中国におけるその他の成分の規制

成分	出典名称	URL
ヒスタミン (histamine)	—	—
メラミン (melamine)	—	—

¹⁰¹ 食品安全国家標準「食品添加剤使用標準」（GB 2760 - 2014）
https://www.cirs-reach.com/Uploads/file/20180428/1524879613_22618.pdf、最終アクセス日：2023年2月18日）

ダイオキシン (dioxin)	—	—
放射性物質 (Radionuclides)	—	—
マイコトキシン (Mycotoxins)	食品安全国家標準「食品中真菌毒素限量」 (GB 2762 - 2022)	https://sppt.cfsa.net.cn:8086/db
貝毒 (shellfish poison)	—	—
金属 (metal)	食品安全国家標準「食品中汚染物質規制値」 (GB 2762 - 2022)	https://sppt.cfsa.net.cn:8086/db
細菌 (bacteria)	—	—
食品添加物 (Food additive)	食品安全国家標準「食品中汚染物質規制値」 (GB 2762 - 2022)	https://sppt.cfsa.net.cn:8086/db
	食品安全国家標準「食品添加剤使用標準」 (GB 2760 - 2014)	https://sppt.cfsa.net.cn:8086/db
ポリ塩化ビフェニル (PCB)	食品安全国家標準「食品中汚染物質規制値」 (GB 2762 - 2022)	https://sppt.cfsa.net.cn:8086/db

インド共和国

1. 残留基準値等に関する規制の有無

インドにおける残留基準値等に関する規制の有無を以下の表に示した。

表31：インドにおける残留基準値等に関する規制の有無

	残留基準値	使用禁止物質	対象外物質
基準値の規制	○	○	×

2. 残留基準値等に関する主な所轄機関

インドにおいて動物用医薬品と農薬の残留基準値を設定する役割を担う主な規制当局は、インド食品安全基準局（FSSAI）¹⁰²である。

3. 残留基準値等の関連法規

インドにおける、残留基準値に関連する法規を以下にまとめた。本調査では、これらの法規を調査し、調査対象品目に関する残留基準値を一覧表に記載した。

- 食品安全基準法（Food Safety Standards Act, 2006：FSS法）¹⁰³
- 食品安全基準規則2011「汚染物質、毒物、及び残留物」第6版（Food Safety and Standards Regulations, 2011（Contaminants, toxins and Residues）Version - VI（27.01.2022）：FSS規則）¹⁰⁴
- 食品安全基準規則2011「汚染物質、毒物、及び残留物」第6版、修正14：2018年12月24日¹⁰⁵
- 1968年殺虫剤法（Insecticides Act, 1968）¹⁰⁶

¹⁰² インド食品安全基準局（FSSAI）「インド食品安全基準局（FSSAI）のホームページ」
（<https://www.fssai.gov.in/>、最終アクセス日：2023年3月2日）

¹⁰³ インド食品安全基準局（FSSAI）「食品安全基準法」
（<https://fssai.gov.in/cms/food-safety-and-standards-act-2006.php>、最終アクセス日：2023年3月8日）

¹⁰⁴ インド食品安全基準局（FSSAI）「食品安全基準規則2011汚染物質、毒物、及び残留物第6版」
（https://fssai.gov.in/upload/uploadfiles/files/Compendium_Contaminants_Regulations_28_01_2022.pdf、
最終アクセス日：2023年2月7日）

¹⁰⁵ インド食品安全基準局（FSSAI）「食品安全基準規則2011「汚染物質、毒物、及び残留物」第6版、修正14：
2018年12月24日」
（https://fssai.gov.in/upload/uploadfiles/files/Gazette_Notification_MRL_Pesticides_03_01_2019.pdf、
最終アクセス日：2023年2月7日）

¹⁰⁶ INDIA CODE「1968年殺虫剤法」

- 1940年医薬品・化粧品法 (Drugs and Cosmetics Act, 1940) ¹⁰⁷

4. 残留基準値等の一覧表に関する説明

4.1. 採用しているリスト制度

インドは残留基準値一覧表の作成にあたって、ポジティブリスト制度を採用している。

4.2. 残留基準値の一覧表に関する概要

動物用医薬品、農薬に関しては、食品安全基準規則2011「汚染物質、毒物、及び残留物」第6版及び、その修正14：2018年12月24日に現行の残留基準値の一覧表が記載されている。

動物用医薬品に関しては、1940年医薬品化粧品法に基づいて登録された動物用抗生物質を含む医薬品、農薬、抗菌剤に、当局が設定した残留基準値、CODEX MRL又は許容値が適用される。1940年医薬品・化粧品法に基づいて登録されていない動物用抗生物質を含む医薬品、農薬、抗菌剤には、一律許容値 (default tolerance limit) である0.001ppmが適用される。ただし、この許容値について輸出国から異議があった場合は、輸出国に関連データの提出を求め、審査を行い、必要であれば、上方修正することができると規定されている。

農薬に関しては、1968年殺虫剤法に基づいて登録された成分に、当局が設定した残留基準値、CODEX MRL又は一律許容値 (default tolerance limit) である0.01ppmが適用される。1968年殺虫剤法に基づいて登録されていない成分には、一律許容値 (default tolerance limit) である0.01ppmが適用される。

4.3. 使用禁止物質の一覧表に関する概要

使用禁止物質については、食品安全基準規則「汚染物質、毒物、及び残留物」第6版第2.3.2 (2) に、使用が禁止されている抗菌剤及び動物用医薬品の一覧がある。ただし、それらの成分には0.001ppm又は0.0003ppmの外因性最大残留基準値 (EMRL) が定められているため、一覧表では該当する成分の欄に「一律禁止」の代わりにEMRLの値が記載されている。

4.4. 対象外物質の一覧表に関する概要

インドにおいては対象外物質に関する一覧表は定められていない。

(<https://www.indiacode.nic.in/bitstream/123456789/1551/1/A1968-46.pdf>、最終アクセス日：2023年2月8日)

¹⁰⁷ INDIA CODE 「1940年医薬品・化粧品法」

(https://www.indiacode.nic.in/handle/123456789/2409?sam_handle=123456789/1362、最終アクセス日：2023年2月18日)

5. 残留基準値等に関連する他の動向

5.1. CCRVDFで議論されている成分の扱い

インド当局のウェブサイトでCODEX委員会やCCRVDFの動向に関する情報開示は確認できなかった。

5.2. EUの新たな動物用医薬品規則への対応

2022年7月19日に制定されたEUの「人体用に使用が制限される抗菌剤を指定する規則」の関連規則である「第三国からの輸入に関する規則」に関しては、インド当局ウェブサイト等による情報収集、情報の開示は確認できなかった。またインド当局として類似の規制を策定する等の動向は確認できなかった。

6. 残留基準値に関する出典一覧

インドにおける残留基準値の規制に関連する情報を以下の表にまとめた。

表32：インドにおける残留基準値に関する各情報のまとめ

項目名	名称	URL
所轄機関	インド食品安全基準局（Food Safety and Standards Authority of India : FSSAI）	https://www.fssai.gov.in/
関連法規（根拠法）	FOOD SAFETY AND STANDARDS RULE, 2011	https://fssai.gov.in/cms/food-safety-and-standards-rules--2011.php
	食品安全基準規則2011「汚染物質、毒物、及び残留物」第6版	https://fssai.gov.in/upload/uploadfiles/files/Compendium_Contaminants_Regulations_28_01_2022.pdf
農薬のMRL（最新のPDFが閲覧できる場所）	食品安全基準規則	https://fssai.gov.in/cms/food-safety-and-standards-regulations.php
農薬のMRLのデータベース（成分や作物で検索できる場所）	—	—
農薬の使用禁止	—	—
農薬の対象外	—	—
動物薬のMRL（最新のPDFが閲覧できる場所）	食品安全基準規則	https://fssai.gov.in/cms/food-safety-and-standards-regulations.php

		ions.php
動物薬のMRLのデータベース（成分や動物で検索できる場所）	F.No. 1 - 100/SP(PAR) - Notification/Enf/FSSAI/2014	https://fssai.gov.in/upload/advisories/2019/07/5d1c5f2bc0bf7Direction_Antibiotic_03_07_2019.pdf
動物薬の使用禁止	食品安全基準規則2011「汚染物質、毒物、及び残留物」第6版 version - VI (27. 01. 2022)	https://fssai.gov.in/upload/uploadfiles/files/Compendium_Contaminants_Regulations_28_01_2022.pdf
動物薬の対象外	—	—
CCRVDFで議論されている成分の扱い	—	—
EUの新たな動物用医薬品規則への対応	—	—
その他の成分の規制	—	—

7. その他の成分の規制

インドにおける動物医薬品及び農薬以外の成分の規制を以下の表にまとめた。

表33：インドにおけるその他の成分の規制

成分	出典名称	URL
ヒスタミン (histamine)	食品安全基準規則2011 (Food Products Standards and Food Additives)	https://fssai.gov.in/cms/food-safety-and-standards-regulations.php
メラミン (melamine)	食品安全基準規則2011「汚染物質、毒物、及び残留物」	https://fssai.gov.in/cms/food-safety-and-standards-regulations.php
ダイオキシン (dioxin)	—	—
放射性物質 (Radionuclides)	—	—
マイコトキシン (Mycotoxins)	食品安全基準規則2011「汚染物質、毒物、及び残留物」	https://fssai.gov.in/cms/food-safety-and-standards-regulations.php
貝毒 (shellfish poison)	—	—

ホルムアルデヒド (formaldehyde)	Gazette Notification of Food Safety and Standards (Food Products Standards and Food Additives) First Amendment Regulations, 2023 related to standards for basmati rice, fowl eggs, lowering of fat content for double toned milk, limits of naturally occurring formaldehyde in freshwater and marine fish etc. [Uploaded on:12 - 01 - 2023]	https://fssai.gov.in/notifications.php?notification=gazette-notification
金属 (metal)	食品安全基準規則2011「汚染物質、毒物、及び残留物	https://fssai.gov.in/cms/food-safety-and-standards-regulations.php
細菌 (bacteria)	食品安全基準規則2011 (Food Products Standards and Food Additives)	https://fssai.gov.in/cms/food-safety-and-standards-regulations.php
食品添加物 (Food additive)	食品安全基準規則2011 (Food Products Standards and Food Additives)	https://fssai.gov.in/cms/food-safety-and-standards-regulations.php
ポリ塩化ビフェニル (PCB)	—	—

香港

1. 残留基準値等に関する規制の有無

香港における残留基準値等に関する規制の有無を以下の表に示した。

表34：香港における残留基準値等に関する規制の有無

	残留基準値	使用禁止物質	対象外物質
基準値の規制	○	○	○

2. 残留基準値等に関する主な所轄機関

香港においては、食物環境衛生署（FEHD）¹⁰⁸の食物安全センター（CFS）¹⁰⁹が、動物用医薬品と農薬の残留基準値を設定している。

3. 残留基準値等の関連法規

香港の以下の法規を確認し、残留基準値を一覧表に記載した。

- 「公衆衛生及び市政条例」第V部¹¹⁰
- 「食品有害物質規則」（Cap.132AF Harmful Substances in Food Regulations）¹¹¹
- 「食品中の残留農薬規則」（Cap.132CM Pesticide Residues in Food Regulations）¹¹²
- 「公衆衛生規則（動物及び鳥類）（残留化学物質）」（Cap.139N Public Health（Animals and Birds）（Chemical Residues）Regulations）¹¹³

¹⁰⁸ 食物環境衛生署「食物環境衛生署のホームページ」（<https://www.fehd.gov.hk/english/index.html>、最終アクセス日：2023年3月2日）

¹⁰⁹ 食物安全センター「食物安全センターのホームページ」（<https://www.cfs.gov.hk/english/index.html>、最終アクセス日：2023年3月8日）

¹¹⁰ 電子版香港法令「『公衆衛生及び市政条例』第V部」（https://www.elegislation.gov.hk/hk/cap132!en-zh-Hant-HK?xid=ID_1438402660982_003、最終アクセス日：2023年2月18日）

¹¹¹ 電子版香港法令「『食品有害物質規則』」（<https://www.elegislation.gov.hk/hk/cap132AF>、最終アクセス日：2023年2月6日）

¹¹² 電子版香港法令「『食品中の残留農薬規則』」（<https://www.elegislation.gov.hk/hk/cap132CM>、最終アクセス日：2023年2月18日）

¹¹³ 電子版香港法令「『公衆衛生規則（動物及び鳥類）（残留化学物質）』」（<https://www.elegislation.gov.hk/hk/cap139N>、最終アクセス日：2023年2月18日）

- 「食品混入不純物規則（金属汚染物質含有量）」（Cap. 132V Food Adulteration (Metallic Contamination) Regulations）¹¹⁴
- 「食品中の残留農薬規則」ユーザーガイド¹¹⁵

4. 残留基準値等の一覧表に関する説明

4.1. 採用しているリスト制度

香港は残留基準値一覧表の作成にあたって、ポジティブリスト制度を採用している。

4.2. 残留基準値の一覧表に関する概要

動物用医薬品のうち残留基準値が設定されていない成分に対して一律基準は設定されていない。香港衛生署のウェブサイトでは「規制されていない動物用医薬品が食品中に残留していた場合食品安全センターが健康に有害かどうかのリスク評価を行う」¹¹⁶とされている。

農薬のうち残留基準値が設定されていない成分に対して一律基準は設定されておらず、「食品中の残留農薬規則」ユーザーガイド第4章第2項では「検出された残留基準値／外因性最大残留基準値未設定の成分について「食品の消費が危険でも健康に害を及ぼすものでもない」かどうか判断するため、食物環境衛生署署長は個別にリスク評価を行う」とされている。

4.3. 使用禁止物質の一覧表に関する概要

使用禁止物質に関しては、「食品有害物質規則」附表2「禁止物質」に禁止された成分が記載されている。また「公衆衛生規則（動物及び鳥類）（残留化学物質）」附表1「禁止化学物質」にも上記附表と同じ禁止された成分が記載されている。

4.4. 対象外物質の一覧表に関する概要

対象外物質に関しては、「食品中の残留農薬規則」附表2に「免除された農薬」の一覧があり、規制対象外の農薬が記載されている。

¹¹⁴ 電子版香港法令「『食品混入不純物規則（金属汚染物質含有量）』」
(<https://www.elegislation.gov.hk/hk/cap132V>、アクセス日：2023年2月19日)

¹¹⁵ 食物安全センター「『食品中の残留農薬規則』ユーザーガイド」
(https://www.cfs.gov.hk/english/whatsnew/whatsnew_fstr/files/Pesticide_Residues_in_Food_Guidelines_e.pdf、最終アクセス日：2023年2月18日)

¹¹⁶ 香港衛生署ウェブサイト「Replies to LegCo questions」
(https://www.healthbureau.gov.hk/en/legco/replies/2016/lq160120_q13.htm、最終アクセス日：2023年3月8日)

5. 残留基準値等に関連する他の動向

5.1. CCRVDFで議論されている成分の扱い

香港当局のウェブサイトでCODEX委員会やCCRVDFの動向に関する情報開示は確認できなかった。

5.2. EUの新たな動物用医薬品規則への対応

2022年7月19日に制定されたEUの「人体用に使用が制限される抗菌剤を指定する規則」の関連規則である「第三国からの輸入に関する規則」に関しては、香港当局ウェブサイト等による情報収集、情報の開示は確認できなかった。また香港当局として類似の規制を策定する等の動向は確認できなかった。

6. 残留基準値に関する出典一覧

香港における残留基準値の規制に関連する情報を以下の表にまとめた。

表35：香港における残留基準値に関する各情報のまとめ

項目名	名称	URL
所轄機関	食物環境衛生署（FEHD：Food and Environmental Hygiene Department）	https://www.fehd.gov.hk/english/index.html
	食品安全センター（Center for Food Safety）	https://www.cfs.gov.hk/english/index.html
関連法規（根拠法）	食品規制・ガイドライン	https://www.cfs.gov.hk/tc_chi/whatsnew/whatsnew_fstr/whatsnew_fstr_21_Pesticide.html
農薬のMRL（最新のPDFが閲覧できる場所）	食品中の残留農薬規則	https://www.elegislation.gov.hk/hk/cap132CM
	公衆衛生規則（動物及び鳥類）（残留化学物質）	https://www.elegislation.gov.hk/hk/cap139N
農薬のMRLのデータベース（成分や作物で検索できる場所）	—	—
農薬の使用禁止	—	—
農薬の対象外	食品中の残留農薬規則	https://www.elegislation.gov.hk/hk/cap132CM
動物用医薬品のMRL（最新のPDFが閲覧できる場所）	食品有害物質規則	https://www.elegislation.gov.hk/hk/cap132AF

動物用医薬品のMRLのデータベース（成分や動物で検索できる場所）	—	—
動物用医薬品の使用禁止	公衆衛生規則（動物及び鳥類）（残留化学物質）	https://www.elegislation.gov.hk/hk/cap139N
動物用医薬品の対象外	—	—
CCRVDFで議論されている成分の扱い	—	—
EUの新たな動物用医薬品規則への対応	—	—
その他の成分の規制	—	—

7. その他の成分の規制

食品添加物に関しては複数の規則によって規制されている。保存料は「食品中保存料規則」（132BD）¹¹⁷、着色料は「食品中着色料規則」（132H）¹¹⁸、甘味料は「食品中甘味料規則」（132U）¹¹⁹に使用基準がある。Cap. 132BD¹²⁰では、調査対象品目に適用される食品添加物の使用基準が定められている。

また、香港における動物医薬品及び農薬以外の成分の規制を以下の表にまとめた。

表36：香港におけるその他の成分の規制

成分	出典名称	URL
ヒスタミン（histamine）	—	—
メラミン（melamine）	公衆衛生及び市政条例」第V部（食品及び医薬品）	https://www.cfs.gov.hk/tc_chi/food_leg/food_leg_hs.html
ダイオキシン（dioxin）	—	—
放射性物質（Radionuclides）	—	—

¹¹⁷ 電子版香港法令「『防腐剤』に関する 2022年 3月 24日付 食物環境衛生署DFEH第132章第55項及143項別紙1」（<https://www.elegislation.gov.hk/hk/cap132BD>、最終アクセス日：2023年2月6日）

¹¹⁸ 電子版香港法令「『着色料』に関する 2020年 7月 23日付 食物環境衛生署DFEH第132章第55項別紙1, 2」（<https://www.elegislation.gov.hk/hk/cap132H>、最終アクセス日：2023年2月6日）

¹¹⁹ 電子版香港法令「『甘味料』に関する 2019年 9月 19日付 食物環境衛生署DFEH第132章第55項及143項別紙」（<https://www.elegislation.gov.hk/hk/cap132U>、最終アクセス日：2023年2月6日）

¹²⁰ 電子版香港法令「食品添加物を含む可能性のある食品、及び各ケースにおける食品添加物の内容と割合」（https://www.elegislation.gov.hk/hk/cap132BD?xpid=ID_1438402678376_001、最終アクセス日：2023年3月1日）

マイコトキシン (Mycotoxins)	公衆衛生及び市政条例」第V部 (食品及び医薬品)	https://www.cfs.gov.hk/tc_chi/food_leg/food_leg_hs.html
貝毒 (shellfish poison)	—	—
金属 (metal)	食物攪雑(金属雜質含量)規例	https://www.elegislation.gov.hk/hk/cap132V
細菌 (bacteria)	—	—
食品添加物 (Food additive)	「防腐剤」に関する 2022年 3月 24日付 132BD第55項及143項別紙 1	https://www.elegislation.gov.hk/hk/cap132BD
	「甘味料」に関する 2019年 9月 19日付 132U第55項及143項別紙	https://www.elegislation.gov.hk/hk/cap132U
	「着色料」に関する 2020年 7月 23日付 132H第55項別紙1, 2	https://www.elegislation.gov.hk/hk/cap132H
	食品添加物を含む可能性のある 食品、及び各ケースにおける食 品添加物の内容と割合	https://www.elegislation.gov.hk/hk/cap132BD?xid=ID_1438402678376_001
ポリ塩化ビフェニル (PCB)	—	—

インドネシア共和国

1. 残留基準値等に関する規制の有無

インドネシアにおける残留基準値等に関する規制の有無を以下の表に示した。

表37：インドネシアにおける残留基準値等に関する規制の有無

	残留基準値	使用禁止物質	対象外物質
基準値の規制	○	○	×

2. 残留基準値等に関する主な所轄機関

インドネシアにおいては、農業省¹²¹が動物用医薬品及び農薬の残留基準値の規制を担当している。

3. 残留基準値等の関連法規

インドネシアの以下の法規を確認し、残留基準値を一覧表に記載した。

- 農産物に対する残留基準値に関する保健省及び農業省の合同規定第881号/MENKES/SKB/VIII/1996¹²²
- 農薬の残留基準値（SNI7313:2008）¹²³
- インドネシア共和国農業大臣規定2017年5月発令第350号No. 14附属書3「禁止動物用医薬品の一覧表」¹²⁴
- インドネシア医薬品食品監督庁長官規則第HK. 00. 06. 1. 52. 4011号「食品における微生物汚染及び化学物質汚染の最大基準値に関する法」¹²⁵

¹²¹ 農業省「農業省のホームページ」（<https://www.pertanian.go.id/>、最終アクセス日：2023年3月2日）

¹²² Komara Share「農産物に対する残留基準値に関する保健省及び農業省の合同規定第881号/MENKES/SKB/VIII/1996」（http://komara.weebly.com/uploads/6/5/3/7/6537907/c_kepmentan-menkes_881-711_1996_batas_max_residu_pestisida.pdf、最終アクセス日：2023年2月6日）

¹²³ FDOKUMEN「農薬の残留基準値（SNI7313:2008）」（<https://fdokumen.com/document/sni-batas-maksimum-pestisida-565c5131127b0.html?page=1>、最終アクセス日：2023年2月22日）

¹²⁴ IMREK「インドネシア共和国農業大臣規定2017年5月発令第350号No. 14『禁止動物用医薬品の一覧表』」（<https://simrek.ditjenpkih.pertanian.go.id/fileinfo/Regulasi-3-Permentan142017.pdf>、最終アクセス日：2023年2月6日）

¹²⁵ インドネシア食品医薬品局の法的情報・資料ネットワーク「インドネシア医薬品食品監督庁長官規則 第HK. 00. 06. 1. 52. 4011号『食品における微生物汚染及び化学物質汚染の最大基準値に関する法』」（<https://jdih.pom.go.id/view/slide/7ca8eff2efb471189f32dddf47845bb/597/HK.00.06.1.52.4011/2009>、最終アクセス日：2023年3月15日）

4. 残留基準値等の一覧表に関する説明

4.1. 採用しているリスト制度

インドネシアは残留基準値一覧表の作成にあたって、ポジティブリスト制度を採用している。

4.2. 残留基準値の一覧表に関する概要

農薬に関しては、農産物に対する残留基準値に関する保健省及び農業省の合同規定第881号/M ENKES/SKB/VIII/1996に基づき規定された残留基準値を超える食品の輸入及び国内販売は禁止されており、当該規定にない農薬の残留は認められていない。

4.3. 使用禁止物質の一覧表に関する概要

使用禁止物質に関しては、インドネシア共和国農業大臣規定2017年5月発令第350号No. 14附属書3「禁止動物用医薬品の一覧表」に記載されている。

4.4. 対象外物質の一覧表に関する概要

インドネシアにおいては対象外物質に関する一覧表は定められていない。

5. 残留基準値等に関連する他の動向

5.1. CCRVDFで議論されている成分の扱い

ASOHI（インドネシア動物医薬協会）サイト内のニュースページでCODEXの動向が取り上げられており、CCRVDFについては直近の2023年2月に開催された第26回会議の結果について記載されている¹²⁶。

5.2. EUの新たな動物用医薬品規則への対応

2022年7月19日に制定されたEUの「人体用に使用が制限される抗菌剤を指定する規則」の関連規則である「第三国からの輸入に関する規則」に関しては、インドネシア当局ウェブサイト等による情報収集、情報の開示は確認できなかった。またインドネシア当局として類似の規制を策定する等の動向は確認できなかった。

6. 残留基準値に関する出典一覧

インドネシアにおける残留基準値の規制に関連する情報を以下の表にまとめた。

¹²⁶ ASOHI（インドネシア動物医薬協会）サイト「第26回 CCRVDF 総会に向けたインドネシアの準備への ASOHI の参加」（https://www.asohi.org/index.php?option=com_content&view=article&id=1967:partisipasi-asohi-dalam-persiapan-indonesia-menghadapi-sidang-ccrvdf-ke-26&catid=1:latest-news&Itemid=11、最終アクセス日：2023年2月27日）

表38：インドネシアにおける残留基準値に関する各情報のまとめ

項目名	名称	URL
所轄機関	農業省（KEMENTERIAN PERTANIAN REPUBLIK INDONESIA）	http://www.pertanian.go.id/
関連法規（根拠法）	法令検索サイト（インドネシア語）	https://karantina.pertanian.go.id/hukum/index.php
農薬のMRL（最新のPDFが閲覧できる場所）	農薬の残留基準値（SNI7313:2008）	https://fdokumen.com/document/sni-batas-maksimum-pestisida-565c5131127b0.html?page=5
農薬のMRLのデータベース（成分や作物で検索できる場所）	—	—
農薬の使用禁止	—	—
農薬の対象外	—	—
動物用医薬品のMRL（最新のPDFが閲覧できる場所）	農薬の残留基準値（SNI7313:2008）	https://fdokumen.com/document/sni-batas-maksimum-pestisida-565c5131127b0.html?page=5
動物用医薬品のMRLのデータベース（成分や動物で検索できる場所）	—	—
動物用医薬品の使用禁止	インドネシア共和国農業大臣規定2017年5月発令第350号No. 14	https://simrek.ditjenpkh.pertanian.go.id/fileinfo/Regulasi-3-Permentan142017.pdf
動物用医薬品の対象外	—	—
CCRVDFで議論されている成分の扱い	インドネシア動物用医薬品協会	https://www.asohi.org/index.php?option=com_content&view=article&id=1967:partisipasi-asohi-dalam-persiapan-indonesia-menghadapi-sidang-ccrvdf-ke-26&catid=1:latest-news&Itemid=11
EUの新たな動物用医薬品規則への対応	—	—
その他の成分の規制	—	—

7. その他の成分の規制

食品添加物の使用基準に関しては、国家医薬品食品規制庁の「2022年9月号加工食品における重金属汚染の規定」¹²⁷及び「2019年第11号食品添加物に関する規定」¹²⁸に基づいて規制されている。使用を禁止されている食品添加物については、「食品添加物に関するインドネシア保健相規定第33号（2012年）」¹²⁹附属書Ⅱに一覧表が記載されている。

また、インドネシアにおける動物医薬品及び農薬以外の成分の規制を以下の表にまとめた。

表39：インドネシアにおけるその他の成分の規制

成分	出典名称	URL
ヒスタミン (histamine)	—	—
メラミン (melamine)	—	—
ダイオキシン (dioxin)	—	—
放射性物質 (Radionuclides)	—	—
マイコトキシン (Mycotoxins)	—	—
貝毒 (shellfish poison)	—	—
金属 (metal)	国家医薬品食品規制庁2022年9月号加工食品における重金属汚染の規定	https://standarpangan.pom.go.id/dokumen/peraturan/202x/logam_2022.pdf
細菌 (bacteria)	—	—
食品添加物 (Food additive)	国家医薬品食品規制庁2019年第11号食品添加物に関する規定	https://standarpangan.pom.go.id/dokumen/peraturan/2019/PerBPOM_No_11_Tahun_2019_tentang_BTP.pdf
	食品添加物に関するインドネシア保健相規定第33号（2012年）附属書Ⅱ	https://faolex.fao.org/docs/pdf/ins140019.pdf

¹²⁷ 国家医薬品食品規制庁「2022年9月号加工食品における重金属汚染の規定」
(https://standarpangan.pom.go.id/dokumen/peraturan/202x/logam_2022.pdf、最終アクセス日：2023年2月22日)

¹²⁸ 国家医薬品食品規制庁「2019年第11号食品添加物に関する規定」
(https://standarpangan.pom.go.id/dokumen/peraturan/2019/PerBPOM_No_11_Tahun_2019_tentang_BTP.pdf、最終アクセス日：2023年2月27日)

¹²⁹ 国連食糧農業機関 (FAO) 「食品添加物に関するインドネシア保健相規定第33号（2012年）」 (<https://faolex.fao.org/docs/pdf/ins140019.pdf>、最終アクセス日：2023年2月6日)

ポリ塩化ビフェニル (PCB)	SNI7313:2008農薬の残留基準値	https://fdokumen.com/document/sni-batas-maksimum-pestisida-565c5131127b0.html?page=1
-----------------	----------------------	---

マカオ

1. 残留基準値等に関する規制の有無

マカオにおける残留基準値等に関する規制の有無を以下の表に示した。

表40：マカオにおける残留基準値等に関する規制の有無

	残留基準値	使用禁止物質	対象外物質
基準値の規制	○	○	○

2. 残留基準値等に関する主な所轄機関

マカオにおいては、マカオ市政署食品安全庁¹³⁰が動物用医薬品と農薬の残留基準値を設定している。

3. 残留基準値等の関連法規

マカオ市政署ウェブサイト内の「食品安全に関する法律、基準、ガイドライン」¹³¹に記載されている以下の法規を確認し、残留基準値を一覧表に記載した。

- 食品安全法¹³²
- マカオ特別行政区行政規則第13/2013号「食品中の動物用医薬品の最大残留基準」¹³³
- マカオ特別行政区行政規則第11/2020号「食品中の農薬の最大残留基準」表3「残留基準値の適用除外となる農薬の一覧表」¹³⁴
- マカオ特別行政区行政規則第6/2014号「食品中の禁止物質一覧表」¹³⁵

¹³⁰ マカオ市政署食品安全庁「マカオ市政署食品安全庁のホームページ」
(<https://www.foodsafety.gov.mo/c/default>、最終アクセス日：2023年3月2日)

¹³¹ マカオ市政署食品安全庁「食品安全に関する法律、基準、ガイドライン」
(<https://www.foodsafety.gov.mo/c/news/detail/8cf9481b-669b-415b-8623-cec3c40955a4>、最終アクセス日：2023年2月19日)

¹³² マカオ特別行政区政府印務局「食品安全法」
(<https://images.io.gov.mo/bo/i/2013/17/lei-5-2013.pdf>、最終アクセス日：2023年2月19日)

¹³³ マカオ特別行政区政府印務局「マカオ特別行政区行政規則第13/2013号『食品中の動物用医薬品の最大残留基準』」(https://bo.io.gov.mo/bo/i/2013/24/regadm13_cn.asp#13、最終アクセス日：2023年2月19日)

¹³⁴ マカオ特別行政区政府印務局「マカオ特別行政区行政規則第11/2020号『食品中の農薬の最大残留基準』表3『残留基準値の適用除外となる農薬の一覧表』」
(https://bo.io.gov.mo/bo/i/2020/17/regadm11_cn.asp、最終アクセス日：2023年2月19日)

¹³⁵ マカオ特別行政区政府印務局「マカオ特別行政区行政規則第6/2014号『食品中の禁止物質一覧表』」(https://bo.io.gov.mo/bo/i/2014/09/regadm06_cn.asp、最終アクセス日：2023年2月10日)

- マカオ特別行政区行政規則第3/2016号「管理規則第6/2014号「食品中の禁止物質の一覧表」の改正」¹³⁶
- 「食品における残留動物用医薬品の最高限度」に関する2013年6月10日付の第13/2013号行政法規¹³⁷

4. 残留基準値等の一覧表に関する説明

4.1. 採用しているリスト制度

マカオの残留基準値一覧表に関しては、一覧表にない成分の扱いに関する規定は確認できなかった。

4.2. 残留基準値の一覧表に関する概要

動物用医薬品に関しては、マカオ特別行政区行政規則第13/2013号「食品中の動物用医薬品の最大残留基準」で規制されている。残留基準値が当局により設定されていない成分の扱いに関する規定は確認できなかった。

4.3. 使用禁止物質の一覧表に関する概要

使用禁止物質に関しては、マカオ特別行政区行政規則第6/2014号「食品中の禁止物質一覧表」及びマカオ特別行政区行政規則第3/2016号「管理規則第6/2014号「食品中の禁止物質の一覧表」の改正」に一覧表が記載されている。

4.4. 対象外物質の一覧表に関する概要

マカオ特別行政区行政規則第11/2020号「食品中の農薬の最大残留基準」表3に残留基準値対象外物質の一覧表が記載されている。

5. 残留基準値等に関連する他の動向

5.1. CCRVDFで議論されている成分の扱い

マカオ当局のウェブサイトでCODEX委員会やCCRVDFの動向に関する情報開示は確認できなかった。

¹³⁶ マカオ特別行政区政府印務局「マカオ特別行政区行政規則第3/2016号『管理規則第6/2014号「食品中の禁止物質の一覧表」の改正』」(https://bo.io.gov.mo/bo/i/2016/06/regadm03_cn.asp、最終アクセス日：2023年2月10日)

¹³⁷ マカオ特別行政区政府印務局「『食品における残留動物用医薬品の最高限度』に関する2013年6月10日付の第13/2013号行政法規」(<https://images.io.gov.mo/bo/i/2013/24/reg-13-2013.pdf>、最終アクセス日：2023年2月10日)

5.2. EUの新たな動物用医薬品規則への対応

2022年7月19日に制定されたEUの「人体用に使用が制限される抗菌剤を指定する規則」の関連規則である「第三国からの輸入に関する規則」に関しては、マカオ当局ウェブサイト等による情報収集、情報の開示は確認できなかった。またマカオ当局として類似の規制を策定する等の動向は確認できなかった。

6. 残留基準値に関する出典一覧

マカオにおける残留基準値の規制に関連する情報を以下の表にまとめた。

表41：マカオにおける残留基準値に関する各情報のまとめ

項目名	名称	URL
所轄機関	マカオ市政署食品安全庁	https://www.foodsafety.gov.mo/c/default
関連法規（根拠法）	食品安全法	https://www.foodsafety.gov.mo/c/news/detail/8cf9481b-669b-415b-8623-cec3c40955a4
農薬のMRL（最新のPDFが閲覧できる場所）	—	—
農薬のMRLのデータベース（成分や作物で検索できる場所）	—	—
農薬の使用禁止	—	—
農薬の対象外	マカオ特別行政区行政規則第11/2020号	https://bo.io.gov.mo/bo/i/2020/17/regadm11_cn.asp
動物薬のMRL（最新のPDFが閲覧できる場所）	マカオ特別行政区行政規則第13/2013号	https://bo.io.gov.mo/bo/i/2013/24/regadm13_cn.asp#13
動物薬のMRLのデータベース（成分や動物で検索できる場所）	—	—
動物薬の使用禁止	マカオ特別行政区行政規則第6/2014号	https://bo.io.gov.mo/bo/i/2014/06/regadm03_cn.asp
	マカオ特別行政区行政規則第3/2016号	https://bo.io.gov.mo/bo/i/2016/06/regadm03_cn.asp
動物薬の対象外	マカオ特別行政区行政規則第11/2020号	https://bo.io.gov.mo/bo/i/2020/17/regadm11_cn.asp
CCRVDFで議論されている成分の扱い	—	—

EUの新たな動物用医薬品規則への対応	—	—
--------------------	---	---

7. その他の成分の規制

食品添加物に関しては、「『食品における残留動物用医薬品の最高限度』に関する2013年6月10日付の第13/2013号行政法規」¹³⁸で規制されている。

また、マカオにおける動物医薬品及び農薬以外の成分の規制を以下の表にまとめた。

表42：マカオにおけるその他の成分の規制

その他の成分の規制		
成分	出典名称	URL
ヒスタミン (histamine)		
メラミン (melamine)	マカオ特別行政区行政規則第6/2014号「食品中の禁止物質一覧表」	https://bo.io.gov.mo/bo/i/2014/09/regadm06_cn.asp
ダイオキシン (dioxin)		
放射性物質 (Radionuclides)		
マイコトキシン (Mycotoxins)		
貝毒 (shellfish poison)		
金属 (metal)		
細菌 (bacteria)		
食品添加物 (Food additive)	「食品における残留動物用医薬品の最高限度」に関する2013年6月10日付の第13/2013号行政法規	https://images.io.gov.mo//bo/i/2013/24/reg-13-2013.pdf
ポリ塩化ビフェニル (PCB)	—	—

¹³⁸ マカオ特別行政区政府印務局「『食品における残留動物用医薬品の最高限度』に関する2013年6月10日付の第13/2013号行政法規」 (<https://images.io.gov.mo//bo/i/2013/24/reg-13-2013.pdf>、最終アクセス日：2023年2月10日)

カンボジア王国

1. 残留基準値等に関する規制の有無

カンボジアにおける残留基準値等を調査するためにデスクリサーチを行ったが、残留基準値に関する一覧表を確認できなかった。次に、保健省¹³⁹、商業省¹⁴⁰、農林水産省¹⁴¹、動物衛生生産総局¹⁴²の副局長、及びCODEX委員会の担当者¹⁴³にメールで問い合わせたが回答を得ることができなかった。

表43：カンボジアにおける残留基準値等に関する規制の有無

	残留基準値	使用禁止物質	対象外物質
基準値の規制	不明	不明	不明

2. 残留基準値等に関する主な所轄機関

カンボジアにおいては、国家規格委員会（NSC）が動物用医薬品と農薬に関する国家規格を承認し、カンボジア標準協会¹⁴⁴により出版されている。残留基準値設定については主に農林水産省が担当している。

3. 残留基準値等の関連法規

カンボジア標準協会のサイトからダウンロード可能なカンボジア規格及び、以下の法規を確認した。

- 食品安全法¹⁴⁵

¹³⁹ 保健省「保健省のホームページ」（<http://moh.gov.kh/>、最終アクセス日：2023年2月24日）

¹⁴⁰ 商業省「商業省のホームページ」（<https://www.moc.gov.kh/>、最終アクセス日：2023年2月24日）

¹⁴¹ 農林水産省「農林水産省のホームページ」（<https://web.maff.gov.kh/>、最終アクセス日：2023年2月24日）

¹⁴² 動物衛生生産総局「動物衛生生産総局のホームページ」（<https://gdahp.maff.gov.kh/>、最終アクセス日：2023年2月13日）

¹⁴³ CODEX委員会「CODEX委員会のメンバー（カンボジアの連絡先：codex.cambodia@gmail.com）」（<https://www.fao.org/fao-who-codexalimentarius/about-codex/members/en/>、最終アクセス日：2023年2月24日）

¹⁴⁴ カンボジア標準協会「カンボジア標準協会のホームページ」（<https://isc.gov.kh/en>、最終アクセス日：2023年3月3日）

¹⁴⁵ 食品安全法（<https://www.moj.gov.kh/kh/law-regular?title=&description=&signer=&institute=&category=10§or=&month=&year=2022&btnSearch=>、最終アクセス日：2023年3月10日）

- 農薬や化学肥料の管理に関する法律¹⁴⁶
- カンボジア規格2021（Cambodia Standards 2021）¹⁴⁷

4. 残留基準値等の一覧表に関する説明

4.1. 採用しているリスト制度

カンボジアにおける動物用医薬品と農薬の残留基準値に関する一覧表を確認することができなかった。

4.2. 残留基準値の一覧表に関する概要

食品安全法第5条は、国家規格委員会が承認した食品規格等及び国際食品規格等に基づき食品技術規則を作成すべきことが定められている。植物性由来の農産物に対する残留基準値は設定されている¹⁴⁸が、畜水産物に対する残留基準値は現在のところ設定されていない。

カンボジア規格2021において、動物用医薬品（CS 466:2014 CAC/MRL 2、Maximum Residue Limits for Veterinary Drugs in Food）、農薬（CS 465:2014 CAC/MRL 1、Maximum Residue Limits (MRLs) for Pesticides）の規格に基づきCODEXの基準値を採用することが明記されている。

4.3. 使用禁止物質の一覧表に関する概要

カンボジアにおいては、使用禁止物質の一覧表は定められていない。

4.4. 対象外物質の一覧表に関する概要

カンボジアにおける対象外物質を規定する法規を確認することができなかった。

5. 残留基準値等に関連する他の動向

5.1. CCRVDFで議論されている成分の扱い

カンボジア当局のウェブサイトでCODEX委員会やCCRVDFの動向に関する情報開示は確認できなかった。

¹⁴⁶ 司法省「農薬や化学肥料の管理に関する法律」（<https://cambodiantr.gov.kh/kcfinder/upload/files/Law%20on%20Management%20of%20Pesticides%20and%20Fertilizers%20-%20EN.pdf>、最終アクセス日：2023年2月6日）

¹⁴⁷ カンボジア標準協会「カンボジア規格2021」（<https://www.khmersme.gov.kh/en/laws-and-regulations/standards>、最終アクセス日：2022年12月26日）

¹⁴⁸ 国際植物防疫条約（IPPC）「FAO『カンボジアの農産物に対する農薬残留基準値一覧表』」（<https://www.ippc.int/en/countries/cambodia/reportingobligation/2012/12/maximum-residue-limit-of-pesticide-on-agricultural-products/>、最終アクセス日：2023年3月10日）

5.2. EUの新たな動物用医薬品規則への対応

2022年7月19日に制定されたEUの「人体用に使用が制限される抗菌剤を指定する規則」の関連規則である「第三国からの輸入に関する規則」に関しては、カンボジア当局ウェブサイト等による情報収集、情報の開示は確認できなかった。またカンボジア当局として類似の規制を策定する等の動向は確認できなかった。

6. 残留基準値に関する出典一覧

カンボジアにおける残留基準値の規制に関連する情報を以下の表にまとめた。

表44：カンボジアにおける残留基準値に関する各情報のまとめ

項目名	名称	URL
所轄機関	商業省（MOC）	https://www.moc.gov.kh/
	農業省（MAFF）	https://web.maff.gov.kh/
関連法規（根拠法）	食品安全法	https://www.moj.gov.kh/kh/law-regular?title=&description=&signer=&institute=&category=10&sector=&month=&year=2022&btnSearch=
	植物由来の農産物に関する残留基準値一覧表	https://www.ippc.int/en/countries/cambodia/reportingobligation/2012/12/maximum-residue-limit-of-pesticide-on-agricultural-products/
	カンボジア規格2021	https://www.khmersme.gov.kh/en/laws-and-regulations/standards/
農薬のMRL（最新のPDFが閲覧できる場所）	—	—
農薬のMRLのデータベース（成分や作物で検索できる場所）	—	—
農薬の使用禁止	—	—
農薬の対象外	—	—
動物用医薬品のMRL（最新のPDFが閲覧できる場所）	—	—

動物用医薬品のMRLのデータベース（成分や動物で検索できる場所）	—	—
動物用医薬品の使用禁止	—	—
動物用医薬品の対象外	—	—
CCRVDFで議論されている成分の扱い	—	—
EUの新たな動物用医薬品規則への対応	—	—
その他の成分の規制	—	—

7. その他の成分の規制

カンボジア規格2021において、食品添加物（GS 093:2012, Rev.1:2018、General Standard of Food Additive）の食品規格に基づきCODEXの基準値を採用することが定められている。

また、カンボジアにおける動物医薬品及び農薬以外の成分の規制を以下の表にまとめた。

表45：カンボジアにおけるその他の成分の規制

成分	出典名称	URL
ヒスタミン（histamine）	—	—
メラミン（melamine）	—	—
ダイオキシン（dioxin）	—	—
放射性物質（Radionuclides）	—	—
マイコトキシン（Mycotoxins）	—	—
貝毒（shellfish poison）	—	—
金属（metal）	—	—
細菌（bacteria）	—	—
食品添加物（Food additive）	カンボジア規格2021（Cambodia Standards 2021）	https://www.khmersme.gov.kh/en/laws-and-regulations/standards/
ポリ塩化ビフェニル（PCB）	—	—

タイ王国

1. 残留基準値等に関する規制の有無

タイにおける残留基準値等に関する規制の有無を以下の表に示した。

表46：タイにおける残留基準値等に関する規制の有無

	残留基準値	使用禁止物質	対象外物質
基準値の規制	○	○	×

2. 残留基準値等に関する主な所轄機関

タイにおいて動物用医薬品と農薬の残留基準値を設定する役割を担う主な規制当局は保健省食品医薬品局¹⁴⁹である。

3. 残留基準値等の関連法規

タイにおける残留基準値に関連する法規を以下にまとめた。本調査では、これらの法規を調査し、調査対象品目に関係する残留基準値を一覧表に記載した。

- 食品法（Food Act B. E. 2522、1979年制定）¹⁵⁰
- 有害物質法（Hazardous Substances Act B. E. 2535、1992年制定、2001年、2008年、2019年に改正）¹⁵¹
- 保健省告示第268号「特定の化学物質に汚染されている食品の基準」（2003年）¹⁵²
- 保健省告示第269号「 β -agonist類の化学物質に汚染されている食品の基準」（2003年）¹⁵³

¹⁴⁹ 保健省食品医薬品局「保健省食品医薬品局のホームページ」（https://www.fda.moph.go.th/Pages/HomeP_D2.aspx、最終アクセス日：2023年3月2日）

¹⁵⁰ 保健省食品医薬品局「食品法」（http://food.fda.moph.go.th/law/data/act/E_FoodAct2522.pdf、最終アクセス日：2023年1月29日）

¹⁵¹ 法制委員会事務総局「有害物質法」（http://web.krisdika.go.th/data//document/ext809/809927_0001.pdf、最終アクセス日：2023年1月29日）

¹⁵² 保健省食品医薬品局「保健省告示第268号『特定の化学物質に汚染されている食品の基準』（https://food.fda.moph.go.th/law/data/announ_moph/V.English/No.268-46%20Prescribed%20Standards%20for%20Some%20Chemicals%20Contamination%20in%20Foods.pdf、最終アクセス日：2023年3月9日）

¹⁵³ 保健省食品医薬品局「保健省告示第269号『 β -agonist類の化学物質に汚染されている食品の基準』（https://food.fda.moph.go.th/law/data/announ_moph/V.English/No.269-46%20Prescribed%20Standards%20for%20CE%B2-Agonist%20Chemicals%20Group%20Contamination%20in%20Foods.pdf、最終アクセス日：2023年3月9日）

- 保健省告示第299号「特定の化学物質に汚染されている食品の基準」（第2版）（2006年）¹⁵⁴
- 保健省告示第303号「動物用医薬品の残留成分に関する規制」（2007年）¹⁵⁵
- 保健省告示第350号「牛乳に関する規制」（2013年）¹⁵⁶
- 保健省告示第387号「農薬の残留成分に関する規制」（第1版）（2017年）¹⁵⁷
- 保健省告示第414号「汚染物質を含有する食品基準」（2020年）¹⁵⁸
- 保健省告示第419号「農薬の残留成分に関する規制」（第3版）¹⁵⁹

4. 残留基準値等の一覧表に関する説明

4.1. 採用しているリスト制度

タイは残留基準値一覧表の作成にあたって、ポジティブリスト制度を採用している。

4.2. 残留基準値の一覧表に関する概要

動物用医薬品に関して、保健省告示第303号「動物用医薬品が残留する食品について」の別紙に残留基準値の一覧表が記載されている。

農薬に関しては、保健省告示第387号「残留有害物質を含有する食品」（第1版）別紙2に残留基準値の一覧表が記載されている。一覧表にない成分に関しては、保健省告示第387号第4条

（2）により、CODEX委員会が勧告する制限値を超えてはならないと定められている。さらに第4条（3）により、特定の残留基準値が設定されていない成分は一律基準値に従うことが定められている。その一律基準値は0.01ppmである。

4.3. 使用禁止物質の一覧表に関する概要

使用禁止物質については、保健省告示第387号「残留有害物質を含有する食品」第4条、及び第419号「残留有害物質を含有する食品」（第3版）第2条で規定されている。これらの告示には「残留農薬を含む食品は基準を満たしている必要があり、この告示の別紙1に定められている有害物質法B.E. 2535（1992）に基づき、第四種有害物質として定義される農薬を含んではならない。」と定められており、当該告示の別紙1に使用禁止物質の一覧表が記載されている。また、

¹⁵⁴ 保健省食品医薬品局「保健省告示第299号『特定の化学物質に汚染されている食品の基準』（第2版）」（[https://food.fda.moph.go.th/law/data/announ_moph/V.English/No.299-49%20Prescribed%20standards%20for%20some%20chemical%20contaminations%20in%20foods%20\(No2\).pdf](https://food.fda.moph.go.th/law/data/announ_moph/V.English/No.299-49%20Prescribed%20standards%20for%20some%20chemical%20contaminations%20in%20foods%20(No2).pdf)、最終アクセス日：2023年3月9日）

¹⁵⁵ 保健省食品医薬品局「保健省告示第303号『動物用医薬品の残留成分に関する規制』（https://food.fda.moph.go.th/law/data/announ_moph/V.English/No.303-50%20Veterinary%20Drugs%20Residues%20in%20Foods.pdf、最終アクセス日：2023年1月29日）

¹⁵⁶ 保健省食品医薬品局「保健省告示第350号『牛乳に関する規制』（https://food.fda.moph.go.th/law/data/announ_moph/V.English/No.350-56_cow_milk.pdf、最終アクセス日：2023年1月29日）

¹⁵⁷ 保健省食品医薬品局「保健省告示第387号『農薬の残留成分に関する規制』（第1版）」（https://food.fda.moph.go.th/law/data/announ_moph/V.English/No.387.pdf、最終アクセス日：2023年1月29日）

¹⁵⁸ 保健省食品医薬品局「保健省告示第414号『汚染物質を含有する食品基準』（https://food.fda.moph.go.th/law/data/announ_moph/V.English/P414_E.pdf、最終アクセス日：2023年1月29日）

¹⁵⁹ 保健省食品医薬品局「保健省告示第419号『農薬の残留成分に関する規制』（第3版）」（https://food.fda.moph.go.th/law/data/announ_moph/V.English/P419_E.pdf、最終アクセス日：2023年1月29日）

保健省告示第268号、保健省告示第269号及び保健省告示第299号に使用禁止物質が定められている。

4. 4. 対象外物質の一覧表に関する概要

タイにおいては対象外物質に関する一覧表は定められていない。

5. 残留基準値等に関連する他の動向

5. 1. CCRVDFで議論されている成分の扱い

タイ当局のウェブサイトでCODEX委員会やCCRVDFの動向に関する情報開示は確認できなかった。

5. 2. EUの新たな動物用医薬品規則への対応

2022年7月19日に制定されたEUの「人体用に使用が制限される抗菌剤を指定する規則」の関連規則である「第三国からの輸入に関する規則」に関しては、タイ当局ウェブサイト等による情報収集、情報の開示は確認できなかった。またタイ当局として類似の規制を策定する等の動向は確認できなかった。

6. 残留基準値に関する出典一覧

タイにおける残留基準値の規制に関連する情報を以下の表にまとめた。

表47：タイにおける残留基準値に関する各情報のまとめ

項目名	名称	URL
所轄機関	保健省食品医薬品局	https://www.fda.moph.go.th/Pages/HomeP_D2.aspx
関連法規（根拠法）	食品法（Food Act B. E. 2522、1979年制定）	http://food.fda.moph.go.th/law/data/act/E_FoodAct2522.pdf
農薬のMRL（最新のPDFが閲覧できる場所）	保健省告示第387号「農薬の残留成分に関する規制」（第1版）（2017年）	https://food.fda.moph.go.th/law/data/announ_moph/P387.PDF
	保健省告示第419号「農薬の残留成分に関する規制」（第3版）	https://food.fda.moph.go.th/law/data/announ_moph/P419.pdf
農薬のMRLのデータベース（成分や作物で検索できる場所）	—	—
農薬の使用禁止	保健省告示第387号「農薬の残留成分に関する規制」（第1版）（2017年）	https://food.fda.moph.go.th/law/data/announ_moph/P387.PDF

	保健省告示第419号「農薬の残留成分に関する規制」（第3版）	https://food.fda.moph.go.th/law/data/announ_moph/P419.pdf
農薬の対象外	—	—
動物用医薬品のMRL（最新のPDFが閲覧できる場所）	保健省告示第303号「動物用医薬品の残留成分に関する規制」（2007年）	https://food.fda.moph.go.th/law/data/announ_moph/P303.pdf
動物用医薬品のMRLのデータベース（成分や動物で検索できる場所）	—	—
動物用医薬品の使用禁止	保健省告示第268号「特定の化学物質に汚染されている食品の基準」（2003年）	https://food.fda.moph.go.th/law/data/announ_moph/V.English/No.268-46%20Prescribed%20Standards%20for%20Some%20Chemicals%20Contamination%20in%20Foods.pdf
	保健省告示第269号「β-agonist類の化学物質に汚染されている食品の基準」（2003年）	https://food.fda.moph.go.th/law/data/announ_moph/V.English/No.269-46%20Prescribed%20Standards%20for%20CEB2-Agonist%20Chemicals%20Group%20Contamination%20in%20Foods.pdf
	保健省告示第299号「特定の化学物質に汚染されている食品の基準」（第2版）（2006年）	https://food.fda.moph.go.th/law/data/announ_moph/V.English/No.299-49%20Prescribed%20standards%20for%20some%20chemical%20contaminations%20in%20foods%20(No2).pdf
動物用医薬品の対象外	—	—
CCRVDFで議論されている成分の扱い	—	—
EUの新たな動物用医薬品規則への対応	—	—
その他の成分の規制	保健省告示第350号「牛乳に関する規制（第1版）」	https://food.fda.moph.go.th/law/data/announ_moph/V.English/No.350-56_cow_milk.pdf

7. その他の成分の規制

食品添加物に関しては、「保健省告示第281号『食品添加物』」第6条により食品添加物に関するCODEX基準で規定されていないもの、又は食品委員会の承認に基づく食品医薬品局の通知に規定されていないものは、食品医薬品局の認可を受けなければならないことが定められている。

- 保健省告示第281号「食品添加物に関する規制」（2004年）¹⁶⁰
- 保健省告示第418号「食品添加物に関する規制」（第2版）¹⁶¹

タイにおける動物医薬品及び農薬以外の成分の規制を以下の表にまとめた。

表48：タイにおけるその他の成分の規制

成分	出典名称	URL
ヒスタミン (histamine)	—	—
メラミン (melamine)	保健省告示第414号「汚染物質を含有する食品基準」	https://food.fda.moph.go.th/law/data/announ_moph/P414.PDF
ダイオキシン (dioxin)	—	—
放射性物質 (Radionuclides)	—	—
マイコトキシン (Mycotoxins)	—	—
貝毒 (shellfish poison)	—	—
金属 (metal)	—	—
細菌 (bacteria)	—	—
食品添加物 (Food additive)	保健省告示第281号「食品添加物に関する規制：第1版・主たる条文」	https://food.fda.moph.go.th/law/data/announ_moph/V.English/No.%20281%20Food%20Additives.pdf
	保健省告示第418号「食品添加物に関する規制：第2版・具体的なリストの改訂」	https://food.fda.moph.go.th/law/data/announ_moph/V.English/P418_E.pdf
ポリ塩化ビフェニル (PCB)	—	—

¹⁶⁰ 保健省食品医薬品局「保健省告示第281号『食品添加物に関する規制』」（https://food.fda.moph.go.th/law/data/announ_moph/V.English/No.%20281%20Food%20Additives.pdf、最終アクセス日：2023年1月29日）

¹⁶¹ 保健省食品医薬品局「保健省告示第418号『食品添加物に関する規制』」（https://food.fda.moph.go.th/law/data/announ_moph/V.English/P418_E.pdf、最終アクセス日：2023年1月29日）

マレーシア

1. 残留基準値等に関する規制の有無

マレーシアにおける残留基準値等に関する規制の有無を以下の表に示した。

表49：マレーシアにおける残留基準値等に関する規制の有無

	残留基準値	使用禁止物質	対象外物質
基準値の規制	○	○	×

2. 残留基準値等に関する主な所轄機関

マレーシアにおいては、保健省食品安全品質管理部（Food Safety and Quality Division：FSQD）¹⁶²が動物用医薬品と農薬の残留基準値を設定している。

3. 残留基準値等の関連法規

保健省のサイト¹⁶³に記載されている以下の法規を確認し、残留基準値を一覧表に記載した。

- 食品法1983（Food Act 1983）¹⁶⁴
- 食品規則1985（Food Regulations 1985）¹⁶⁵
- 食品法1983の一覧表更新24112022¹⁶⁶

4. 残留基準値等の一覧表に関する説明

4.1. 採用しているリスト制度

マレーシアは残留基準値一覧表の作成にあたって、ポジティブリスト制度を採用している。

¹⁶² 保健省食品安全品質管理部「保健省食品安全品質管理部のホームページ」
(<http://fsq.moh.gov.my/v6/xs/index.php>、最終アクセス日：2023年3月2日)

¹⁶³ 保健省「保健省のホームページ」
(<http://fsq.moh.gov.my/v6/xs/page.php?id=2>、最終アクセス日：2023年2月19日)

¹⁶⁴ 保健省食品安全品質管理部「食品法1983」
(<http://fsq.moh.gov.my/v6/xs/page.php?id=323>、最終アクセス日：2023年2月6日)

¹⁶⁵ 保健省食品安全品質管理部「食品規則1985」
(<http://fsq.moh.gov.my/v6/xs/page.php?id=72>、最終アクセス日：2023年2月6日)

¹⁶⁶ 保健省食品安全品質管理部「食品法1983の一覧表更新24112022」
(<http://fsq.moh.gov.my/v6/xs/page.php?id=72>、最終アクセス日：2023年2月6日)

4.2. 残留基準値の一覧表に関する概要

動物用医薬品に関して、食品規則1985附表第15Aの表1に残留基準値が記載されている。食品規則1985第37条によるとこの表及びCODEX基準に規定された成分以外の動物用医薬品が残留した食品の輸入、販売等を行ってはならない。

4.3. 使用禁止物質の一覧表に関する概要

使用禁止物質に関しては、食品規則1985附表第15Aの表2に「禁止薬物」が記載されている。

4.4. 対象外物質の一覧表に関する概要

マレーシアにおいては対象外物質に関する一覧表は定められていない。

5. 残留基準値等に関連する他の動向

5.1. CCRVDFで議論されている成分の扱い

マレーシア当局のウェブサイトでCODEX委員会やCCRVDFの動向に関する情報開示は確認できなかった。

5.2. EUの新たな動物用医薬品規則への対応

2022年7月19日に制定されたEUの「人体用に使用が制限される抗菌剤を指定する規則」の関連規則である「第三国からの輸入に関する規則」に関しては、マレーシア当局ウェブサイト等による情報収集、情報の開示は確認できなかった。またマレーシア当局として類似の規制を策定する等の動向は確認できなかった。

6. 残留基準値に関する出典一覧

マレーシアにおける残留基準値の規制に関連する情報を以下の表にまとめた。

表50：マレーシアにおける残留基準値に関する各情報のまとめ

項目名	名称	URL
所轄機関	保健省食品安全品質管理部（Food Safety and Quality Division : FSQD）	http://fsq.moh.gov.my/v6/xs/index.php
関連法規（根拠法）	食品法1983（Food Act 1983）	http://fsq.moh.gov.my/v6/xs/page.php?id=323
	食品法1983の一覧表更新24112022	http://fsq.moh.gov.my/v6/xs/page.php?id=72
農薬のMRL（最新のPDFが閲覧できる場所）	—	—

農薬のMRLのデータベース（成分や作物で検索できる場所）	—	—
農薬の使用禁止	—	—
農薬の対象外	—	—
動物用医薬品のMRL（最新のPDFが閲覧できる場所）	食品規則1985（Food Regulations 1985）	http://fsq.moh.gov.my/v6/xs/page.php?id=72
動物用医薬品のMRLのデータベース（成分や動物で検索できる場所）	—	—
動物用医薬品の使用禁止	食品規則1985（Food Regulations 1985）	http://fsq.moh.gov.my/v6/xs/page.php?id=72
動物用医薬品の対象外	—	—
CCRVDで議論されている成分の扱い	—	—
EUの新たな動物用医薬品規則への対応	—	—
その他の成分の規制	—	—

7. その他の成分の規制

食品添加物に関しては、「食品規則1985（Food Regulations 1985）」第19条により使用してはならない食品添加物が定められている。

また、マレーシアにおける動物医薬品及び農薬以外の成分の規制を以下の表にまとめた。

表51：マレーシアにおけるその他の成分の規制

成分	出典名称	URL
ヒスタミン（histamine）	—	—
メラミン（melamine）	—	—
ダイオキシン（dioxin）	—	—
放射性物質（Radionuclides）	—	—
マイコトキシン（Mycotoxins）	—	—

貝毒 (shellfish poison)	—	—
金属 (metal)	—	—
細菌 (bacteria)	—	—
食品添加物 (Food additive)	食品規則1985 (Food Regulations 1985)	http://fsq.moh.gov.my/v6/xs/page.php?id=72
ポリ塩化ビフェニル (PCB)	—	—

バングラデシュ人民共和国

1. 残留基準値等に関する規制の有無

バングラデシュにおける残留基準値等に関する規制の有無を以下の表に示した。

表52：バングラデシュにおける残留基準値等に関する規制の有無

	残留基準値	使用禁止物質	対象外物質
基準値の規制	○	○	×

2. 残留基準値等に関する主な所轄機関

バングラデシュにおいて食品省バングラデシュ安全食品庁（BFSA）¹⁶⁷が動物用医薬品と農薬の残留基準値を設定する役割を担う主な所轄機関である。

3. 残留基準値等の関連法規

バングラデシュにおける残留基準値に関連する法規は食品省のサイト内「食品安全法に関する規則・規制」に記載されている。本調査では、これらの法規を調査し、調査対象品目に関する残留基準値を一覧表に記載した。

- 食品安全法（2013年）¹⁶⁸
- 食品安全（化学汚染物質、毒素及び有害残留物）規制（2017年）¹⁶⁹

¹⁶⁷ 食品省バングラデシュ安全食品庁（BFSA）「食品省バングラデシュ安全食品庁（BFSA）のホームページ」（<http://www.bfsa.gov.bd/>、最終アクセス日：2023年3月2日）

¹⁶⁸ 食品省「食品安全法（2013年）」（https://mofood.portal.gov.bd/sites/default/files/files/mofood.portal.gov.bd/page/6c9ede9e_7346_4a05_828d_bbe3ba4abd47/Safe-Food-Act-2013-English.pdf、最終アクセス日：2023年2月13日）

¹⁶⁹ 食品省「食品安全（化学汚染物質、毒素及び有害残留物）規制（2017年）」（https://mofood.portal.gov.bd/sites/default/files/files/mofood.portal.gov.bd/page/6c9ede9e_7346_4a05_828d_bbe3ba4abd47/খাদ্য%20%28রাসায়নিক%20দূষক%20%20উদ্ভিদ%20ও%20ক্ষতিকর%20অবশিষ্টাংশ%20প্রবিধানমালা%20%20২০১৭.pdf、最終アクセス日：2023年2月13日）

4. 残留基準値等の一覧表に関する説明

4.1. 採用しているリスト制度

バングラデシュ当局の残留基準値一覧表及び国際規格に基準値が設定されていない成分に関する明確な規定はないが、食品省「食品安全（化学汚染物質、毒素及び有害残留物）規制（2017年）」によれば、ポジティブリスト制度を採用していると考えられる。

4.2. 残留基準値の一覧表に関する概要

動物用医薬品、農薬に関して、「食品安全（化学汚染物質、毒素及び有害残留物）規制（2017年）」別表1-14に残留基準値の一覧表が記載されている。同規制第12条には、同規制にある別表1-14で規制されていない成分に関して「残留物質の最大基準値を決める点で、世界的に認められている食品規格の最終版に定められた基準値、又は世界的に認められた規格に従うものとする。」定められている。

4.3. 使用禁止物質の一覧表に関する概要

バングラデシュにおいては使用禁止物質に関する一覧表は定められていない。

4.4. 対象外物質の一覧表に関する概要

バングラデシュにおいては対象外物質に関する一覧表は定められていない。

5. 残留基準値等に関連する他の動向

5.1. CCRVDFで議論されている成分の扱い

バングラデシュ当局のウェブサイトでCODEX委員会やCCRVDFの動向に関する情報開示は確認できなかった。

5.2. EUの新たな動物用医薬品規則への対応

2022年7月19日に制定されたEUの「人体用に使用が制限される抗菌剤を指定する規則」の関連規則である「第三国からの輸入に関する規則」に関しては、バングラデシュ当局ウェブサイト等による情報収集、情報の開示は確認できなかった。またバングラデシュ当局として類似の規制を策定する等の動向は確認できなかった。

6. 残留基準値に関する出典一覧

バングラデシュにおける残留基準値の規制に関連する情報を以下の表にまとめた。

表53：バングラデシュにおける残留基準値に関する各情報のまとめ

項目名	名称	URL
所轄機関	食品省安全食品庁（BFSA）	http://www.bfsa.gov.bd/
関連法規（根拠法）	食品安全法（2013年）	https://mofood.portal.gov.bd/sites/default/files/files/mofood.portal.gov.bd/page/6c9ede9e_7346_4a05_828d_bbe3ba4abd47/Safe-Food-Act-2013-English.pdf
農薬のMRL（最新のPDFが閲覧できる場所）	食品安全（化学汚染物質、毒素及び有害残留物）規制（2017年）	https://mofood.portal.gov.bd/sites/default/files/files/mofood.portal.gov.bd/page/6c9ede9e_7346_4a05_828d_bbe3ba4abd47/খাদ্য%20%28রাসায়নিক%20দূষক%20%20টক্সিন%20ও%20ক্ষতিকর%20অবশিষ্টাংশ%29%20প্রবিধানমালা%20%20২০১৭.pdf
農薬のMRLのデータベース（成分や作物で検索できる場所）	—	—
農薬の使用禁止	—	—
農薬の対象外	—	—
動物用医薬品のMRL（最新のPDFが閲覧できる場所）	食品安全（化学汚染物質、毒素及び有害残留物）規制（2017年）	https://mofood.portal.gov.bd/sites/default/files/files/mofood.portal.gov.bd/page/6c9ede9e_7346_4a05_828d_bbe3ba4abd47/খাদ্য%20%28রাসায়নিক%20দূষক%20%20টক্সিন%20ও%20ক্ষতিকর%20অবশিষ্টাংশ%29%20প্রবিধানমালা%20%20২০১৭.pdf
動物用医薬品のMRLのデータベース（成分や動物で検索できる場所）	—	—
動物用医薬品の使用禁止	—	—
動物用医薬品の対象外	—	—
CCRVDFで議論されている成分の扱い	—	—

EUの新たな動物用医薬品規則への対応	—	—
その他の成分の規制	—	—

7. その他の成分の規制

食品添加物に関しては、「食品安全（化学汚染物質、毒素及び有害残留物）規制（2017年）」¹⁷⁰に適用される基準値が記載されている。バングラデシュにおける動物医薬品及び農薬以外の成分の規制を以下の表にまとめた。

表54：バングラデシュにおけるその他の成分の規制

成分	出典名称	URL
ヒスタミン (histamine)	—	—
メラミン (melamine)	—	—
ダイオキシン (dioxin)	—	—
放射性物質 (Radionuclides)	—	—
マイコトキシン (Mycotoxins)	—	—
貝毒 (shellfish poison)	—	—
金属 (metal)	—	—
細菌 (bacteria)	—	—
食品添加物 (Food additive)	食品安全（化学汚染物質、毒素及び有害残留物）規制（2017年）	https://mofood.portal.gov.bd/sites/default/files/files/mofood.portal.gov.bd/page/6c9ede9e_7346_4a05_828d_bbe3ba4abd47/খাদ্য%20%28রাসায়নিক%20দূষক%20%20টক্সিন%20ও%20ক্ষতিকর%20অবশিষ্টাংশ%29%20প্রবিধানমালা%20%20২০১৭.pdf
ポリ塩化ビフェニル (PCB)	—	—

¹⁷⁰ 食品省「食品安全（化学汚染物質、毒素及び有害残留物）規制（2017年）」（https://mofood.portal.gov.bd/sites/default/files/files/mofood.portal.gov.bd/page/6c9ede9e_7346_4a05_828d_bbe3ba4abd47/খাদ্য%20%28রাসায়নিক%20দূষক%20%20টক্সিন%20ও%20ক্ষতিকর%20অবশিষ্টাংশ%29%20প্রবিধানমালা%20%20২০১৭.pdf、最終アクセス日：2023年2月13日）

パキスタン・イスラム共和国

1. 残留基準値等に関する規制の有無

パキスタンにおける残留基準値等を調査するためにデスクリサーチを行ったが、残留基準値に関する一覧表を確認できなかった。次に、パキスタン標準品質管理庁（PSQCA）¹⁷¹、パキスタン残留農薬研究所¹⁷²、SGS¹⁷³、CABI¹⁷⁴及びCODEX委員会¹⁷⁵に電話及びメールで問い合わせたが接触することができなかった。

表55：パキスタンにおける残留基準値等に関する規制の有無

	残留基準値	使用禁止物質	対象外物質
基準値の規制	不明	不明	不明

2. 残留基準値等に関する主な所轄機関

パキスタンにおける動物用医薬品と農薬の残留基準値設定にかかわる主な所轄機関は不明である。ただし、パキスタン標準品質管理庁（PSQCA）が国家標準や国内規格の運用を管轄している。

3. 残留基準値等の関連法規

パキスタンにおける動物用医薬品と農薬の残留基準値を規制する法規を入手することができなかった。

¹⁷¹ 標準品質管理庁「パキスタン標準品質管理庁のホームページ」
(<http://updated.psqca.com.pk/>、最終アクセス日：2023年3月10日)

¹⁷² 残留農薬研究所「残留農薬研究所のホームページ」
(https://aari.punjab.gov.pk/prl_klsk、最終アクセス日：2023年2月24日)

¹⁷³ SGS「農薬残留について」(<https://www.sgs.com/en-pk/services/pesticide-residues>、最終アクセス日：2023年2月13日)

¹⁷⁴ CABI「パキスタンにおける残留基準値と生物由来の農薬に関する規制との協調」
(<https://www.cabi.org/projects/regulatory-harmonization-in-pakistan-for-maximum-residue-limits-and-biopesticides/>、最終アクセス日：2023年2月13日)

¹⁷⁵ CODEX委員会「CODEX委員会のメンバー（パキスタンの連絡先：codexpakistan@gmail.com）」
(<https://www.fao.org/fao-who-codexalimentarius/about-codex/members/en/>、最終アクセス日：2023年2月24日)

4. 残留基準値等の一覧表に関する説明

4.1. 採用しているリスト制度

パキスタンにおいて採用されているリスト制度について確認できなかった。

4.2. 残留基準値の一覧表に関する概要

パキスタンにおける動物用医薬品と農薬の残留基準値を規制する法規を入手することができなかった。ただし、パキスタン標準品質管理庁のウェブサイトで農薬の残留基準値に関する規格PS:2023 - 1988が存在していることが確認できた。USDAによるパキスタンを対象とした「食品及び農産物の輸入規制及び基準に関するカントリーレポート」¹⁷⁶には、パキスタンは一般的にCODEXのガイドラインに従っていると記載されている。

4.3. 使用禁止物質の一覧表に関する概要

パキスタンにおける使用禁止物質を規定する法規を入手することができなかった。

4.4. 対象外物質の一覧表に関する概要

パキスタンにおける対象外物質を規定する法規を入手することができなかった。

5. 残留基準値等に関連する他の動向

5.1. CCRVDFで議論されている成分の扱い

パキスタン当局のウェブサイトでCODEX委員会やCCRVDFの動向に関する情報開示は確認できなかった。

5.2. EUの新たな動物用医薬品規則への対応

2022年7月19日に制定されたEUの「人体用に使用が制限される抗菌剤を指定する規則」の関連規則である「第三国からの輸入に関する規則」に関しては、パキスタン当局ウェブサイト等による情報収集、情報の開示は確認できなかった。またパキスタン当局として類似の規制を策定する等の動向は確認できなかった。

6. 残留基準値に関する出典一覧

パキスタンにおける残留基準値の規制に関連する情報を以下の表にまとめた。

¹⁷⁶ USDA「パキスタンの『食品及び農産物の輸入規制及び基準に関するカントリーレポート』」 (https://app.s.fas.usda.gov/newgainapi/api/Report/DownloadReportByFileName?fileName=Food%20and%20Agricultural%20Import%20Regulations%20and%20Standards%20Country%20Report_Islamabad_Pakistan_PK2022-0018.pdf、最終アクセス日：2023年3月2日)

表56：パキスタンにおける残留基準値に関する各情報のまとめ

項目名	名称	URL
所轄機関	Pakistan Standards & Quality Control Authority (PSQCA)	http://updated.psqca.com.pk/
関連法規（根拠法）	—	—
農薬のMRL（最新のPDFが閲覧できる場所）	—	—
農薬のMRLのデータベース（成分や作物で検索できる場所）	—	—
農薬の使用禁止	—	—
農薬の対象外	—	—
動物用医薬品のMRL（最新のPDFが閲覧できる場所）	—	—
動物用医薬品のMRLのデータベース（成分や動物で検索できる場所）	—	—
動物用医薬品の使用禁止	—	—
動物用医薬品の対象外	—	—
CCRVDFで議論されている成分の扱い	—	—
EUの新たな動物用医薬品規則への対応	—	—

7. その他の成分の規制

パキスタンにおける動物医薬品及び農薬以外の成分の規制を以下の表にまとめた。

表57：パキスタンにおけるその他の成分の規制

成分	出典名称	URL
ヒスタミン (histamine)	—	—
メラミン (melamine)	—	—
ダイオキシン (dioxin)	—	—
放射性物質 (Radionuclides)	—	—

マイコトキシン (Mycotoxins)	—	—
貝毒 (shellfish poison)	—	—
金属 (metal)	—	—
細菌 (bacteria)	—	—
食品添加物 (Food additive)	—	—
ポリ塩化ビフェニル (PCB)	—	—

メキシコ合衆国

1. 残留基準値等に関する規制の有無

メキシコにおける残留基準値等に関する規制の有無を以下の表に示した。

表58：メキシコにおける残留基準値等に関する規制の有無

	残留基準値	使用禁止物質	対象外物質
基準値の規制	○	○	×

2. 残留基準値等に関する主な所轄機関

メキシコにおいて動物用医薬品と農薬の残留基準値を設定する役割を担う主な規制当局は農畜水産農村開発食料省（SAGARPA）の農業食品衛生無害品質庁（SENASICA）¹⁷⁷である。

3. 残留基準値等の関連法規

メキシコにおける残留基準値に関連する法規を以下にまとめた。本調査では、これらの法規を調査し、調査対象品目に関する残留基準値を一覧表に記載した。

- 2022年2月9日付官報「動物由来の商品、水産養殖及び漁業資源, 分析方法の性能, 動物由来の商品、水産養殖及び漁業資源における残留毒性の制御及び監視のための国家計画、農業農村開発省によって規制されている規格協議として動物における残留毒性の監視計画、及び植物における残留農薬の監視のための国家計画有毒及び汚染残留物の上限を決定するための基準を確立する協定」¹⁷⁸
- 2020年有毒及び汚染残留物の上限値一覧表¹⁷⁹

¹⁷⁷ 農業食品衛生無害品質庁（SENASICA）「農業食品衛生無害品質庁（SENASICA）のホームページ」（<https://www.gob.mx/senasica>、最終アクセス日：2023年3月2日）

¹⁷⁸ 連邦政府官報（DOF）「2022年2月9日付官報『動物由来の商品、水産養殖及び漁業資源, 分析方法の性能, 動物由来の商品、水産養殖及び漁業資源における残留毒性の制御及び監視のための国家計画、農業農村開発省によって規制されている規格協議として動物における残留毒性の監視計画、及び植物における残留農薬の監視のための国家計画有毒及び汚染残留物の上限を決定するための基準を確立する協定』」（https://www.dof.gob.mx/nota_detalle.php?codigo=5642365&fecha=09/02/2022#gsc.tab=0、最終アクセス日：2023年2月14日）

¹⁷⁹ 農業食品衛生無害品質庁（SENASICA）「2020年有毒及び汚染残留物の上限値一覧表」（<https://www.gob.mx/senasica/documentos/limites-maximos-de-residuos-toxicos-y-contaminantes?state=published>、最終アクセス日：2023年2月14日）

- 2018年7月13日付官報「市場へ供給される動物への使用又は消費が禁止されている物質又は製品の一覧表の告知合意書」¹⁸⁰
- 2016年5月16日付官報「食品、飲料、食品サプリメントに含まれる添加物やアジュバン、その使用、衛生規定を定めるものを改正する協定（2012年7月16日公布）」¹⁸¹

4. 残留基準値等の一覧表に関する説明

4.1. 採用しているリスト制度

メキシコは残留基準値一覧表の作成にあたって、ポジティブリスト制度を採用している。

4.2. 残留基準値の一覧表に関する概要

動物用医薬品、農薬に関しては、農畜水産農村開発食料省の農業食品衛生無害品質庁（SENASICA）ウェブサイト内「2020年有毒及び汚染残留物の上限値一覧表」に「動物由来の商品、養殖及び水産資源における残留毒物」として残留基準値が記載されている。2022年2月9日付官報第9条によると、当局の規制がない成分に関しては、別途リスク分析が行われるまではゼロ・トレランス・リミットと見なされる。

4.3. 使用禁止物質の一覧表に関する概要

使用禁止物質については、2018年7月13日付官報「市場へ供給される動物への使用又は消費が禁止されている物質又は製品の一覧表の告知合意書」で規定されている。

4.4. 対象外物質の一覧表に関する概要

メキシコにおいては対象外物質に関する一覧表は定められていない。

5. 残留基準値等に関連する他の動向

5.1. CCRVDFで議論されている成分の扱い

メキシコ当局のウェブサイトでCODEX委員会やCCRVDFの概要を説明している情報が記載されているが、動向に関する情報開示は確認できなかった。

¹⁸⁰ 農業食品衛生無害品質庁（SENASICA）「2018年7月16日付官報『市場へ供給される動物への使用又は消費が禁止されている物質又は製品の一覧表の告知合意書』」

（<https://www.gob.mx/cms/uploads/attachment/file/560396/AcuerdoSusProductosProhibidosAnimales13jul18.pdf>、最終アクセス日：2023年2月14日）

¹⁸¹ 連邦政府官報（DOF）「2016年5月16日付官報」（https://dof.gob.mx/nota_detalle.php?codigo=5437267&fecha=16/05/2016#gsc.tab=0、最終アクセス日：2023年2月14日）

5.2. EUの新たな動物用医薬品規則への対応

2022年7月19日に制定されたEUの「人体用に使用が制限される抗菌剤を指定する規則」の関連規則である「第三国からの輸入に関する規則」に関しては、メキシコ当局ウェブサイト等による情報収集、情報の開示は確認できなかった。またメキシコ当局として類似の規制を策定する等の動向は確認できなかった。

6. 残留基準値に関する出典一覧

メキシコにおける残留基準値の規制に関連する情報を以下の表にまとめた。

表59：メキシコにおける残留基準値に関する各情報のまとめ

項目名	名称	URL
所轄機関	農業食品衛生無害品質庁（SENASICA）	https://www.gob.mx/senasica
	農畜水産農村開発食料省（SAGARPA）	https://www.gob.mx/agricultura
関連法規（根拠法）	2012年7月16日付 保健省「食品・飲料・サプリメントの添加物・補助剤の使用・衛生措置について定める協定」	https://www.dof.gob.mx/nota_detalle.php?codigo=5259470&fecha=16/07/2012#gsc.tab=0
	2018年7月13日付 農牧省「市場へ供給される動物への使用または消費が禁止されている物質または製品のリストの告知合意書」	https://www.gob.mx/cms/uploads/attachment/data/file/560396/AcuerdoSusProductosProhibidosAnimales13jul18.pdf
	2022年2月9日付官報「動物由来の商品、水産養殖及び漁業資源、分析方法の性能、動物由来の商品、水産養殖及び漁業資源における残留毒性の制御及び監視のための国家計画、農業農村開発省によって規制されている規格協議として動物における残留毒性の監視計画、及び植物における残留農薬の監視のための国家計画有毒及び汚染残留物の上限を決定するための基準を確立する協定」	https://www.dof.gob.mx/nota_detalle.php?codigo=5642365&fecha=09/02/2022#gsc.tab=0
農薬のMRL（最新のPDFが閲覧できる場所）	2020年有毒及び汚染残留物の上限値一覧表	https://www.gob.mx/senasica/documentos/limites-maximos-de-residuos-toxicos-y-contaminan

		tes?state=published
農薬のMRLのデータベース（成分や作物で検索できる場所）	—	—
農薬の使用禁止	2018年7月13日付官報公布農牧省掲載 「市場へ供給される動物への使用または消費が禁止されている物質または製品のリストの告知合意書」	https://www.gob.mx/cms/uploads/attachment/file/560396/AcuerdoSusProductosProhibidosAnimales13jul18.pdf
農薬の対象外	—	—
動物薬のMRL（最新のPDFが閲覧できる場所）	2020年有毒及び汚染残留物の上限値一覧表	https://www.gob.mx/senasica/documentos/limites-maximos-de-residuos-toxicos-y-contaminantes?state=published
動物薬のMRLのデータベース（成分や動物で検索できる場所）	—	—
動物薬の使用禁止	2018年7月13日付官報公布農牧省掲載 「市場へ供給される動物への使用または消費が禁止されている物質または製品のリストの告知合意書」	https://www.gob.mx/cms/uploads/attachment/file/560396/AcuerdoSusProductosProhibidosAnimales13jul18.pdf
動物薬の対象外	—	—
CCRVDFで議論されている成分の扱い	—	—
EUの新たな動物用医薬品規則への対応	—	—
その他の成分の規制	—	—

7. その他の成分の規制

食品添加物に関しては、2012年7月16日付官報「食品・飲料・サプリメントの添加物・補助剤の使用・衛生措置について定める保健省令」¹⁸²で規定されている。

また、メキシコにおける動物医薬品及び農薬以外の成分の規制を以下の表にまとめた。

¹⁸² 連邦政府官報（DOF）「2012年7月16日付官報」 (https://www.dof.gob.mx/nota_detalle.php?codigo=5259470&fecha=16/07/2012#gsc.tab=0、最終アクセス日：2023年2月14日)

表60：メキシコにおけるその他の成分の規制

成分	出典名称	URL
ヒスタミン (histamine)	—	—
メラミン (melamine)	—	—
ダイオキシン (dioxin)	—	—
放射性物質 (Radionuclides)	2020年有毒及び汚染残留物の上限値一覧表	https://www.gob.mx/senasica/documentos/limites-maximos-de-residuos-toxicos-y-contaminantes?state=published
マイコトキシン (Mycotoxins)	—	—
貝毒 (shellfish poison)	—	—
金属 (metal)	2020年有毒及び汚染残留物の上限値一覧表	https://www.gob.mx/senasica/documentos/limites-maximos-de-residuos-toxicos-y-contaminantes?state=published
細菌 (bacteria)	—	—
食品添加物 (Food additive)	2012年7月16日付官報「食品・飲料・サプリメントの添加物・補助剤の使用・衛生措置について定める保健省令」	https://www.dof.gob.mx/nota_detalle.php?codigo=5259470&fecha=16/07/2012#gsc.tab=0
ポリ塩化ビフェニル (PCB)	2020年有毒及び汚染残留物の上限値一覧表	https://www.gob.mx/senasica/documentos/limites-maximos-de-residuos-toxicos-y-contaminantes?state=published

アラブ首長国連邦

1. 残留基準値等に関する規制の有無

UAEにおける残留基準値等を調査するためにデスクリサーチを行ったが、残留基準値に関する一覧表を入手できなかった。

表61：UAEにおける残留基準値等に関する規制の有無

	残留基準値	使用禁止物質	対象外物質
基準値の規制	不明	不明	不明

2. 残留基準値等に関する主な所轄機関

UAEにおいて、気候変動環境省¹⁸³及び産業先端技術省（MoIAT）¹⁸⁴が食品の残留農薬の最大残留許容量について規定していると考えられる。

3. 残留基準値等の関連法規

UAEにおける残留基準値に関連する法規は、産業先端技術省（MoIAT）の発行規格「UAE.S MRL 1:2019農産物及び食品中の農薬の最大残留許容量」と考えられるが、MoIATのウェブサイトで問い合わせたところ、気候変動・環境省に案内され、気候変動・環境省ではそのような一覧表は存在しないという回答があった。

4. 残留基準値等の一覧表に関する説明

4.1. 採用しているリスト制度

UAEにおける動物用医薬品と農薬の残留基準値を規制する法規を入手することができなかった。

¹⁸³ 気候変動環境省「気候変動環境省のホームページ」

(<https://www.moccae.gov.ae/en/home.aspx>、最終アクセス日：2023年3月9日)

¹⁸⁴ 産業先端技術省（MoIAT）「産業先端技術省（MoIAT）のホームページ」

(<https://moiat.gov.ae/en/>、最終アクセス日：2023年2月25日)

4.2. 残留基準値の一覧表に関する概要

UAE. S MRL1:2019の要約¹⁸⁵には最終生産物の農薬の最大残留限度と外因性残留限度はCODEX委員会のデータベースに書かれている数値を超えてはならないことが明記されている。さらに同規格には、CODEX委員会のデータベースにデータがない製品又は農薬の場合、ヨーロッパの法律インデックスを参照する必要があることも明記されているが、参照先として記載されているURL¹⁸⁶は現在リンク切れとなっている。

4.3. 使用禁止物質の一覧表に関する概要

UAEにおける使用禁止物質を規定する法規を入手することができなかった。

4.4. 対象外物質の一覧表に関する概要

UAEにおける対象外物質を規定する法規を入手することができなかった。

5. 残留基準値等に関連する他の動向

5.1. CCRVDFで議論されている成分の扱い

UAE当局のウェブサイトでCODEX委員会やCCRVDFの動向に関する情報開示は確認できなかった。

5.2. EUの新たな動物用医薬品規則への対応

2022年7月19日に制定されたEUの「人体用に使用が制限される抗菌剤を指定する規則」の関連規則である「第三国からの輸入に関する規則」に関しては、UAE当局ウェブサイト等による情報収集、情報の開示は確認できなかった。またUAE当局として類似の規制を策定する等の動向は確認できなかった。

6. 残留基準値に関する出典一覧

UAEにおける残留基準値の規制に関連する情報を以下の表にまとめた。

表62：UAEにおける残留基準値に関する各情報のまとめ

項目名	名称	URL
所轄機関	気候変動環境省	https://www.moccae.gov.ae/en/home.aspx
	産業先端技術省（MoIAT）	https://moiat.gov.ae/en/

¹⁸⁵ フランダース政府貿易投資局「『ワークショップアジェンダ - 食品表示ポリシーと新しい基準の更新』96-99ページ」（<https://www.flandersinvestmentandtrade.com/export/sites/trade/files/attachments/200203-Food%20labeling%20policy%20workshop.pdf>、最終アクセス日：2023年2月25日）

¹⁸⁶ 欧州連合「ヨーロッパの法律インデックス」（<https://ec.europa.eu/food/plant/pesticides/eu-pesticides-database/public/?event=pesticide.residue.selection&language=EN>、最終アクセス日：リンク切れ）

関連法規（根拠法）	—	—
農薬のMRL（最新のPDFが閲覧できる場所）	—	—
農薬のMRLのデータベース（成分や作物で検索できる場所）	—	—
農薬の使用禁止	—	—
農薬の対象外	—	—
動物用医薬品のMRL（最新のPDFが閲覧できる場所）	—	—
動物用医薬品のMRLのデータベース（成分や動物で検索できる場所）	—	—
動物用医薬品の使用禁止	—	—
動物用医薬品の対象外	—	—
CCRVDFで議論されている成分の扱い	—	—
EUの新たな動物用医薬品規則への対応	—	—

7. その他の成分の規制

UAEにおける動物医薬品及び農薬以外の成分の規制を以下の表にまとめた。

表63：UAEにおけるその他の成分の規制

成分	出典名称	URL
ヒスタミン (histamine)	—	—
メラミン (melamine)	—	—
ダイオキシン (dioxin)	—	—
放射性物質 (Radionuclides)	—	—
マイコトキシン (Mycotoxins)	—	—
貝毒 (shellfish poison)	—	—

金属 (metal)	—	—
細菌 (bacteria)	—	—
食品添加物 (Food additive)	—	—
ポリ塩化ビフェニル (PCB)	—	—

タジキスタン共和国

1. 残留基準値等に関する規制の有無

タジキスタンにおける残留基準値等に関する規制の有無を以下の表に示した。

表64：タジキスタンにおける残留基準値等に関する規制の有無

	残留基準値	使用禁止物質	対象外物質
基準値の規制	○	不明	不明

2. 残留基準値等に関する主な所轄機関

タジキスタンにおいて、動物用医薬品と農薬の残留基準値を設定する役割を担う主な規制当局はタジキスタン共和国文化省技術規制部門¹⁸⁷である。

3. 残留基準値等の関連法規

タジキスタンの残留基準値に関するデスクリサーチを行い、タジキスタン経済開発貿易省の貿易ポータルサイト¹⁸⁸及びロシア連邦動植物衛生監督庁ウェブサイトのタジキスタンへの輸出に関する規制をまとめたページ¹⁸⁹から、残留基準値に関連する以下の法規を確認した。

- 2012年8月1日付タジキスタン共和国法第890号「食品安全法」¹⁹⁰
- タジキスタン政府2016年4月30日付政令第190号「食品安全技術規則」¹⁹¹

¹⁸⁷ 文化省技術規制部門「共和国文化省技術規制部門のホームページ」
(<https://standard.tj/ru/>、最終アクセス日：2023年3月10日)

¹⁸⁸ 経済開発貿易省「タジキスタンの貿易ポータルサイト」
(<https://tajtrade.tj/?l=ru>、最終アクセス日：2023年2月20日)

¹⁸⁹ ロシア連邦動植物衛生監督庁ウェブサイト「タジキスタンへの輸出に関するページ」
(<https://fsvps.gov.ru/ru/fsvps/importexport/tadgikistan/requirementsexp.html>、最終アクセス日：2023年2月20日)

¹⁹⁰ 経済開発貿易省「2012年8月1日付タジキスタン共和国法第890号『食品安全法』」
(<https://tajtrade.tj/media/Law%20of%20food%20safety.pdf>、最終アクセス日：2023年2月20日)

¹⁹¹ ロシア連邦動植物衛生監督庁「タジキスタン政府2016年4月30日付政令第190号『食品安全技術規則』」
(<https://fsvps.gov.ru/ru/fsvps/importexport/tadgikistan/requirementsexp.html>、最終アクセス日：2023年2月20日)

4. 残留基準値等の一覧表に関する説明

4.1. 採用しているリスト制度

タジキスタンは残留基準値一覧表の作成にあたって、ポジティブリスト制度を採用している。

4.2. 残留基準値の一覧表に関する概要

動物用医薬品、農薬に関して、タジキスタン政府2016年4月30日付政令第190号食品安全技術規則の付録1「食品の安全技術規則」、付録2「肉並びに肉製品の安全技術規則」、付録3「乳並びに乳製品の安全技術規則」に記載された残留基準値を一覧表に記載した。

なお、食品安全法第4条では、「食品の安全性に関する国際的な義務は、関連する国際機関の勧告、衛生植物検疫措置の適用に関するWTO協定（SPS）及びその他の関連する国際協定に従って履行されるものとする。」及び「タジキスタン共和国が承認した国際的な法律行為が、この法律に規定されている以外の規則を定めている場合、その国際的な法律行為の規則が優先されるものとする。」と規定されている。

4.3. 使用禁止物質の一覧表に関する概要

使用禁止物質に関しては、タジキスタン政府2016年4月30日付政令第190号食品安全技術規則の付録1「食品の安全技術規則」、付録2「肉並びに肉製品の安全技術規則」及び付録3「乳並びに乳製品の安全」に一律禁止とされている成分が記載されている。

4.4. 対象外物質の一覧表に関する概要

タジキスタンにおける対象外物質に関する規制は確認できなかった。

5. 残留基準値等に関連する他の動向

5.1. CCRVDFで議論されている成分の扱い

タジキスタン当局のウェブサイトでCODEX委員会やCCRVDFの動向に関する情報開示は確認できなかった。

5.2. EUの新たな動物用医薬品規則への対応

2022年7月19日に制定されたEUの「人体用に使用が制限される抗菌剤を指定する規則」の関連規則である「第三国からの輸入に関する規則」に関しては、タジキスタン当局ウェブサイト等による情報収集、情報の開示は確認できなかった。またタジキスタン当局として類似の規制を策定する等の動向は確認できなかった。

6. 残留基準値に関する出典一覧

タジキスタンにおける残留基準値の規制に関連する情報を以下の表にまとめた。

表65：タジキスタンにおける残留基準値に関する各情報のまとめ

項目名	名称	URL
所轄機関	タジキスタン共和国文化省技術規制部門（Бахши танзими техникӣ: Вазорати фарҳанги Ҷумҳурии Тоҷикистон）	http://standard.tj/
関連法規（根拠法）	タジキスタン共和国法第 522号「技術標準化について」（Дарбораи бамаъёрдарории техникӣ）	http://www.adlia.tj/show_doc.fwx?rgn=34575
MRL動物用医薬品と農薬統合、使用禁止	РЕГЛАМЕНТИ ТЕХНИКИИ “БЕХАТАРИИ ШИР ВА МАҲСУЛОТИ ШИРӢ”	http://www.standard.tj/tj/TekhnRegulation
MRL動物用医薬品と農薬統合、使用禁止	РЕГЛАМЕНТИ ТЕХНИКИИ “БЕХАТАРИИ ГӢШТ ВА МАҲСУЛОТИ ГӢШТӢ”	http://www.standard.tj/tj/TekhnRegulation
MRL動物用医薬品と農薬統合、使用禁止	ТЕХНИКӢ “БЕХАТАРИИ МАҲСУЛОТИ ХӢРОКВОРӢ”	http://www.standard.tj/tj/TekhnRegulation
農薬のMRLのデータベース（成分や作物で検索できる場所）	—	—
農薬の使用禁止	—	—
農薬の対象外	—	—
動物用医薬品のMRL（最新のPDFが閲覧できる場所）	—	—
動物用医薬品のMRLのデータベース（成分や動物で検索できる場所）	—	—
動物用医薬品の使用禁止	—	—

動物用医薬品の対象外	—	—
CCRVDFで議論されている成分の扱い	—	—
EUの新たな動物用医薬品規則への対応	—	—

7. その他の成分の規制

タジキスタンにおいては、ダイオキシン、金属、細菌に関する規制を確認できた。タジキスタンにおける動物医薬品及び農薬以外の成分の規制に関する情報を以下の表にまとめた。

表66：タジキスタンにおけるその他の成分の規制

成分	出典名称	URL
ヒスタミン (histamine)	—	—
メラミン (melamine)	—	—
ダイオキシン (dioxin)	РЕГЛАМЕНТИ ТЕХНИКИИ “БЕХАТАРИИ ГЎШТ ВА МАЌСУЛОТИ ГЎШТЌ” 付録3	http://www.standard.tj/tj/TeKhnRegulation
放射性物質 (Radionuclides)	—	—
マイコトキシン (Mycotoxins)	—	—
貝毒 (shellfish poison)	—	—
金属 (metal)	РЕГЛАМЕНТИ ТЕХНИКИИ “БЕХАТАРИИ ГЎШТ ВА МАЌСУЛОТИ ГЎШТЌ” 付録3	http://www.standard.tj/tj/TeKhnRegulation
細菌 (bacteria)	РЕГЛАМЕНТИ ТЕХНИКИИ “БЕХАТАРИИ ГЎШТ ВА МАЌСУЛОТИ ГЎШТЌ” 付録1と2	http://www.standard.tj/tj/TeKhnRegulation
食品添加物 (Food additive)	—	—
ポリ塩化ビフェニル (PCB)	—	—

ナイジェリア連邦共和国

1. 残留基準値等に関する規制の有無

ナイジェリアにおける残留基準値に関連する法規を、関係すると考えられる当局のウェブサイト上で、またメールで問い合わせることにより調査したが、調査対象品目に関する残留基準値に関する規制を確認することはできなかった。

表67：ナイジェリアにおける残留基準値等に関する規制の有無

	残留基準値	使用禁止物質	対象外物質
基準値の規制	不明	不明	不明

2. 残留基準値等に関する主な所轄機関

ナイジェリアにおいて動物用医薬品及び農薬の主な規制当局はナイジェリア食品医薬品管理局（NAFDAC）¹⁹²である。

3. 残留基準値等の関連法規

国際汚染物質廃絶ネットワーク（IPEN）のレポート¹⁹³にナイジェリアで登録されている農薬の一覧表が記載されているが、残留基準値の設定については言及されていない。CODEX委員会にナイジェリアも登録しており、米国連邦農務省のグローバル農業情報ネットワークが出しているレポート¹⁹⁴によると、ナイジェリアがCODEXに準拠していることが読み取れる。

4. 残留基準値等の一覧表に関する説明

4.1. 採用しているリスト制度

ナイジェリアの残留基準値一覧表を確認することはできなかった。

¹⁹² 食品医薬品管理局「食品医薬品管理局のホームページ」（<https://www.nafdac.gov.ng/>、最終アクセス日：2023年3月2日）

¹⁹³ 国際汚染物質廃絶ネットワーク（IPEN）「ナイジェリアの農薬と毒性の高い農薬（HHPs）に関する報告書」（https://ipen.org/sites/default/files/documents/sedi_nigeria_hhps_report_2021.pdf、最終アクセス日：2023年3月2日）

¹⁹⁴ 米国連邦農務省グローバル農業情報ネットワーク「ナイジェリアの食品及び農産物の輸入に関する規制及び基準に関する国別報告書」（https://apps.fas.usda.gov/newgainapi/api/Report/DownloadReportByFileName?fileName=Food%20and%20Agricultural%20Import%20Regulations%20and%20Standards%20Country%20Report_Lagos_Nigeria_NI2022-0003.pdf、最終アクセス日：2023年2月28日）

4.2. 残留基準値の一覧表に関する概要

ナイジェリアの残留基準値一覧表を確認することはできなかった。

4.3. 使用禁止物質の一覧表に関する概要

ナイジェリアにおいては、使用禁止物質に関する一覧表は確認できなかった。

4.4. 対象外物質の一覧表に関する概要

ナイジェリアにおける対象外物質に関する一覧表を確認することはできなかった。

5. 残留基準値等に関連する他の動向

5.1. CCRVDFで議論されている成分の扱い

ナイジェリア当局のウェブサイトでCODEX委員会やCCRVDFの動向に関する情報開示は確認できなかった。

5.2. EUの新たな動物用医薬品規則への対応

2022年7月19日に制定されたEUの「人体用に使用が制限される抗菌剤を指定する規則」の関連規則である「第三国からの輸入に関する規則」に関しては、ナイジェリア当局ウェブサイト等による情報収集、情報の開示は確認できなかった。またナイジェリア当局として類似の規制を策定する等の動向は確認できなかった。

6. 残留基準値に関する出典一覧

ナイジェリアにおける残留基準値の規制に関連する情報を以下の表にまとめた。

表68：ナイジェリアにおける残留基準値に関する各情報のまとめ

項目名	名称	URL
所轄機関	ナイジェリア食品医薬品管理局	https://www.nafdac.gov.ng/
関連法規（根拠法）	—	—
農薬のMRL（最新のPDFが閲覧できる場所）	—	—
農薬のMRLのデータベース（成分や作物で検索できる場所）	—	—
農薬の使用禁止	—	—
農薬の対象外	—	—

動物用医薬品のMRL（最新のPDFが閲覧できる場所）	—	—
動物用医薬品のMRLのデータベース（成分や動物で検索できる場所）	—	—
動物用医薬品の使用禁止	—	—
動物用医薬品の対象外	—	—
CCRVDFで議論されている成分の扱い	—	—
EUの新たな動物用医薬品規則への対応	—	—

7. その他の成分の規制

ナイジェリアにおける動物医薬品及び農薬以外の成分の規制を以下の表にまとめた。

表69：ナイジェリアにおけるその他の成分の規制

成分	出典名称	URL
ヒスタミン (histamine)	—	—
メラミン (melamine)	—	—
ダイオキシン (dioxin)	—	—
放射性物質 (Radionuclides)	—	—
マイコトキシン (Mycotoxins)	—	—
貝毒 (shellfish poison)	—	—
金属 (metal)	—	—
細菌 (bacteria)	—	—
食品添加物 (Food additive)	—	—
ポリ塩化ビフェニル (PCB)	—	—

エジプト・アラブ共和国

1. 残留基準値等に関する規制の有無

エジプトにおける残留基準値等に関する規制の有無を以下の表に示した。

表70：エジプトにおける残留基準値等に関する規制の有無

	残留基準値	使用禁止物質	対象外物質
基準値の規制	○	○	×

2. 残留基準値等に関する主な所轄機関

エジプトにおいて動物用医薬品と農薬の残留基準値を設定する役割を担う主な規制当局は不明であるが、本デスクリサーチによって見つかった法規はエジプト国家食品安全庁¹⁹⁵が発行しているものである。

3. 残留基準値等の関連法規

エジプトにおける残留基準値は、以下の法規を調査し、本調査対象品目に関する残留基準値を一覧表に記載した。

- エジプト公式官報 (Al - Waqae Al - Misriyya) 「食品中の動物用医薬品の最大残留制限に関する2020年No. 13国家食品安全庁の決定」 (Issue No. 257) ¹⁹⁶
- エジプト公式官報 (Al - Waqae Al - Misriyya) 「食品中に残留する農薬について許容される上限に関する2021年No. 6国家食品安全局理事会の決定」 (Issue No. 151) ¹⁹⁷

¹⁹⁵ エジプト国家食品安全庁「エジプト国家食品安全庁のホームページ」
(<https://www.nfsa.gov.eg/>、最終アクセス日：2023年3月9日)

¹⁹⁶ エジプト国家食品安全庁「食品中の動物用医薬品の最大残留制限に関する2020年No. 13国家食品安全庁の決定 (Issue No. 257)」
(https://www.nfsa.gov.eg/Images/App_PP/Desktop/App_Web/1/MyWebMedia/PDF/decisions_en/13-2020.pdf、最終アクセス日：2023年2月22日)

¹⁹⁷ エジプト国家食品安全庁「食品中に残留する農薬について許容される上限に関する2021年No. 6国家食品安全局理事会の決定 (Issue No. 151)」
(<https://www.nfsa.gov.eg/ar-eg/SitePages/Index/%D8%A7%D9%84%D9%82%D9%88%D8%A7%D9%86%D9%8A%D9%86%20%D9%88%D8%A7%D9%84%D8%AA%D8%B4%D8%B1%D9%8A%D8%B9%D8%A7%D8%AA%20%D9%88%D8%A7%D9%84%D9%82%D8%B1%D8%A7%D8%B1%D8%A7%D8%AA%20%D8%A7%D9%84%D8%BA%D8%B0%D8%A7%D8%A6%D9%8A%D8%A92>、最終アクセス日：2023年2月27日)

4. 残留基準値等の一覧表に関する説明

4.1. 採用しているリスト制度

エジプトで採用されているリスト制度は不明である。

4.2. 残留基準値の一覧表に関する概要

動物用医薬品に関しては、エジプト公式官報（Al - Waqae Al - Misriyya）「食品中の動物用医薬品の最大残留制限に関する2020年No. 13国家食品安全庁の決定」（Issue No. 257）に残留基準値の適用に関する指針が記載されている。この官報には残留基準値を適用する際に参照すべき一覧表としてCODEXの一覧表、EUの一覧表、グローバル農薬MRLデータベース、エジプトの一覧表といった4つが順番に挙げられている。いずれかの一覧表にある基準値を参照して残留基準値が適用され、上記のいずれにも規定がないものは0.01ppmの一律基準が適用される。

農薬に関しては、エジプト公式官報（Al - Waqae Al - Misriyya）「食品中に残留する農薬について許容される上限に関する2021年No. 6国家食品安全局理事会の決定」（Issue No. 151）で規定されている。

4.3. 使用禁止物質の一覧表に関する概要

使用禁止物質については、エジプト公式官報（Al - Waqae Al - Misriyya）「食品中の動物用医薬品の最大残留制限に関する2020年No. 13国家食品安全庁の決定」（Issue No. 257）に一覧表が記載されている。

4.4. 対象外物質の一覧表に関する概要

エジプトにおいては対象外物質に関する一覧表は確認できなかった。

5. 残留基準値等に関連する他の動向

5.1. CCRVDFで議論されている成分の扱い

エジプト当局のウェブサイトでCODEX委員会やCCRVDFの動向に関する情報開示は確認できなかった。

5.2. EUの新たな動物用医薬品規則への対応

2022年7月19日に制定されたEUの「人体用に使用が制限される抗菌剤を指定する規則」の関連規則である「第三国からの輸入に関する規則」に関しては、エジプト当局ウェブサイト等による情報収集、情報の開示は確認できなかった。またエジプト当局として類似の規制を策定する等の動向は確認できなかった。

6. 残留基準値に関する出典一覧

エジプトにおける残留基準値の規制に関連する情報を以下の表にまとめた。

表71：エジプトにおける残留基準値に関する各情報のまとめ

項目名	名称	URL
所轄機関	エジプト国家食品安全庁	https://www.nfsa.gov.eg/
関連法規（根拠法）	—	—
農薬のMRL（最新のPDFが閲覧できる場所）	食品中に残留する農薬について許容される上限に関する2021年No. 6国家食品安全局理事会の決定（Issue No. 151）	9%86%20%D9%88%D8%A7%D9%84%D8%A7%D8%BA%D8%BO%D8%A7%D8%A6%D9
農薬のMRLのデータベース（成分や作物で検索できる場所）	—	—
農薬の使用禁止	—	—
農薬の対象外	—	—
動物用医薬品のMRL（最新のPDFが閲覧できる場所）	食品中の動物用医薬品の最大残留制限に関する2020年No. 13国家食品安全庁の決定（Issue No. 257）	9%86%20%D9%88%D8%A7%D9%84%D8%A7%D8%BA%D8%BO%D8%A7%D8%A6%D9
動物用医薬品のMRLのデータベース（成分や動物で検索できる場所）	—	—
動物用医薬品の使用禁止	食品中の動物用医薬品の最大残留制限に関する2020年No. 13国家食品安全庁の決定（Issue No. 257）	9%86%20%D9%88%D8%A7%D9%84%D8%A7%D8%BA%D8%BO%D8%A7%D8%A6%D9
動物用医薬品の対象外	—	—
CCRVDFで議論されている成分の扱い	—	—
EUの新たな動物用医薬品規則への対応	—	—

7. その他の成分の規制

エジプトにおいては、エジプト公式官報 (Al - Waqae Al - Misriyya) 「食品中の化学汚染物質の許容最大レベルに関する2022年No. 6国家食品安全庁の決定」 (Issue No. 108)¹⁹⁸で、メラミン、ダイオキシン、マイコトキシン、貝毒、金属、ポリ塩化ビフェニルについて規制している。細菌については、「食品の微生物学的基準に関する2021年No. 1国家安全庁」¹⁹⁹による規制が見つかった。ヒスタミン、放射性物質、食品添加物に関する規制は確認できなかった。

また、エジプトにおける動物医薬品及び農薬以外の成分の規制を以下の表にまとめた。

表72：エジプトにおけるその他の成分の規制

成分	出典名称	URL
ヒスタミン (histamine)	—	—
メラミン (melamine)	食品中の化学汚染物質の許容最大レベルに関する2022年No. 6国家食品安全庁の決定 (Issue No. 108)	https://www.nfsa.gov.eg/ar-eg/SitePages/Index/%D8%A7%D9%84%D9%82%D9%88%D8%A7%D9%86%D9%8A%D9%86%20%D9%88%D8%A7%D9%84%D8%AA%D8%B4%D8%B1%D9%8A%D8%B9%D8%A7%D8%AA%20%D9%88%D8%A7%D9%84%D9%82%D8%B1%D8%A7%D8%B1%D8%A7%D8%AA%20%D8%A7%D9%84%D8%BA%D8%B0%D8%A7%D8%A6%D9%8A%D8%A92
ダイオキシン (dioxin)	食品中の化学汚染物質の許容最大レベルに関する2022年No. 6国家食品安全庁の決定 (Issue No. 108)	https://www.nfsa.gov.eg/ar-eg/SitePages/Index/%D8%A7%D9%84%D9%82%D9%88%D8%A7%D9%86%D9%8A%D9%86%20%D9%88%D8%A7%D9%84%D8%AA%D8%B4%D8%B1%D9%8A%D8%B9%D8%A7%D8%AA%20%D9%88%D8%A7%D9%84%D9%82%D8%B1%D8%A7%D8%B1%D8%A7%D8%AA%20%D8%A7%D9%84%D8%BA%D8%B0%D8%A7%D8%A6%D9%8A%D8%A92
放射性物質 (Radionuclides)	—	—

¹⁹⁸ エジプト国家食品安全庁「食品中の化学汚染物質の許容最大レベルに関する2022年No. 6国家食品安全庁の決定 (Issue No. 108)」 (<https://www.nfsa.gov.eg/ar-eg/SitePages/Index/%D8%A7%D9%84%D9%82%D9%88%D8%A7%D9%86%D9%8A%D9%86%20%D9%88%D8%A7%D9%84%D8%AA%D8%B4%D8%B1%D9%8A%D8%B9%D8%A7%D8%AA%20%D9%88%D8%A7%D9%84%D9%82%D8%B1%D8%A7%D8%B1%D8%A7%D8%AA%20%D8%A7%D9%84%D8%BA%D8%B0%D8%A7%D8%A6%D9%8A%D8%A92>)、最終アクセス日：2023年2月27日)

¹⁹⁹ エジプト国家食品安全庁「食品の微生物学的基準に関する2021年No. 1国家安全庁」 (<https://www.nfsa.gov.eg/ar-eg/SitePages/Index/%D8%A7%D9%84%D9%82%D9%88%D8%A7%D9%86%D9%8A%D9%86%20%D9%88%D8%A7%D9%84%D8%AA%D8%B4%D8%B1%D9%8A%D8%B9%D8%A7%D8%AA%20%D9%88%D8%A7%D9%84%D9%82%D8%B1%D8%A7%D8%B1%D8%A7%D8%AA%20%D8%A7%D9%84%D8%BA%D8%B0%D8%A7%D8%A6%D9%8A%D8%A92>)、最終アクセス日：2023年3月8日)

マイコトキシン (Mycotoxins)	食品中の化学汚染物質の許容最大レベルに関する2022年No. 6国家食品安全庁の決定 (Issue No. 108)	https://www.nfsa.gov.eg/ar-eg/SitePages/Index/%D8%A7%D9%84%D9%82%D9%88%D8%A7%D9%86%D9%8A%D9%86%20%D9%88%D8%A7%D9%84%D8%AA%D8%B4%D8%B1%D9%8A%D8%B9%D8%A7%D8%AA%20%D9%88%D8%A7%D9%84%D9%82%D8%B1%D8%A7%D8%B1%D8%A7%D8%AA%20%D8%A7%D9%84%D8%BA%D8%B0%D8%A7%D8%A6%D9%8A%D8%A92
貝毒 (shellfish poison)	食品中の化学汚染物質の許容最大レベルに関する2022年No. 6国家食品安全庁の決定 (Issue No. 108)	https://www.nfsa.gov.eg/ar-eg/SitePages/Index/%D8%A7%D9%84%D9%82%D9%88%D8%A7%D9%86%D9%8A%D9%86%20%D9%88%D8%A7%D9%84%D8%AA%D8%B4%D8%B1%D9%8A%D8%B9%D8%A7%D8%AA%20%D9%88%D8%A7%D9%84%D9%82%D8%B1%D8%A7%D8%B1%D8%A7%D8%AA%20%D8%A7%D9%84%D8%BA%D8%B0%D8%A7%D8%A6%D9%8A%D8%A92
金属 (metal)	食品中の化学汚染物質の許容最大レベルに関する2022年No. 6国家食品安全庁の決定 (Issue No. 108)	https://www.nfsa.gov.eg/ar-eg/SitePages/Index/%D8%A7%D9%84%D9%82%D9%88%D8%A7%D9%86%D9%8A%D9%86%20%D9%88%D8%A7%D9%84%D8%AA%D8%B4%D8%B1%D9%8A%D8%B9%D8%A7%D8%AA%20%D9%88%D8%A7%D9%84%D9%82%D8%B1%D8%A7%D8%B1%D8%A7%D8%AA%20%D8%A7%D9%84%D8%BA%D8%B0%D8%A7%D8%A6%D9%8A%D8%A92
細菌 (bacteria)	食品の微生物学的基準に関する2021年No. 1国家安全庁	https://www.nfsa.gov.eg/ar-eg/SitePages/Index/%D8%A7%D9%84%D9%82%D9%88%D8%A7%D9%86%D9%8A%D9%86%20%D9%88%D8%A7%D9%84%D8%AA%D8%B4%D8%B1%D9%8A%D8%B9%D8%A7%D8%AA%20%D9%88%D8%A7%D9%84%D9%82%D8%B1%D8%A7%D8%B1%D8%A7%D8%AA%20%D8%A7%D9%84%D8%BA%D8%B0%D8%A7%D8%A6%D9%8A%D8%A92
食品添加物 (Food additive)	—	—

ポリ塩化ビフェニル（PCB）	食品中の化学汚染物質の許容最大レベルに関する2022年No. 6国家食品安全庁の決定（Issue No. 108）	https://www.nfsa.gov.eg/ar-eg/SitePages/Index/%D8%A7%D9%84%D9%82%D9%88%D8%A7%D9%86%D9%8A%D9%86%20%D9%88%D8%A7%D9%84%D8%AA%D8%B4%D8%B1%D9%8A%D8%B9%D8%A7%D8%AA%20%D9%88%D8%A7%D9%84%D9%82%D8%B1%D8%A7%D8%B1%D8%A7%D8%AA%20%D8%A7%D9%84%D8%BA%D8%B0%D8%A7%D8%A6%D9%8A%D8%A92
-----------------------	--	--